

公表用

令和5年9月定例会（
9月1日 開会
9月22日 閉会

飯網町議会 会議録

令和5年9月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（9月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○諸般の報告、質疑	12
○議案第47号の上程、説明、質疑、付託	19
○議案第48号の上程、説明、質疑、付託	20
○議案第49号から議案第58号の一括上程、説明	21
○決算審査意見書報告	41
○議案第59号の上程、説明、付託	45
○議案第60号から議案第66号の一括上程、説明	48
○議案第67号から議案第69号の一括上程、説明、質疑、討論	53
○議案第67号の採決	55

○議案第68号の採決	55
○議案第69号の採決	56
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○諮問第1号上程、説明、質疑、討論、採決	60
○請願の付託	62
○陳情の付託	62
○散会の宣告	62

第2号（9月5日）

○議事日程	64
○本日の会議に付した事件	64
○出席議員	65
○欠席議員	65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
○事務局職員出席者	65
○開議の宣告	66
○議案第49号の質疑、付託	66
○議案第50号の質疑、付託	99
○議案第51号の質疑、付託	99
○議案第52号の質疑、付託	100
○議案第53号の質疑、付託	100
○議案第54号の質疑、付託	101
○議案第55号の質疑、付託	102
○議案第56号の質疑、付託	102
○議案第57号の質疑、付託	106

○議案第58号の質疑、付託	110
○散会の宣告	110

第3号（9月6日）

○議事日程	112
○本日の会議に付した事件	112
○出席議員	112
○欠席議員	112
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	112
○事務局職員出席者	113
○一般質問一覧表	114
○開議の宣告	115
○一般質問	
青 山 弘	115
中 井 寿 一	133
原 田 幸 長	142
風 間 行 男	153
○散会の宣告	163

第4号（9月7日）

○議事日程	164
○本日の会議に付した事件	164
○出席議員	164
○欠席議員	164
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	164

○事務局職員出席者	165
○一般質問一覧表	166
○開議の宣告	167
○一般質問	
中 島 和 子	167
瀧 野 良 枝	183
○散会の宣告	202

第5号（9月22日）

○議事日程	206
○本日の会議に付した事件	207
○出席議員	207
○欠席議員	207
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	207
○事務局職員出席者	208
○開議の宣告	209
○諸般の報告	210
○発言の取消し申し出について	210
○常任委員会審査報告、質疑	211
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	216
○議案第60号の質疑、討論、採決	233
○議案第61号の質疑、討論、採決	234
○議案第62号の質疑、討論、採決	235
○議案第63号の質疑、討論、採決	235
○議案第64号の質疑、討論、採決	236

○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	237
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	238
○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	243
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	246
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	248
○議員派遣の件	251
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	252
○町長あいさつ	252
○閉議及び閉会の宣告	254
○予算決算常任委員会 審査報告書	255
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	256
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	268
○総務産業常任委員会 審査報告書	275
○福祉文教常任委員会 審査報告書	278
○会議録署名	283

飯綱町告示第107号

令和5年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5年 8月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 5年 9月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和5年9月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和5年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 12 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 報告第 13 号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第 14 号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について
- 日程第 4 議案第 47 号 飯綱町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 5 議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 49 号 令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 50 号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 51 号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 52 号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 53 号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 54 号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第 1 2 議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 1 4 議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

日程第 1 5 議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

代表監査委員決算審査意見書報告

日程第 1 6 議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 7 議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 8 議案第 61 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 9 議案第 62 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 63 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 1 議案第 64 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 2 議案第 65 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 66 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 議案第 67 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 5 議案第 68 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 6 議案第 69 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 7 議案第 70 号 損害賠償の額の決定について

日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 9 請願

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の

確立を求める請願

請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担
制度の堅持・拡充」を求める請願書

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準
に戻すこと」を長野県知事に求める請願

日程第30 陳情

陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修

農業委員長	高橋明彦	選挙管理委員長	木賀田けさ代
総務課長	土屋龍彦	企画課長	平井喜一郎
税務会計課長	藤沢茂行	住民環境課長	宮島幸男
保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	清水純一
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	近藤久登
財政係長	荒井智雄		

事務局職員出席者

事務局長	土倉正和	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。今議会は決算議会でもあります。コロナ対策も引き続き取りながら進めてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和5年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年9月飯綱町議会定例会の開会にあたり、ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、9月定例議会を招集いたしましたところ、定刻までにご出席いただき厚く御礼申し上げます。

今年の夏は、あまり経験したことのない、異常な暑さでありました。上田市では38.6度という全国での最高気温を記録したり、隣の長野市にあっても36度を超える日があるなど、正に異常と言える状況でありました。飯綱町におきましても、日中の暑さは30度を優に超える日が連続し、朝夕の寒暖の差も少ない毎日でありました。

雨が少なかったことも相まって、桃やリンゴに着色や肥大に影響がみられます。農業を主たる産業としている我が町にとって、異常なまでの温暖化は、春先の遅霜、猛暑、台風と様々な災害をもたらし、大きな問題となってきております。現状を異常として捉えるのではなく、これからはこの状況が、通常のものとして対応していく必要も出てきているように感じております。防霜ファンなど災害対策を講じていくと共に、作付け計画、栽培品種、栽培作業の安全性など、検討していく必要も出てきていると感じています。

町民の皆さんの健康管理という面におきましても、保育園や小中学校における、児童や生徒の通園や通学を含め、学校生活における健康管理、また生活困窮者に対するエアコンなどの施設整備の支援、生活必需品の確保など見直しや検討が必要になってきていると感じております。

さて、今定例会にご提案申し上げます案件は、報告が4件、条例が2件、決算の認定が10件、補正予算が8件、その他が4件、諮問が1件の計29件でございます。

主なものについて申し上げます。

報告は、ふるさと振興公社の経営状況の報告、令和4年度決算に伴います財政の健全化判断比率と公営企業（住宅地造成事業を含む）の資金不足比率の報告等でございます。

条例ですが、犯罪被害者等支援条例を制定することと致しました。中野市で発生いたしました、殺害事件の被害者の関係者が、当町におられることなどから、今議会に提案させていただきました。近隣市町村においても制定の動きがございますが、条例の中味的には中野市、坂城町などと、ほぼ同等の経済的支援や人権の保護などを目的としております。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正は、長野県最低賃金の引き上げに伴うものであります。

決算の認定であります。一般会計決算について申し上げます。令和4年度決算は歳入が91億71万3千円、歳出が85億511万6千円となり翌年度(令和5年度)に繰り越すべき金額5,100万2千円を差し引いた実質収支額で5億4,459万5千円の黒字となりました。この決算剰余金の内、財政調整基金へ2億円、減債基金へ1億円を積み立てました。令和4年度一般会計決算の特徴的なことは、庁舎建設などの大きな建設的な事業が終わり、普通建設事業費が対前年比で大幅に減少した点、新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種の支援事業や病院事業への補助などにより補助費等が2億8,496万円余の増額になった点等であります。歳入では、ふるさと応援寄付金を中心とした寄付金が順調に伸び総額で6億7,122万円7千円と前年対比で1億8,728万5千円の増となっております。寄付金の増額により、令和4年度の自主財源比率は35.1パーセントとなり過去10年の中では最高の数値となりました。3割自治から4割へと自主財源の増額を目指していきたいと思っております。町債の未償還残高は元利合計で、一般会計分が70億

6,075万6千円、企業会計では3事業合計で54億7,304万9千円となり合計で125億3,380万5千円であります。合併時の平成17年度末の残高は250億7,352万円余でありましたので丁度半分になったといえます。毎年全体で起債の残高を10億円程減額してきておりますので、令和7年度決算の町債残高は100億円を下回る見通しが立ってきました。基金につきましては、37億8,919万4千円となり前年対比で4,390万円の残高増となりました。予算編成時においては、どうしても基金の取り崩しが必要となっておりますが、年度中の財源調整や交付税の確定、ふるさと応援基金の増額補正等により、基金の増額につながってきたと思います。今後においても財政調整基金を中心として、増額を図っていきたいと考えております。

特別会計について申し上げます。国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計など6つの特別会計には大きな問題はないと判断しております。

企業会計について申し上げます。水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、単年度決算においては問題がないと思っておりますが、今後それぞれの施設整備が必要になってきており、その為の財源確保と使用料などの見直しを検討しなければなりません。必要経費を全額使用料に求めていくことは無理があると思っております。議会を始めとして住民の皆さんのご理解を得る中で、使用料金のアップなど実施していくことが極めて重要であると思っております。病院事業について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響は大きく病院経営に及んでおります。今年の3月に1億円を病院事業に支援いたしました。その結果、令和4年度決算としては、3,814万円余の黒字となっております。逆に言いますと1億円の支援がなかったら6,200万円程の赤字ということになります。また資金繰りの面におきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い苦しい状況となっており、運転資金の確保も課題となっております。現場で先頭に立って奮闘している病院長には深く感謝しておりますが、病院経営の安定化に向けて、今年度に取り組んでおります経営強化プランの作成は極めて重要なことと認識しております。現場の意向や希望もごさいます。関係者と十分な検討を重ね、飯綱病院の存続が将来にわたって確信できるような、プランにしていきたいと考えております。

次に補正予算について申し上げます。一般会計補正予算（第3号）は令和4年度の繰越金の

確定及び令和5年度の普通交付税の確定等に基づき編成したものでございます。既決の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億7,860万3千円を増額し、補正後の総額を90億83万円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げます。地方交付税は確定に伴い5億7,963万3千円を増額を、寄付金では、ふるさと応援寄付金が極めて順調に伸びており3億52万8千円を増額をそれぞれ見込んでおります。ちなみに今年度のふるさと応援寄付金は8億円の予算額となります。歳入で減額補正と致しましたのは、繰入金の3億5,110万円であります。内訳としまして財政調整基金繰入金で3億円、減債基金繰入金で5千万円を減額しました。これにより当初予算に計上致しました基金取り崩しを3億5千万円減額したこととなります。決算剰余金で財政調整基金へ2億円、減債基金へ1億円積み立てたと申し上げましたが、今回の補正予算により財政調整基金は2億円の増額、減債基金も今年度の繰入額は当初の2億2,250万円から1億5千万円減額の7,250万円にすることができました。

歳出で主なものを申し上げます。総務費では、ふるさと応援基金積立金で1億575万4千円、ふるさと納税事業費で1億9,424万6千円、各区や組へ集会施設の電気料高騰対策支援で210万円、犯罪被害者等支援事業で141万4千円をそれぞれ計上いたしました。民生費では、長野県価格高騰特別対策支援金として827万1千円を計上し、該当する世帯に2万円を給付致しません。児童一人当たり5万円を給付する、低所得子育て世帯生活支援特別給付金として200万円、児童一人当たり3万円を給付する県の事業として645万円をそれぞれ計上しております。衛生費では新型コロナワクチン接種関係事業で2,953万8千円、飯綱病院の経営支援で5千万円を計上、商工費では天狗の館の浴室の改修工事費やそれに伴う休業補償等で1,489万7千円の計上、土木費では、9月補正での繰り出しを予定していた下水道事業会計への繰出金で5千万円を計上しております。尚、災害復旧など緊急的な予算執行に備えるために、予備費として1億3,446万6千円を計上致しました。特別なことがなければ、この予備費で今後の補正予算に対応できると想定しております。

特別会計補正予算、企業会計補正予算は令和4年度の決算や繰入金に伴うものであります。

人事案件と致しまして、固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、人権擁護委員の推薦が1件ございます。また、損害賠償の額の決定についても1件ございます。

いずれの案件につきましてもご提案の際には、詳細にご説明申し上げますのでよろしくようお願い申し上げます。

尚、最終日には工事請負契約の締結に関する案件を用意ができれば提出する予定ですのでお願い致します。

以上申し上げます。開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、4番 瀧野良枝議員、5番 青山弘議員、6番 中島和子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 11番清水満です。

本日招集されました令和5年9月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から9月22日までの22日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行

い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の5日は会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、6日と7日に午前10時より行います。通告者は6名です。質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮願います。なお、質問時間は一人60分として行います。

各常任委員会審査は8日、11日に開催し、予算決算常任委員会は20日に開催します。

22日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和5年5月分から令和5年7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第12号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について、

報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について、

報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について、

以上、地方自治法第 180 条第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定による専決処分の報告 1 件、決算数値に関する報告 2 件、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告 1 件の計 4 件を一括して説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

報告第 13 号、第 14 号については、監査委員の令和 4 年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配布されておりますので御覧いただきたいと思えます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

土屋総務課長、報告第 12 号から 14 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（報告第 12 号・第 13 号・第 14 号）

○総務課長（土屋龍彦） 報告第 12 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書 1 ページをご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

報告第 12 号は、町道の損傷に起因する損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

発生年月日は、令和 5 年 7 月 21 日。

発生場所は、大字黒川 1548 番地付近の町道 K2-5 号線で、牟礼小学校から東黒川集落に入る手前になります。

相手方は記載のとおりです。

事故概要は軽自動車町道を走行中、夜間のため舗装がはがれ陥没していた箇所を確認することができずそのまま走行し、運転席側前輪タイヤ 1 本を損傷したものです。

損害賠償の額は、11,849 円、過失割合は町 6 割です。

専決処分日は、令和 5 年 8 月 1 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申

申し上げます。

報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書 1 ページ並びに行政報告書 28 ページをご覧ください。行政報告書によりご説明いたします。

健全化判断比率については、一般会計に特別会計や企業会計を含めた連結決算により財政状況を明らかにするもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別に配付してあります監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書を付して報告するものでございます。

令和 4 年度の健全化判断比率は、行政報告書 28 ページ、上の表のとおりとなっております。

健全化判断比率は、表中の 4 つの指標をいい、それぞれの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「早期健全化団体」に、さらに指標のいずれかが財政再生基準以上になると「財政再生団体」になります。「早期健全化団体」や「財政再生団体」になると、国の監視のもとで、財政健全化や財政再生に向けて計画的に取り組まなければならなくなり、事実上のお金の使い方が制限され、町民生活にも影響が出てきます。本町の場合、いずれの数値も早期健全化基準の数値を下回っており、現状では大きな問題がない「健全段階」になっています。

それでは、各指標について説明いたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字を生じている会計がありませんので、ともに、該当はございません。

実質公債費比率につきましては、3 カ年の平均値でございますが、令和 4 年度の比率が合併特例債の償還の増などにより 0.5473%上昇したことから、3 カ年の平均値では 0.6%上昇し 11.1%となりました。実質公債費比率は早期健全化基準 25.0%を大きく下回っており、現状では問題ございません。実質公債費比率については、今後、近年の大型事業により起債の元利償還金の額が増加することから、上昇が見込まれます。

将来負担比率につきましては、令和 4 年度、地方債残高が減少したため、3 年ぶりにマイナスとなりました。将来負担比率については、今後も過疎対策事業債などの有利な起債を活用するとともに、地方債残高と充当可能基金等とのバランスを考えた財政運営を心掛けてまいります。

す。

なお、健全化判断比率の推移につきましては、35 ページ下段の表のとおりです。

次に、報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。引き続き、行政報告書によりご説明いたします。

資金不足比率につきましては、公営事業の経営状態の悪化の度合いを示すもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見書を付して報告するものでございます。

令和 4 年度の資金不足比率は、行政報告書 28 ページ、下の表のとおりとなっております。

各公営企業会計とも資金不足が生じていませんので、資金不足比率につきましては、該当はございません。

また、資金不足比率の算定結果につきましては、行政報告書 36 ページのとおりでございます。

以上で提案いたしました 2 件の報告案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長、報告第 15 号の説明。

なお、本報告第 15 号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっております。

〔副町長 池内武久 登壇・説明〕（報告第 15 号）

○副町長（池内武久） それでは、報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。議案の提案説明書の 1 ページ下段と報告書を併せてご覧ください。

なお、先ほど議長からもありましたとおり、詳細な経営状況につきましては、本定例会中の 20 日に行われます議会全員協議会において、ふるさと振興公社廣田社長より改めてご説明をさせていただきますのでご承知おきください。

まず、(1) の事業概要として、部門ごとの売上についてその概要をご説明申し上げます。

最初に農業部門です。農作業受託については、前年比 96.5 パーセント、金額では 26 万 8 千円減少の 753 万 2 千円となりました。

そのうち水稻では、延べ栽培面積は前年比 103.8 パーセントで 22.4 ヘクタールを行いました。

委託件数は、近年減少してきておりまして、春作業で90～100件、秋作業で60～80件程度で推移している状況です。自社栽培の水稻面積は7ヘクタール、収穫量が26.3トンで前年比88.3パーセントと大きな減収となりました。減収の大きな要因は、元肥に酵素鶏糞を使用して環境に配慮した米の栽培に取り組みましたが、窒素遅効の原因となり、ほぼすべての水田で倒伏が発生しました。早期倒伏水田では登熟不良に、また刈り取り不可能な圃場が発生したことによります。

そば栽培は、作業受託と自社栽培を合わせて、栽培面積が前年比102.0パーセントで59.7ヘクタールを行いました。自社栽培は前年比100.7パーセントで41.5ヘクタール、収穫量は12.7トンで前年比85.2パーセントと水稻栽培と同じく大きな減少となりました。そば栽培の重点地区として定めた上村―横手―高坂地区の順に適期播種を行いました。豪雨による冠水で上村、高坂地区については蒔き直しが必要な状況となりました。結果として上村地区のみを蒔き直し対応としたことから、高坂地区の圃場では特に収量が大幅減の状況となってしまいました。

こうした状況から農業部門の売上は、昨年度に比べ201万8千円の減収となりました。

次に、直売部門ですが、主体となる3つの直売所のレジ売り上げにつきましては、四季菜が前年比110パーセントの9,875万7千円、む〜ちゃんが前年比112.4パーセントの1億371万6千円、さんちゃんが前年比107.2パーセントの7千854万5千円、3店舗合計では前年比110.1パーセントの2億8,101万8千円となりました。本年度のスタート時はコロナウイルスの流行は続いていましたが、春先から善光寺の御開帳もあって、遠方からの来客も回復基調となり年間来客数は昨年を若干上回る程度でしたが、客単価が上昇しレジ売り上げは10パーセントを上回る増加となりました。この外、オンラインショップの充実やふるさと納税への参入、県外へのイベント販売がコロナの影響が少なくなり実施できたことから、直売部門の売上額については昨年度に比べ3,135万5千円、割合にして19.5%の増となりました。

次に、飲食部門のよこ亭についてでございます。今期の売上は前年比113パーセント、546万6千円の増で4,734万2千円となりましたが、昨年に続きコロナウイルス影響がまだ残っている状況ではありましたが、しかしながら、善光寺御開帳が始まり日々お客様の来店数が増加、

御開帳期間中は昨年より売り上げを伸ばすことができました。その後も飯綱町応援チケットの効果もあり 11 月のりんごの販売が最盛期になるまで一定の集客ができたことから、年間売上額はコロナ前の水準に近い状態まで回復してきました。食ごよみ日和は、今期の売上高は前年比 94.4 パーセント、金額では 70 万 8 千円の減 1,210 万 7 千円となりました。新型コロナウイルス感染の影響が続き厳しい状況でしたが、リピーターのお客様のご来店をいただきました。また、町のイベントにも参加し、季節限定の商品を作りとても好評を得ました。こうした努力を重ねてはまいりましたが、結果としては売上額を大きく伸ばせず、昨年度に比べ 70 万 8 千円の減となりました。

次に助っ人クラブですが、前年比 93.7 パーセント、金額では 97 万 1 千円の減で 1,445 万 9 千円となります。活動しているクラブ員の数は横ばいでしたが、作業時間は年間で 855 時間の減少となりました。7 月作業が 417 時間、10 月作業が 476 時間と大きく減少しました。それぞれ摘果作業と葉摘み作業が中心の月ですが大きな農園の利用状況が若干の減少傾向にある状況と思います。

このほか、三本松農作物加工施設につきましては、試験運用の 2 年目となりました。1 年目の経験を教訓に改善、改良を重ね、人件費等の経費は伸びましたが作業受託売上げが 76 パーセントの増、金額では 911 万円増で 2,589 万 9 千円となりました。この加工所の特色でもある「オーダーメイドりんごジュース」「果皮蜜」「りんごレザールの粉末」などの製造技術の向上に努め加工所の効率的な運用を目指し取り組んでいます。

次に、(2) の公社全体の決算概要についてでございます。売上額の合計は、3 億 3,581 万 2,066 円で前年比 111.9 パーセント、3,589 万 9 千円の増加となり、3 億円大きく上回る状況になってきました。売上総利益につきましては、2 億 2,095 万 946 円で前年比 103.3 パーセント、金額ではと 703 万 5 千円、前年比 103.3 パーセントの増と、売上額の伸びに比べかなり低いものとなりました。これは、直売部門における仕入れ額が、物価上昇により大きく伸びていることが大きな要因となっています。

営業利益につきましては、はマイナス 1,474 万 1,505 円、経常利益はマイナス 680 万 2,253

円、当期純利益はマイナス 700 万 4,753 円と、昨年度に引き続きマイナス決算となりました。部門別の営業利益では、農業部門は赤字額を減少させたものの、数年前に比べれば 300 万円程度赤字額が拡大、飲食部門の日和は売上が伸びない中、物価高騰の影響も加わり 673 万 2 千円の赤字、直売部門でも仕入れに加え水道光熱費や宅配料等、物価高騰の影響で黒字額が 3 割以減少と、全体を見れば厳しい決算となりました。

なお、公社に対する飯綱町の出資状況につきましては、発行済株総数 935 株に対し町の保有は 750 株、金額にして 3,750 万円、率にして 80.2 パーセントの保有割合となっています。

今回の報告につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項、出資比率 50 パーセント以上の法人に関する経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。

冒頭にも申し上げましたが、本定例会中には全員協議会において、改めて廣田社長から詳細にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第 12 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 13 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 14 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 47 号 飯綱町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第 47 号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第 47 号 飯綱町犯罪被害者等支援条例について、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の 2 ページをご覧ください。

中野市や坂城町など近隣自治体で痛ましい事件が発生しており、犯罪被害は、突然誰もがあう可能性があります。この犯罪被害者を支援するのは公の責任です。

犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

長野県におきましても、令和 4 年 4 月 1 日から、犯罪被害者等支援条例が施行されています。

町では、この被害者支援施策を「条例」という形で定め、支援の質や継続性の担保、町民等の安心感につなげていきたいと考えています。提出した条例では、犯罪被害者支援の基本理念や基本的事項を定めています。支援の内容としては、1 として支援を総合的に支援するための窓口設置、2 として日常生活の支援、3 として町営住宅への入居の配慮、4 として経済的な負担を円滑するための支援金の支給などがございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用でございます。中野市の事件で、当町でも犯罪被害者になられた方がおりますので、遡及適用しています。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第5、議案第48号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第48号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第48号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の2ページをご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

改正理由につきましては、長野県最低賃金が本年10月1日から908円から948円に上げられるため、これまでの非常勤特別職の日額報酬額では、最低賃金を下回ることになるため、条例改正を行うものです。

主な改正内容は、非常勤特別職の日額報酬額を7,200円から7,400円に改めるものです。

施行期日は、令和5年10月1日でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第49号から議案第58号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第6 議案第49号から日程第15 議案第58号までは、令和4年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案10件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山浦代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議2日目の9月5日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 49 号から議案第 58 号の提案理由の説明を求めます。

土屋総務課長、議案第 49 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 49 号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第 49 号 令和 4 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書によりご説明申し上げます。

まず、行政報告書 2 ページ、第 2-1 表 決算規模と収支の状況をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、91 億 71 万 3 千円、歳出決算額は、85 億 511 万 6 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 5,100 万 2 千円を差し引くと、実質収支額は、5 億 4,459 万 5 千円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して、2 億 195 万円、27.1%の減となっております。実質収支額のうち、基金繰入額として財政調整基金に 2 億円、減債基金に 1 億円の計 3 億円を決算積み立てしています。この基金繰入額を除いた収支額は、2 億 4,459 万 5 千円で前年度比 1 億 195 万円、29.4%の減となっております。

決算規模の推移は、第 2-1 図のとおりです。庁舎整備が完了し、令和 3 年度の庁舎建設事業費約 5 億円は皆減したため、令和 3 年度よりは決算規模は減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業や原油価格・物価高騰対策に伴う対策費用等により令和 4 年度の決算規模は高い水準のままとなっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

3 ページ、第 2-2 表 歳入決算額一覧表をご覧ください。主な科目について、ご説明させていただきます。

1 町税は、10 億 9,520 万 4 千円で、前年度と比較して 3,344 万 3 千円、3.1%の増となりました。町税の歳入総額に占める割合は、0.7%上がって 12.0%となっております。町税の状況については、5 ページ、第 2-4 表をご覧ください。令和 4 年度は、個人町民税が納税義務者数の減などにより減少しましたが、家屋や償却資産の増により固定資産税が前年度と比較し 3,169 万 8 千円増加しています。また、法人町民税についても 763 万円増加し、企業業績が回復基調にあるものとみられます。

3 ページ、第 2-2 表にお戻りください。歳入の中心となります、11 地方交付税は、2 億 363 万 3 千円、5.3%減の 36 億 996 万 4 千円となりました。地方交付税の歳入総額に占める割合は、0.8%下がって、39.7%となっております。6 ページ、第 2-5 表 地方交付税の状況及び 7 ページ、第 2-6 表 普通交付税等の状況をあわせてご覧ください。普通交付税は、令和 3 年度は過去最高額でありましたが、令和 4 年度は前年度より 1 億 4,315 万 4 千円減の 33 億 3,001 万 5 千円になりました。普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが財源不足額として国から交付されます。基準財政需要額は、個別算定経費、包括算定経費、公債費などを積み上げて算定します。個別算定経費の中で特に大きく増加した項目は、社会福祉費で 3,872 万 9 千円増加し、4 億 6,031 万 9 千円となっています。この増額理由は、令和 4 年度の保育園園児数が、前年度と比較し大きく増加したことが要因となっています。令和 4 年度の基準財政需要額の各項目の積み上げ額は前年度を 1 億円ほど上回りましたが、3 年に 1 度実施される交付税検査で、平成 30 年度から令和 2 年度の錯誤額で、1 億 9,381 万 1 千円の減額修正があったため、結果的に令和 4 年度の基準財政需要額は、前年度より約 1 億円減の 45 億 2,059 万 1 千円になりました。一方、令和 4 年度の基準財政収入額は、町民税、固定資産税、法人事業税交付金等の算定値が増加したことから、前年度より 4,300 万円程増加し、11 億 9,057 万 6 千円となっています。なお、この基準財政収入額は、実際の町の収入実績ではなく、国から示された客観的な基準により算定したものです。特別交付税の詳細については、7 ページの第 2-7 表 特別交付税の状況のとおりです。過疎等地域振興や地方創生推進交付金が前年度と比較し大きく減少したため、令和 4 年度特別交付税額は前年度より 6,047 万円減の 2 億 7,994 万 5 千円となっています。地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は、6 ページ第 2-5 表のとおり、36 億 6,100 万円ほどとなり、前年度と比較し、3 億 4,000 万円ほど減少しています。なお、地方交付税の推移については、7 ページ、第 2-5 図のとおりでございます。

再度、3 ページ、第 2-2 表にお戻りください。18 寄附金は、ふるさと応援寄付金が、非常に順調に推移してきており、令和 4 年度は、前年度比 1 億 8,728 万 5 千円、38.7%増の、6 億 7,122 万 7 千円となりました。ふるさと応援寄付金は、町歳入の 7.4%を占めるまでになり、町

財政の健全化や地域経済の活性化に大きく貢献している状況です。

19 繰入金は、各種基金の繰入金で、前年度比 2 億 8,857 万 7 千円、29.2%減の、6 億 9,865 万 1 千円となっております。基金の状況は後ほどご説明申し上げます。

22 町債は、5 億 5,440 万円となっております。8 ページ、第 2-8 表 町債の状況をご覧ください。借換債を除く令和 4 年度町債は 3 億 8,860 万円と前年度より 4 億 8,190 万円と大きく減少しています。これは役場庁舎整備事業で令和 3 年度の合併特例債 4 億 1,710 万円が皆減したことが大きな原因です。一方で令和 4 年度は、全部過疎の指定を受けたことから、過疎債の発行額が大幅に伸びています。19 ページ、第 2-16 表 過疎対策事業の状況をご覧ください。令和 4 年度の過疎債発行額はハード事業で 1 億 7,500 万円、前年度の約 5 倍、ソフト事業は 8,320 万円で約 2 倍と急増しています。過疎債は一部を除き充当率 100%、交付税算入率が 70%と非常に有利な起債となっております。令和 4 年度は、過疎債の他、交付税算入率 100%の臨時財政対策債、算入率 70%の緊急自然災害防災対策事業債などを借入しており、令和 4 年度に借入れた町債の約 9 割が、交付税算入率 70%以上の有利な起債となっております。

4 ページ、第 2-3 表 歳入性質別決算額一覧表をご覧ください。自主財源は、31 億 3,525 万 4 千円で、寄附金、繰越金の伸びにより、前年度比 1 億 8,325 万 1 千円、6.2%の増となりました。構成比の割合は、前年度より 3.8%上昇し、35.1%と過去 10 年で最も高くなっております。一方、依存財源は、地方交付税及び町債の大幅な減により、前年度比 6 億 7,455 万円、10.4%減の 57 億 9,965 万 9 千円となりました。自主財源の推移は、第 2-3 図のとおりでございます。ここ 10 年間で自主財源額及び自主財源比率がきれいな右肩上がりになっています。平成 27 年のふるさと納税制度「ワンストップ特例制度」の導入、町のふるさと納税獲得の努力等による、ふるさと納税の増が大きな原因と考えております。

続いて、11 ページ、第 2-10 表 歳出目的別決算額一覧表をご覧ください。借換債を除いた歳出総額は、前年度と比較して、2 億 6,441 万 7 千円、3.1%減の、83 億 3,931 万 6 千円となりました。

歳出を目的別で見ますと、総務費は、18 億 5,651 万 2 千円で、2 億 5,509 万 2 千円の減とな

りました。主な要因は、庁舎建設の完了による庁舎整備事業が前年度比約 5 億円減少したこと、一方で、ふるさと応援寄付金の約 1 億 9,000 万円増加分がそのままふるさと応援基金の積立や経費として歳出増になったこと、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した DX 推進事業で前年度比約 7,700 万円増加したことです。

民生費は、16 億 2,341 万 7 千円で、前年度と比較し 1,074 万 4 千円の増となりました。増加要因は、電力等の価格高騰緊急支援給付事業、低所得世帯への臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業などです。

衛生費は、9 億 5,572 万 1 千円で、前年度と比較し 7,361 万 5 千円の増となりました。増加要因は、新型コロナウイルス感染症対応やエネルギー価格高騰に伴い、病院への支援額が前年度比約 6,900 万円増加したこと、新型コロナウイルスワクチン接種で前年度比約 600 万円増加したことです。なお、病院へのエネルギー価格高騰支援は、新型コロナ地方創生臨時特別交付金を活用しています。

労働費は、前年度とほぼ同様の 160 万 1 千円でございます。

農林水産業費は、7 億 6,013 万 2 千円で、前年度と比較し 1 億 1,746 万 9 千円の減となりました。主な減少要因は、農業集落排水事業負担金が前年度比約 9,800 万円減少したこと、世界に誇る力強い産業形成事業が前年度比 1,700 万円減少したことです。袖之山地区と西部地区において、農業集落排水の公共下水道への繋ぎ込みが終了したため、農業集落排水の事業費が約 1 億円減少し、公共下水道の事業費が同額分増えています。

商工費は、2 億 347 万 6 千円で、前年度と比較し 5,883 万 3 千円、40.7%と大幅に増加しました。主な増加要因は、東高原ゾーン整備事業が前年度比約 4,200 万円増加したこと、飲食店応援チケット、応援商品券配付事業など商工振興対策事業が前年度比約 1,500 万円増加したことです。

土木費は、8 億 9,360 万 6 千円で前年度と比較し 6,220 万 8 千円増加しました。主な要因は、公共下水道費が前年度比約 1 億円増加したこと、橋梁長寿命化修繕事業が前年度比約 3,400 万円増加したこと、除雪車両維持費が前年度比約 3,200 万円増加したこと、一方で地方道改修費

が前年度比約 7,900 万円減少したことです。

消防費は、3 億 3,755 万 7 千円で、前年度と比較し 1,845 万 1 千円の増加となっています。主な増加要因は、消防団員報酬の見直しにより消防一般管理費が前年度比約 1,150 万円増加したこと、消防施設費で前年度比約 700 万円増加したことです。

教育費は、6 億 7,927 万円で、前年度と比較し 3,382 万 6 千円の増加となっております。主な増加要因は、ふれあいパーク LED 照明工事で運動場管理運営費が前年度比約 2,400 万円増加したこと、調理場施設管理費が前年度比約 700 万円増加したことです。

災害復旧費については、道路、農地災害復旧事業などで、前年度とほぼ横ばいの 3,142 万 4 千円となっております。

公債費は、10 億 8,823 万 5 千円ですが、令和 4 年度は借換債が 1 億 6,580 万円ありますので、借換債を除くと 9 億 2,243 万 5 千円となり、前年度と比較し 1 億 5,605 万 3 千円の減少となっています。主な減少要因は、令和 3 年度は約 2 億円の繰り上げ償還を行ったためです。起債の元利償還、いわゆる公債費については、決算剰余金等を財源に計画的に減債基金を積立てしており、これを繰入れすることで平準化を図っているところでございます。

次に、13 ページ、第 2-12 表 歳出性質別決算額一覧表をご覧ください。歳出性質別決算額の主な増減要因について説明します。人件費の主な減少要因は、除雪直営オペレーターを会計年度任用職員から委託契約方式に変更したためです。物件費の増加要因は、施設の電気代の増や DX 推進事業の増によるものです。補助費等の増加要因は、病院事業への負担金の増、ふるさと納税事業の返礼品の増、各種事業者支援の増により、前年度と比較し 2 億 8,496 万 4 千円、14.2%と大幅に増加しました。普通建設事業費の減少要因は、庁舎建設事業の皆減により、前年度比較し 4 億 3,410 万 5 千円、38.2%と大幅に減少しました。借換債を除いた公債費の減少要因は、令和 3 年度は、繰上償還があったためです。積立金の増加要因は、ふるさと応援基金の増、水道施設整備基金の増によるものです。構成比で見ると義務的経費が人件費、扶助費、公債費の計で 35.6%、投資的経費が普通建設事業費、災害復旧事業費の計で 8.8%、その他経費が 55.6%になります。

15 ページをご覧ください。第 2-9 図が人件費と公債費の推移でございます。令和 4 年度の公債費は借換債を除くと 9 億 2,243 万 5 千円を支出しました。減債基金から 2 億 2,243 万 5 千円を充当したため、一般財源部分は 7 億円ということになります。現在の起債発行状況から公債費支出はピークを迎えており、令和 5 年度から 8 年度までの借換債を除いた公債費の支出額は、8 億円から 9 億円になると予測しております。公債費の支出を平準化するため、令和 5 年度以降も減債基金の活用を図ります。具体的に言えば、公債費の財源の内、概ね一般財源が 7 億円程度になるよう、減債基金からの繰り入れを考えていきます。

次に、16 ページをご覧ください。町債残高等の状況でございますが、令和 4 年度末の一般会計の町債元利残高は、70 億 6,075 万 6 千円となっております。令和 4 年度では、焚荒地区の定住促進団地整備、除雪機械の購入、ふれあいパークの屋外照明の LED 化など過疎対策事業債のハードで 1 億 7,500 万円、町費学校職員配置、子育て応援祝い金事業など過疎対策事業債のソフトで 8,320 万円、臨時財政対策債で 5,160 万円、橋梁長寿命化修繕事業など公共事業等債で 3,480 万円など、借換債を除いて元金計 3 億 8,860 万円の町債を発行し、借換債を除いて 9 億 256 万 1 千円を償還したことから、元金は 5 億 1,396 万 1 千円の減の 69 億 5,815 万 6 千円となっております。また、利子残高は、1 億 260 万円で、近年の低金利に加え、令和 3 年度では高金利の起債の繰上償還を行うなど、積極的に利子負担の軽減を図ってきており、16 ページの第 2-11 図 令和 4 年度の町債残高利率別構成比のとおり、利率 0.5%以下の町債は、町債全体の 85.3%を占めています。

19 ページ上段をご覧ください。市町村合併特例事業について説明いたします。令和 4 年度までの合併特例債の借入額は 46 億 3,577 万円、発行率は 96.4%で、限度額までの残額は 1 億 7,553 万円になります。合併特例債は充当率 95%、交付税算入率が 70%の有利な起債で、合併から 20 年間活用可能です。飯綱町は令和 7 年度までに合併特例債を 1 億 7,500 万円ほど利用できるということになります。

21 ページ、第 2-17 表をご覧ください。基金の状況について説明いたします。表 1 段目の財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するため、決算剰余金などを積み立て、財源が

不足する年度に活用する目的の基金です。財政調整基金については、標準財政規模の10～20%程度を目途に積立している自治体が多いようです。令和4年度決算時点で財政調整基金残高が約15億6,010万円2千円、令和4年度における本町の標準財政規模は48億5,148万3千円であることから、本町の財政調整基金は標準財政規模の約32%と適正な状況になっています。なお令和4年度の財政調整基金は決算剰余金及び利子で3億180万円を積み立て、1億円を取り崩したため、2億180万円増加しました。表2段目の減債基金とは、将来にわたる町財政の健全な運営を行うため、町債の償還に必要な財源を確保する目的で設置している基金です。年度によって町債の償還が多額になる場合や償還期限を繰り上げて町債の償還を行う場合に、その財源として活用しています。町では公債費の財源の内、概ね一般財源が7億円以内に収まるよう、減債基金を繰り入れています。なお令和4年度の減債基金は、決算剰余金及び利子で1億120万円を積み立て、2億2,243万6千円を取り崩したため、1億2,123万6千円減少しました。表の下から5段目の地域振興基金とは、合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は、地域振興のために設ける基金で、この基金に対する積み立て経費は、有利な合併特例債を活用できます。飯綱町は平成26年度に限度額となる10億8,085万5千円まで地域振興基金を積み立て、地域振興に活用しています。この基金は、取崩しの用途は限定されますが、取崩しの期限はありません。なお、令和4年度の地域振興基金は、1億9,320万4千円を取り崩しました。表の下から4段目のふるさと応援基金は2億7,125万6千円を積み立て、1億6,301万4千円を取り崩したため、1億824万2千円増加しました。取り崩した応援基金は寄付者の要望に基づいた事業に充当しています。表最下段の水道施設整備基金は、水道施設整備の資金に充てるため令和4年度から積み立てを開始し、令和4年度は5,000万円を積み立てました。基金全体では令和4年度で7億2,541万9千円を積み立て、6億8,151万9千円を取り崩し、基金残高は4,390万円増加しました。

次に、22ページ第2-18表をご覧ください。債務負担行為の状況でございますが、令和5年度以降支出予定額は、4事業、1億295万7千円となっております。

次に、23 ページ、繰越事業についてでございますが、令和3年度からの繰越事業の状況は、第2-19表のとおり、令和5年度への繰越事業の状況は、24 ページ、第2-20表のとおりでございます。

25 ページからは、決算統計に基づく普通会計における決算の状況等でございます。1の実質的な収支の状況は、一般会計にからまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計を加え、他の特別会計との重複額などを控除した普通会計の決算状況です。

26 ページからの2. 経常収支比率については、令和4年度経常収支比率は89.7%と、前年度より4.2%上昇しました。経常収支比率は自治体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われるもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることとなります。公債費、扶助費が増加した一方で、歳入面で普通交付税が減少したことから、経常収支比率が上昇しました。

27 ページ、3. 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標で、令和4年度は0.26で前年度と同じになりました。ちなみに、財政力指数が1以上になると、自立して自主的に財政運営ができることになり、普通交付税は交付されないこととなります。

以上、一般会計の主な決算状況について、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は11時30分とします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

笠井建設水道課長、議案第50号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第50号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第50号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書223ページをお開きください。行政報告書は343ページになります。

歳入は、使用料等で、歳入合計313万8,493円であります。次ページ、歳出は、汚水処理施

設管理費等で、歳出合計は126万3,674円。歳入歳出差引残高は187万4,819円です。

行政報告書の343ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は、下水道付別荘ということで、100%の接続率です。戸数については、昨年と変わらず43戸でございます。放流量は日平均10.4m³であり、別荘地のため季節により流入量の変動し年間を通して汚水量が一定ではありませんが、基準値以内の適正な水質を放流しています。グラフを見ていただきますと、10月から11月につきまして少し数値が落ちていますが、計器の不具合により正確な値を取ることができなかつたためです。

次ページ、今後の課題と展望ですが、からまつの丘地区特別会計は、使用料収入だけで運営をしており、一般会計からの繰入金はございません。現在積立金は2,278万円となっており、供用開始から25年が経過していることから、機器の修繕費等の増加が予想されるため、今後機器の更新計画を作成し基金の取り崩しなどで対応しながら施設管理を行っていく予定です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長、議案第51号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第51号）

○病院事務長（相澤浩幸） それでは、議案第51号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算報告書は233ページから、行政報告書は345ページからでございます。決算報告書によりご説明いたします。233ページ、歳入歳出決算書 款項別集計表をご覧ください。

歳入では、1款 訪問看護ステーション事業収入で4,463万6,215円の収入がございました。内訳は、介護収入で3,006万8,646円、医業収入で1,456万7,569円となっており、いずれも前年度を下回る実績となりました。2款 繰入金はありませんで、3款 繰越金で1,978万7,392円、4款 諸収入で20万4,147円となり、歳入合計は、6,462万7,754円となっております。

続いて、234ページをご覧ください。歳出では、1款 衛生費で5,706万9,858円を支出しております。内訳では、訪問看護ステーション費で1,147万2,250円、職員給与関係経費で4,559

万 7,608 円となっており、職員の増員等により、経費については前年度を上回っています。2 款 諸支出金、3 款 予備費はゼロで、歳出合計は、5,706 万 9,858 円となっております。

歳入歳出差引残高は、次ページのとおり 755 万 7,896 円でございます。

歳入歳出の事項別明細書につきましては、236 ページ以降をご参照ください。

事業内容としては、コロナ禍で在宅から病院での療養を希望される方が増えており、訪問看護事業の利用者は介護、医療ともに利用者数、訪問回数が前年度を下回りましたが、居宅介護支援事業については、利用者は増加しております。

次に、243 ページをお願いいたします。財産に関する調書については、令和 4 年度は、物品で乗用車 1 台を購入し合計 6 台となりました。基金については令和 4 年度中の増減はなく、訪問看護ステーション財政調整基金の残高は 8,423 万 747 円で昨年度と同額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長、議案第 52 号、第 53 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 52 号・第 53 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は 245 ページからになります。行政報告書は 348 ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

まず、決算状況について申し上げます。令和 4 年度国民健康保険事業特別会計の歳入総額は 12 億 9,356 万 4,046 円、歳出総額は 12 億 6,135 万 3,128 円で、歳入歳出差引額は、3,221 万 918 円となりました。財政調整基金の年度末残高は、令和 4 年度には基金を 1 千万円繰入・取崩ししましたので、1 億 3,556 万 5,025 円となっております。

国保世帯数及び被保険者数の推移は 348 ページ記載のとおりで、国保世帯数、被保険者数ともに減少傾向にあります。

349 ページ中段から 350 ページは保険給付費等の状況です。一般被保険者については、保険給付費総額、1 人当りの給付額ともに対前年度比で減少となりました。

351 ページ上段から 353 ページは、保険税について記載してあります。353 ページ全体の収納率は 97.25%となり、前年度比 0.14%向上しました。徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談、分納誓約の推進と、滞納状況に応じた短期証の発行により、未納者対策を講じてきました。今後も未収金を増やさないよう、現年分の収納率の向上に努めてまいります。

354 ページ中段以降には、国民健康保険事業の今後の課題を記載してあります。令和 9 年度に県による保険税の統一化が予定どおり実施された場合の当町の国保税の税率・税額の見直しは、被保険者の負担急増とならないように検討することと、医療費抑制に繋げる保健事業は、前期高齢者が国保加入者の 5 割を超える状況もあり、この世代の取組みが、町の国保運営にとつての課題となっています。

資料にはありませんが、前期高齢者である 65 歳から 75 歳未満の被保険者数は 1,439 人となっており、全体の被保険者数 2,614 人のうち 55.0%と 5 割を超え、一人当たりの医療費も 400,817 円となっております。高血圧や糖尿病といった生活習慣病に伴う医療費増加の抑制に向けた取り組みとして、保健福祉課健康推進係との連携により、被保険者に特定健診への受診勧奨や保健指導等に取り組んでいきます。また、財源確保の対応について当面は、繰越金や財政調整基金などを活用し、国保税の負担増とならないよう努めていきます。

356 ページから 358 ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています国保特定健診・特定保健指導、保健事業についての報告です。

以上、提案しました案件の説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は 265 ページからになります。行政報告書は 359 ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害がある方が被保険者となり、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

359 ページ中段、決算概要ですが、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計の歳入総額は 1 億

6,647万5,326円、歳出総額は1億6,421万8,372円で、歳入歳出差引額は、225万6,954円となりました。

歳入の主なものは保険料が1億1,751万5,900円、一般会計繰入金が4,878万5,247円。主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合への納付金として1億5,537万3,222円、人件費等の総務費として882万7,150円となっています。

保険料についてですが、令和4年度が改定の時期となっております。2年ごとに決定され、令和4年度及び令和5年度の均等割額が40,907円、所得割率が8.43%となっております。賦課限度額は66万円とされており、前回より2万円増となっています。

360ページの今後の課題ですが、飯綱町の一人当たり医療費は、859,356円で昨年度より51,678円の増で、県平均の852,821円を6,535円、率にして約0.8%上回っています。

令和3年度より、国の制度である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業に取り組んでいます。医療費の削減を図るため、保健福祉課健康推進係と連携し、引き続き、高齢者の特性に合った保健事業や個別的支援を実施していきます。また、団塊の世代が75歳以上となり始めた中、医療費の増大が見込まれるため、令和4年10月より医療費の窓口負担割合が見直し、具体的には1割と3割のほか、2割負担が新設となっています。

361ページ中段から362ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています後期高齢者の保健事業費についての報告です。

以上、提案しました案件の説明とします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長、議案第54号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第54号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第54号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。行政報告書では363ページ、決算報告書は277ページからになります。行政報告書で、説明させていただきます。

令和4年度の概要ですが、4年度末の総人口は10,467人に対し65歳以上の人口4,226人、高齢化率は40.4%、率で0.5%の増と、さらに増加が予想されます。

決算状況は、歳入合計 13 億 8,103 万 5,931 円、前年度比 104.7%、歳出合計は 13 億 2,849 万 6,430 円、前年度比 101.0%となっており、歳入歳出差引残高は 5,253 万 9,501 円です。介護保険支払準備基金の状況は年度内で 1,845 万 1 千円積み立て、基金繰入を 5,819 万 3 千円行ったため決算年度中増減がマイナス 3,974 万 2 千円で決算年度末残高は 1 億 8,434 万 9,889 円となりました。

決算状況については、記載のとおりです。

報告書 364 ページ、要支援・要介護認定者数は表のとおりです。4 年度新規認定者数 185 人で前年度のより 33 名減となりました。

365 ページ第 1 号被保険者保険料については、前年に引き続き、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を目的に、第 1 段階から第 3 段階の保険料率の引き下げを実施しました。合計 948 人に対し 806 万 700 円の公費負担を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減関係で、4 名、19 万 7,880 円を減免しました。

続きまして、収納率でございます。中段の普通徴収で 97.9%、下段の滞納繰越分は 16.2%となりました。徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談や口座振替納付を推進し、収納率の向上に努めてまいります。

366 ページ 4. 受給者数では、介護サービスを利用した受給者で延べ 7,386 人、対前年比 34 人減でした。居宅サービス及び施設サービスは増えています。

5. 介護給付費の状況では、11 億 5,737 万 4,900 円、前年比 99.4%でした。施設サービスを希望するニーズが高い傾向にあり、全体の 57.0%占め、核家族化、独居化等の要因が背景として考えられます。また、介護認定者 1 人当たりの給付費は、176 万 4,291 円となっています。

367 ページは、介護給付費のサービスの種類ごとの状況となっています。上半期は毎月 1 億円程度の給付実績でしたが、下半期は 9,000 万円程度に減少する変化が見られ、給付費全体で約 725 万円減少しました。

課題では、下から 2 行目から介護状態になる大きな比重を占める認知症や生活習慣病等に起因する脳血管疾患や転倒、骨折などを防ぐため、一人ひとりがリスクに備えるものとして生活

習慣に係る基礎能力の向上や予防に努めることが肝要といえます。介護予防は、高齢者が可能な限り自立した日常生活を続けていけるよう地域づくりの視点が重要とされています。介護状態になる前のフレイル予防が大切で、先の福祉フォーラムの講演では、地域への参加、特に役割をもって活動することが重要であります。予防教室の開催や生活支援コーディネーターや社協とともに社会参加の場の普及に努め、社会とのつながり・フレイル予防を推進してまいります。

368 ページ中段から、6. 地域支援事業、介護予防・生活支援サービス費（通称「総合事業」）では、要介護認定で「要支援 1・2」の人、「非該当」と判定された人で、基本チェックリストで生活機能の低下がみられる人を対象に、生活支援コーディネーターが地区集会所などに出向いての介護予防活動を展開しています。

369 ページ上段は、通所型サービスB、訪問型サービスD等の実施地区です。一般介護予防事業については、各教室等の開催数及び参加人数等掲載しております。

370 ページ、4行目（7）のデータ分析に基づく介護予防施策立案評価等支援事業では、通いの場などにおける効果分析を行い、社会保障費の抑制効果では、80歳までは年間約30万円程度の効果が見られ、介護予防3か年プランにより継続的に実施し、介護予防教室などの効果を今後公表してまいります。

371 ページから地域包括支援センター費です。372 ページ上段の相談訪問件数があります。相談件数延べ5,235件、実件数588件、訪問件数1,479件でした。権利擁護に関する相談件数は延べ96件、虐待相談件数は延べ155件となっています。

374 ページ中ほどから今後の課題になりますが、相談内容は多岐にわたっており、複雑化、複合化したニーズに対する重層的支援体制整備事業と合わせて多職種連携により支援してまいります。認知症支援対策では、より多くの方が認知症の正しい知識を得て理解につながるよう、研修会等開催してまいります。地域ケアシステムの構築では、在宅医療・介護連携推進事業において医療介護関係者が看取りの事例検討や研修会等を通じて学び、検討してきました。その中で、多職種連携情報共有システムの活用を含めた切れ目のない在宅医療と介護の提供体

制構築に向け、町内の医療機関、介護事業所等との連携、協議を進めてまいります。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

笠井建設水道課長、議案第 55 号、第 56 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 55 号・第 56 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書 307 ページ、行政報告書は 375 ページとなります。

歳入合計が 1,813 万 2,457 円、繰越金 1,568 万 857 円であります。次ページ、歳出は 1,713 万 2,457 円で、土地売却収入金額として一般会計に繰り出しを行いました。歳入歳出差引残高は 100 万円です。

行政報告書 375 ページをお願いします。今後の課題として、人口増対策に対応するべく、町有地を活用した住宅建設が有効な手段と考えており、引き続き若者定住住宅の建設、個人向け住宅地分譲を計画的に実施してまいります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 提案説明をいたします。

水道会計は旧村単位で管理運営をしておりますので、地区ごとの決算を申し上げます。

決算報告書の 322 ページをお開きください。牟礼地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 2 億 1,373 万 5,411 円、支出・水道事業費用は 1 億 8,913 万 3,118 円です。次ページ、資本的収入は 819 万 7,200 円、資本的支出は 1 億 1,358 万 4,720

円で、不足額 1 億 538 万 7,520 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 419 万 281 円と減債積立金 5,839 万 2,185 円及び建設改良積立金 4,280 万 5,054 円で補てんをしました。

324 ページをお願いします。三水地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 1 億 1,414 万 1,939 円、支出・水道事業費用は 1 億 1,794 万 8,174 円です。次ページ、資本的収入は 91 万 6,300 円、資本的支出は 6,013 万 1,250 円で、不足額 5,921 万 4,950 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 157 万 8,050 円と減債積立金 4,119 万 7,225 円及び建設改良積立金 1,643 万 9,675 円で補てんをしました。

328、329、330 ページをお願いします。剰余金として牟礼地区、三水地区それぞれ未処分利益剰余金に当年度残高、牟礼地区 1 億 2,150 万 510 円、三水地区 5,218 万 5,520 円あります。この未処分利益剰余金と併せて、減債積立、建設改良積立に振り分けた剰余金、牟礼地区 2 億 9,574 万 8,871 円、三水地区 5,972 万 3,239 円を取り崩し使用したことにより資本金へ組み入れ、残額については資本的収支の不足額に使用するものであります。今回、牟礼三水の上水道事業一元化に伴い、過去の資本的収入額に不足する資本的支出額の精査を行ったところ損益勘定留保資金で補填した不足額に対して剰余金を充てる必要があったため積立金を剰余金に戻し予算執行するものです。

牟礼地区は減債積立金 2 億 3,155 万 3,925 円、建設改良積立金 6,419 万 4,946 円、三水地区は建設改良積立金 5,972 万 3,239 円を取り崩し、未処分利益剰余金残高を牟礼地区 2 億 9,574 万 8,871 円、三水地区 5,427 万 1,859 円としています。

続いて、事業報告です。339 ページをお願いします。牟礼地区の工事等概要は、飯綱浄水場 指示調整計交換工事で 154 万円、つつじが原配水管布設替工事で 3,110 万 8,000 円、管橋架替工事に伴う地質調査業務委託で 119 万 2,400 円等です。次ページ、三水地区は、三水浄水場 非常用発電機更新工事で 979 万円、芋川地区田中橋水管橋更新工事で 1,311 万 2,000 円、御所之入ポンプ場送水ポンプ更新工事で 385 万円等です。

341 ページをお願いします。業務量を全体で説明をさせていただきます。年度末給水人口は 10,390 人で前年比較 184 人の減少です。総有収水量は前年比較マイナス 5,321 m³、0.54%の減

でした。また、1人1日の平均給水水量は2580で、前年より3.10増加しています。有収率は72.53%でした。

345ページをお願いします。企業債の元金償還額は9,958万9,410円、利子償還額は1,586万9,236円、年度末元金残高は7億9,183万1,450円となっており、最終償還年度は令和17年度です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長、議案第57号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第57号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第57号 令和4年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、ご説明致します。決算報告書359ページからご覧ください。

それでは、説明に入ります。362ページをお願いします。I決算書・財務諸表、1決算報告書です。（1）収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値です。収益的収入の計は、22億8,125万3,694円です。収益的支出の計は、22億4,230万1,307円となりました。

続いて、363ページです。（2）資本的収入及び支出ですが、資本的収入の収入計は2億6,135万1,000円、資本的支出の支出計は3億5,765万1,202円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、9,630万202円は、過年度損益勘定留保資金で補填しました。

収益的収入及び資本的収入には、町からの繰入金（他会計負担金）で、4億9,976万4千円が含まれています。その内、1,030万円は新型コロナウイルス感染症の関連分です。内訳は、3条（収益的収入）に3億4,972万4千円、4条（資本的収入）に1億5,004万円という振り分けです。前年度と比較して、6,956万7千円の増となりました。

続いて、364ページ、2損益計算書になります。1の決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額になっております。1医業収益、2介護収益、4医業外収益の収入計が22億7,050万3,643円、3医業費用、5医業外費用の支出計は22億3,235万3,976円となり、経常利益は3,814万9,667円となりました。なお、6特別利益、7特別損失はありませんので、当年度純利益も同額の3,814万9,667円となっています。前年度決算額との単純比較では、1,819

万 2,291 円の良化となりました。

続いて、366 ページをお願いします。5. 貸借対照表になります。〔資産の部〕 2. 流動資産
(1) 現金預金ですが 8,463 万 3,892 円で、367 ページのキャッシュフロー計算書の 4 資金増加額にありますように、期首残高に比べ 3,538 万 9,131 円の増加となりました。

次に 371 ページをご覧ください。II 事業報告、1. 概要についてご報告致します。(1) 総括事項です。令和 4 年度は、令和 3 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じた中での業務となりました。発熱外来、行政検査、感染陽性者受け入れ、後方支援病床など様々な取り組みを行いました。詳細は記載のとおりとなります。

新型コロナウイルス感染症は、国内で初めて感染が確認されてから 3 年が経過し感染力の強いオミクロン株が主流となり第 6 波から第 8 波の 1 年余りで、国内の 3 年間のおよそ 95% を占める爆発的な感染が確認されました。当院においても職員家族の感染での休暇、家族からの感染で職員が不足し入院患者を制限せざるを得ない状況や、院内での少人数のクラスターが確認され新規の入院を制限せざるを得ない状況も発生し医療現場での感染対策が困難な状況が続きました。県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症陽性者の受入れでは、感染病床 2 床の実績は、実人数 30 名、入院日数は 298 日。後方支援病床 1 床の実績は、実人数 12 名で 117 日間受入れました。また、町民への新型コロナウイルスワクチン接種では医師、看護師の積極的な派遣を行いました。コロナ禍において、ワクチン接種は進みましたが、入院、外来患者数は前年度より更に低調に推移しました。新型コロナ感染症の影響による収入の減少、必要経費の増大に充てるため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県の新型コロナ感染症専用病棟等受入体制補助金を活用するとともに、町からの追加の繰り入れをお願いして対応しました。

医療従事者の確保につきましては、専任職員 1 名を配置し招聘に努めた結果、常勤医師 1 名、非常勤医師 3 名が採用できましたが、常勤医師 1 名、非常勤医師 1 名の退職がありました。薬剤師の不足は派遣薬剤師で対応しましたが、令和 5 年度は学卒薬剤師 1 名を採用します。看護師については、欠員補充ができておらず、今後も最優先課題として取り組んでまいります。

373 ページ、(2) 経営指標に関する事項ですが、経常収支比率は補助金、繰入金の増加により前年度を上回りましたが、修正医業収支比率、病床利用率は前年度を下回りました。

376 ページ、2. 工事 (1)、(2)、(3) に工事等の概況、378 ページ、3. 業務 (1) 事業量についてはそれぞれご参照ください。

380 ページ、4. 会計です。(1) 主要備品の整備については、23 種 25 式の整備を行いました。主な物は、医事会計システム、移動型 X 線透視撮影装置、多用途透析用監視装置、ベッドサイドモニター等です。合計 93,937,800 円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 (渡邊千賀雄) 笠井建設水道課長、議案第 58 号。

[建設水道課長 笠井順一 登壇・説明] (議案第 58 号)

○建設水道課長 (笠井順一) 議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案説明をいたします。

決算報告書の 399 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・下水道事業収益 7 億 3,250 万 7,235 円、支出・下水道事業費用は 6 億 1,916 万 4,544 円です。

次ページ、資本的収入は 1 億 2,464 万 1,000 円、資本的支出は 4 億 1,506 万 4,461 円で、差額 2 億 9,042 万 3,461 円と翌年度の支出財源に充当する 361 万 3,529 円を合わせた不足額 2 億 9,403 万 6,990 円は減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補てんをしました。

402 ページをお願いします。剰余金として未処分利益剰余金に当年度残高 2 億 2,980 万 9,423 円ありますが、この未処分利益剰余金については、減債積立金への積立で 1 億 1,677 万 6,727 円、また減債積立金としてあった 1 億 1,303 万 2,696 円の剰余金を使用したことにより資本金に組み入れ、振り分け後の未処分利益剰余金残高を 0 円としているものです。認定後減債積立金については減債費として使用して行きます。

続いて、事業報告です。411 ページをお願いします。工事等概要は、公共下水で焚荒地区住宅造成の管路布設工事で 1,073 万 6,000 円、国道 18 号線マンホール蓋交換工事で 407 万円、農業

集落排水クリーンピアみなみ遠方監視装置更新等工事で1,389万3,000円などです。

412 ページをお願いします。業務量の説明をさせていただきます。年度末処理人口は9,095人で前年比較165人の減少です。下水道普及率は94.3%で水洗化率は92.1%、昨年と同じです。また、年間汚水処理水量は82万6,336 m³、1日の平均処理水量は2,264 m³で、前年より4.8%減少しています。

416 ページをお願いします。企業債の元金償還額は3億8,617万158円、年度末元金利子未償還残高は27億9,574万5,039円となっており、最終償還年度は令和33年度です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

山浦代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願いいたします。山浦代表監査委員。

〔代表監査委員 山浦修 登壇・報告〕〔決算審査意見書〕

○代表監査委員（山浦修） それでは、令和4年度飯綱町の各会計につきまして、決算審査を実施いたしましたので審査結果をご報告いたします。

まず、審査の概要ですが、審査の対象は、令和4年度飯綱町の一般会計、同じく令和4年度の国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、からまつの丘地区汚水処理場管理事業、住宅地造成事業、訪問看護ステーションの6特別会計と病院事業、水道事業、下水道事業の3企業会計並びに各基金の運用状況に関して審査の対象としました。

審査の期間ですけれども、令和5年7月26日の水曜日から28日金曜日までの3日間で行いました。

審査の手続きは、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、飯綱町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、現金・預金証書の確認及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、各関連法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財政の財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合など通常実施すべき審査手続、必要と認めるその他の審査手続を実施いたし

ております。

審査の結果ですけれども、審査に付された飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定いたします。また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しており、誤りのないことを確認しております。

以上が審査結果となります。

では、各会計につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず一般会計ですけれども、歳入は決算額 91 億、歳出は決算額 85 億 500 万円、歳入歳出差引額は 5 億 9,600 万円の黒字となっております。

歳入に関してですが、自主財源が 31 億 3,500 万円で歳入の 35.1%を占めております。内訳ですが、町税が 10 億 9,500 万、繰入金が 6 億 9,800 万円、寄付金、ふるさと納税ですね、が 6 億 7,100 万円となっております。前年に比べ財源は増加しており、自主財源比率も向上しており、特に町税等基礎的収入が増加しており、財源が改善傾向にあると言えます。ただし、中を見ますと固定資産税が大きく増加しているんですが、固定資産税に関しましては、令和 3 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の減免措置がありました。これが終了したことにより、令和 4 年度は 3,200 万円が増加しているという状況になっております。また、ふるさと納税が大きく増加していることは明るい材料と言えますが、現状のふるさと納税を見てみますと、返礼品目的の寄付が増えており、当初のふるさと納税の趣旨と乖離してきている傾向があります。今後、可能性としてですが、寄附金の制度が改正される可能性もありますので、ふるさと納税が見直しが行われた場合には、影響が大きく、あまり過度な期待と依存は避けるべきかなというふうに考えております。

続きまして歳入の中の依存財源ですけれども、依存財源は 58 億。主なものは、地方交付税が 36 億 1,000 万円、国庫支出金が 9 億 6,500 万円、県支出金が 4 億 100 万円となっております。特に地方交付税が前年に比べまして 2 億 400 万円減少しておりますけれども、これは先に説明

がありましたとおり、過年度の算定錯誤による減額が1億9,000ありましたのでそれによる影響が大きいものです。したがって、令和5年度におきましては、地方交付税は大幅に増加増額される可能性があります。

では、続きまして、8ページに参りますけれども、地方債の状況です。飯綱町全体の地方債は120億6,900万円前年に比べまして11億2,000万円の減となっております。大幅に減少していること、それと、このペースでいけば11年で償還が終わるという状況を見ますと、好ましい状況であるというふうに言います。

基金の状況ですけれども9ページのところになります。令和4年度末の基金残高は、44億7,000万円。

繰越事業は、令和3年度から繰り越し事業で3億1,700万円ありましたが、これは滞りなく執行されております。令和5年度への繰越事業は1億5,900万円あり、事業が年度末間近に決定したものもあり、やむを得ない部分もあるのでしょうかけれども、当然行政としては、年度内に完成させ繰越があまり発生しないように改善をしていくことが必要かと思われま

す。続きまして特別会計に移ります。

10ページですね。国民健康保険事業、歳入12億9,300万円、歳出12億6,100万円、歳入歳出差額3,200万円、収支としては3,200万円の黒字となっております。

後期高齢者医療、歳入1億6,600万円、歳出1億6,400万円、歳入歳出差額225万7,000円となっております。収支としては225万7,000円の黒字となっております。

介護保険、11ページになります。介護保険事業、歳入13億8,100万円、歳出13億2,800万円、歳入歳出差額5,300万円となっております。しかしながら収支で見ますと500万円の赤字となり、5,800万円の基金の取崩しを行って不足分を充当している状態です。ここ数年、基金の取崩しが赤字を補填する状況が続いており、厳しい決算となっている状況が伺えます。今後対応が必要になってくるかと思えます。基金の残高は1億8,400万円ですので、毎年2,000万円の取崩しが行われると、数年で基金が枯渇する状況になっております。

続きまして、からまつの丘地区汚水処理場管理事業ですけれども、歳入が313万8,000円、

歳出が 126 万 3,000 円、歳入歳出差額が 187 万 5,000 円となっております。

宅地造成事業ですが、歳入が 1,813 万 2,000 円、歳出が 1,713 万 2,000 円、歳入歳出差額が 100 万円。

訪問看護ステーション、歳入 6,400 万円、歳出 5,700 万円、歳入歳出差額 800 万円で、収支としては 800 万円の黒字ということになります。

続きまして企業会計に移ります。

まず病院会計になりますけれども、病院会計の収益的収入に関してですが、患者数は減少しておりますが、医業収益全体では 3,100 万円増加し、15 億 8,400 万円となっております。医業費用は、人件費が 1,200 万円増加し 12 億 5,500 万円、材料費が 3,300 万円増加し 2 億 3,800 万円、その他電気代の高騰等の影響もあり医業費用全体では前年よりも 9,200 万円増加し 22 億 3,200 万円となっております。医業収入から医業費用を引いた医業利益、いわゆる本業の利益ですけれども 5 億 4,200 万円の赤字であり、前年よりも 6,000 万円赤字が増加しております。この赤字を医業外収益である補助金と他会計負担金で補填することで当期利益 3,800 万円という計算となっております。非常に資金繰りが悪化しており他会計負担金が前年よりも 7,000 万円増加し 5 億円の補填をしている、このような状況が続いておりますので、早急な改善計画の策定と実施が求められています。

続きまして水道会計です。水道会計の収益的収入ですけれども、給水人口が減少し、それに伴いまして収入も減少しております。費用面では、原水及び浄水費用が前年よりも 253 万円増加しており、営業費用全体として 1,084 万円増加し 2 億 7,715 万円となっております。営業利益は減益となり 2,906 万円の赤字となっております。ただし、営業費用の中に減価償却費 1 億 7,361 万円がありますので、この減価償却費を除いたとすればですけれども黒字になっている、いわゆる資金としては回っている状態になっているかと思えます。ただし、減価償却費を除けば黒字ではありますが、今後の設備投資を考えれば、その減価償却費も含めた中で黒字化していく必要がありますので、今後の改善が検討されるところかと思えます。

最後、下水道事業です。収入、下水道使用料は前年度よりも 253 万円減少し 1 億 5,816 万円

となっております。営業収入合計では1億5,530万円、営業費用合計は5億4,158万円になっております。営業利益は3億8,328万円の赤字になっております。水道事業と同じように減価償却費を除いた場合においてですが、下水道事業においては、減価償却費を除いても3,400万円の赤字となっており、運転資金が不足している状態です。手持ちの資金の残高は1億1,563万円ですので資金繰りがかなり厳しい状況になっております。処理場全体の老朽化が進んでおり、施設の補修等の増加が見込まれている中、水道料金の改定等を含めた収益改善が必要と考えております。

以上簡単ではありますが、令和4年度の飯綱町各会計における決算報告とさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

◎議案第59号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第16、議案第59号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第59号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第59号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。議案の提案説明書4ページをご覧ください。

本年度の普通交付税の決定、ふるさと応援寄付金、令和4年度決算を踏まえての繰越金等、これらを主な財源とした補正で6億7,860万3千円の増額でございます。これにより、本年度の予算額は90億83万円となります。

また、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い地方債限度額を補正、また事業費の変更に伴い、過疎対策事業債の地方債限度額を補正しております。ちなみに、臨時財政対策債について簡単に説明しますと、通常であれば標準的な行政サービスを行うため財源不足があれば、国から自治体へ地方交付税が交付されますが、ただこの地方交付税というものは、国税5税、所得

税等の一定割合により算出した額を地方交付税の原資とすると決められており、その原資が地方公共団体の財源不足を賄えない場合にこの臨時財政対策債を国が発行を認めるということになっております。なお、この地方債の元利償還金に相当する額は後年度に全額普通交付税で補てんされます。

それでは初めに、歳入の主な内容を申し上げます。

11 款 地方交付税は、本年度の普通交付税の決定などにより、計 5 億 7,963 万 3 千円を増額しています。本年度の普通交付税の決定額は 35 億 1,563 万 3 千円となり、前年度と比較して 1 億 8,561 万 8 千円の増額となっています。

15 款 国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種、橋梁長寿命化修繕事業に係る補助金などにより、計 4,195 万 8 千円を増額しています。

16 款 県支出金は、長野県価格高騰特別対策支援金、低所得世帯を対象にした子育て世帯生活支援特別給付金、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金などにより、計 1,499 万 4 千円を増額しています。

17 款 財産収入は、飯綱東高原の町有林の間伐の際に出たカラマツの売り払い収入として 136 万 4 千円を増額しています。

18 款 寄附金は、ふるさと応援寄付金の増などにより、計 3 億 52 万 8 千円を増額しています。当初予算ではふるさと応援寄付金を 5 億円で見込んでいましたが、直近の寄付額が好調なことから 8 億円の寄付を見込み、補正したものです。

19 款 繰入金は、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などにより、計 3 億 5,110 万円を減額しています。普通交付税が確定し、財政調整基金を取り崩す必要性がないと判断し、財政調整基金繰入金を皆減するものです。なお、4 年度の決算剰余金から 2 億円を財政調整基金に積立てましたので、財政調整基金の残高は 17 億 6,000 万円ほどになります。

20 款 繰越金は、決算の確定に伴い 1 億 1,715 万 1 千円を増額しています。

21 款 諸収入は、コミュニティ助成事業の助成金額確定などにより、計 242 万 5 千円を減額しています。

22 款 町債は、臨時財政対策債の確定、過疎対策事業の事業費変更により、計 2,370 万円を減額しています。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。6 ページをご覧ください。

2 款 総務費では、障害者雇用の報酬等で約 200 万円を増額、行政連絡費で集会施設のエネルギー価格高騰対策として自治会への補助で 210 万円を増額、ふるさと応援寄付金の増に伴い、ふるさと応援基金積立金で 1 億 575 万 4 千円を増額、ふるさと納税返礼品などの経費である「ふるさと納税事業費」で 1 億 9,426 万 6 千円を増額、本議会で提出している犯罪被害者等支援条例を基本に展開する、犯罪被害者等支援事業で 141 万 4 千円を増額しています。

3 款 民生費では、長野県価格高騰特別対策支援金として 827 万 1 千円を増額、均等割のみ課税世帯に 1 世帯当たり 2 万円の支援金を交付するものです。介護保険事業への繰出金として 1,252 万 2 千円を増額、低所得子育て世帯生活支援特別給付金で 845 万円を増額しています。この子育て世帯への給付金は、家計が急変し新たに住民税均等割非課税の子育て世帯に児童 1 人当たり 5 万円を支給、また住民税所得割非課税の子育て世帯に児童 1 人当たり 3 万円を支給するものです。

4 款 衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 2,953 万 8 千円を増額、飯綱病院会計への繰出し金で 5,000 万円を増額しています。この繰出しについては、地域医療の核である飯綱病院の経営安定を図るため実施するものです。

6 款 農林水産業費では、農業振興負担金補助金としてきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金などで 1,063 万 5 千円を増額しています。また、県土地改良事業として県単緊急農地防災事業の測量、設計業務委託費として 355 万 3 千円を増額しています。この県単緊急農地防災事業は、農地や農業施設の維持のために県が緊急的に工事を行うもので、測量や設計のみ町が実施します。

7 款 商工費では、合宿交通費支援補助金事業などの商工振興対策事業で 190 万 8 千円を増額、天狗の館の女性浴室修繕工事などの東高原ゾーン整備事業で 1,489 万 7 千円を増額しています。

8 款 土木費では、橋梁長寿命化修繕事業として古町地区の石原橋修繕工事で 1,000 万円を増額、道路新設改良費として西ノ入水路付帯工事などで 1,060 万円を増額、除雪費として除雪業者委託の持込機械の増及び変更で 619 万 6 千円を増額、下水道事業会計への繰出金で 5,000 万円を増額しています。この繰出しについては、当初予算において下水道会計の負担金の一部を保留しておりましたが、普通交付税の決定などにより財源が確保できたことから増額するものです。

10 款 教育費では、小学校整備事業費として三水小の施設修繕費で 372 万 6 千円を増額しています。

11 款 災害復旧費では、農地補助災害復旧事業として 6 月 30 日の豪雨災害で発生した 2 か所の復旧事業で 539 万 8 千円を増額しています。

14 款 予備費では、1 億 3,446 万 6 千円を増額し、財源調整しております。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 59 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 60 号から議案第 66 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第 17、議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 18、議案第 61 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 19、議案第 62 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 20、議案第 63 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 21、議案第 64 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 22、議案第 65 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）、

日程第 23、議案第 66 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、

以上 7 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 7 件の提案理由の説明を求め、最終日 9 月 22 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

議案第 60 号から議案第 66 号の提案理由の説明を求めます。

笠井建設水道課長。議案第 60 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 60 号）

○建設水道課長（笠井順一） それでは、議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 10 ページ上段をお願いします。

補正の概要は、補正前の予算額 253 万 4 千円、補正予算額 238 万 3 千円の増額、補正後の予算額 491 万 7 千円。

主な補正内容は、歳入で、繰越金で 107 万 4 千円の増額、国庫補助金で 130 万 9 千円の増額、歳出では、汚水処理施設管理費 238 万 3 千円を増額しました。内容につきましては、老朽化した機器の修繕を行うためのものです。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。議案第 61 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 61 号）

○病院事務長（相澤浩幸） それでは、議案第 61 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。議案書によりご説明いたしますので、議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算第 1 号につきましては、既定の予算の総額に 192 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5,775 万 4 千円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。議案書の 6 ページからご覧ください。事業収入の減少に伴い介護給付費収入を 400 万円減額、訪問看護収入を 300 万円減額し、財政調整基金繰入金を 1,000 万円増額しました。また、決算に伴い繰越金を 108 万円減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。予備費において 192 万円を増額し、財源調整しております。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。議案第 62 号、第 63 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 62 号・第 63 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 62 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。議案書 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度既定予算額 13 億 3,802 万 4 千円に歳入歳出それぞれ 2,253 万 6 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を 13 億 6,056 万円とするものです。

6 ページをご覧ください。歳入では、国庫支出金として、出産育児一時金ついて、令和 5 年度から 8 万円という大幅な引き上げが行われ 50 万円になることに対し、令和 6 年度以降は後期高齢者医療制度から支援金が充当されることも考慮し、令和 5 年度に限り、保険者に対し、増額分の一部について、出産育児一時金 1 件当たり 5 千円の国庫補助、当町では 8 件の出産育児一時金を見込んでいるので 4 万円を新たに増額補正するものであります。繰越金では、令和 4 年度決算による繰越額の確定により、1,421 万円増額補正するものであります。諸収入では、

雑入として、令和4年度国民健康保険 保険給付費等交付金、普通交付金の返還金の確定により、828万6千円を増額補正するものであります。

7ページをご覧ください。歳出では、保険給付費については、出産育児一時金の増額に伴い、国庫補助を4万円増額し、一般財源を4万円減額する財源更正を行っております。予備費では、2,253万6千円を増額、財源調整するものであります。

以上、提案説明とします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第63号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

令和4年度決算による繰越額が確定したことに伴う補正となります。

令和5年度既定予算額1億7,646万7千円に歳入歳出それぞれ185万7千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1億7,832万4千円とするものです。

6ページをご覧ください。歳入では、繰越金で、令和4年度決算による繰越額の確定により、185万7千円を増額補正するものであります。

7ページをご覧ください。歳出では、予備費で、歳入と同じく185万7千円を増額、財源調整するものであります。

以上、提案説明とします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。

再開は午後2時10分とします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

永野保健福祉課長。議案第64号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第64号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第64号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の11ページ下段から12ページ

をご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 4,258 万 3 千円を増額して補正後の予算額を 14 億 6,856 万 3 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、国庫補助金 254 万 4 千円減額、主に財政調整交付金確定によるものです。12 ページ支払基金交付金 64 万 2 千円、県補助金 5 万 7 千円、一般会計繰入金で 1,181 万円 9 千円それぞれ増額するもの、介護給付費準備基金繰入金 1,992 万 9 千円減額、繰越金 5,253 万 8 千円増額するものです。

歳出では、主に介護給付費準備基金積立に 2,588 万 1 千円、国・県補助金及び支払基金交付金清算による償還金 1,525 万 4 千円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくごお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。議案第 65 号、第 66 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 65 号・第 66 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 65 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 12 ページ中段をお願いします。

補正の概要ですが、水道事業資本的支出の補正前の予算額は 3 億 5,830 万円、補正予算額 1,200 万円の増額、補正後の予算額 3 億 7,030 万円です。

主な補正内容ですが、飯綱町水道事業会計予算第 4 条本文括弧書きの資本的支出に対する不足額を当年度分消費税等資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填し、資本的支出の建設改良費を増額するものです。

主な支出は、袖之山地区で老朽管が破裂し早急な布設替え工事が必要なため建設改良費を 1,200 万円増額するものです。財源は建設改良積立です。

以上、ご審議の程、よろしくごお願いいたします。

続いて、議案第 66 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 12 ページ下段から 13 ページをお願いします。

補正の概要ですが、収益的支出で、補正前の予算額 5 億 8,044 万 2,000 円、補正予算額 10 万円の減額、補正後の予算額 5 億 8,034 万 2,000 円です。資本的収入で、補正前の予算額 3 億 3,387 万円、企業債 2,020 万円の増額、資本費平準化債 5,000 万円の減額で起債関連 2,980 万円の減額、負担金等 5,000 万円の増額、補正後の予算額 3 億 5,407 万円です。資本的支出で、補正前の予算額 5 億 3,553 万円、補正予算額 720 万円の増額、補正後の予算額 5 億 4,273 万円です。

主な補正内容ですが、飯綱町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額について、下水道事業費用の営業費用の減額。これは予算第 8 条の議会の議決を経なければならない経費であり、職員給与費になります。また、資本費の補正については、飯綱町下水道事業会計予算第 4 条本文括弧書きの資本的支出に対する不足額を当年度分消費税等資本的収支調整額、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分で補填し、資本的支出の建設改良費を増額、飯綱町下水道会計予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額について当初予算において起債を利用して予算を見込みましたが町から負担金等として繰入が可能になったため企業債を減額し、負担金等を増額することで、予算第 5 条で定めた起債の限度予定額を増額するものです。建設改良費の増額については、牟礼本町マンホールポンプ故障に伴う更新費用で財源は損益勘定留保資金、起債の限度予定額の増額はし尿処理施設に関する起債限度額に対応するためのものです。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、説明を終了します。

◎議案第 67 号から議案第 69 号の一括上程、説明、質疑、討論

○議長（渡邊千賀雄） ここでお諮りします。

日程第 24 議案第 67 号から日程第 26 号議案第 69 号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案であります。これより、一括して 3 件の提案理由の説明を受け、一括して質疑、討論を行いたいと思います。なお、採決は議案ごとに行います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行します。

それでは、日程第 24 議案第 67 号から日程第 26 議案第 69 号の固定資産評価審査委員会委員の選任についての 3 議案を一括議題として提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。議案第 67 号から第 69 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 67 号、議案第 68 号、議案第 69 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 67 号から第 69 号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 13 ページをご覧ください。

地方税法に規定する固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するものでございます。

議案第 67 号につきましては、住所 大字倉井〇〇番地、氏名 山浦幹雄さん、74 歳、長らく町職員を勤められ本職務に精通しておられます。再任でございます。

議案第 68 号につきましては、住所 大字豊野〇〇番地、氏名 松木洋二さん、68 歳、長らく県職員を勤められ本職務に精通しておられます。再任でございます。

議案第 69 号につきましては、住所 大字黒川〇〇番地、氏名 梨本克裕さん、61 歳、長らく町職員を勤められ本職務に精通しておられます。新任でございます。

任期は、いずれも令和 5 年 11 月 9 日から令和 8 年 11 月 8 日までの 3 年間でございます。

関係法令は、地方税法第 423 条第 3 項でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 議案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、議案第 67 号から議案第 69 号までの質疑を終了します。

これから議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 議案について討論を終了し、議案番号順に採決を行います。なお、この採決は起立によって行います。

◎議案第 67 号の採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 24、議案第 67 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第 68 号の採決

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、日程第 25、議案第 68 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに

決定しました。

◎議案第 69 号の採決

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、日程第 26、議案第 69 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第 70 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 27、議案第 70 号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。議案第 70 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第 70 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 70 号 損害賠償の額の決定について、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 13 ページをご覧ください。

議案第 70 号は、不法投棄パトロール中の休憩時に発生した損害賠償の額の決定でございます。

発生年月日は、令和 5 年 7 月 19 日。発生場所は、飯綱町大字柳里 626 番地 1、よこ亭の駐車場です。相手方は、記載のとおりです。

事故の概要は、公用車を駐車場に一時駐車し、車を離れたところ、サイドブレーキを完全に引くことを怠り、また駐車場に勾配があったため、公用車が後退してしまい、公用車左後方の角が駐車中の相手車の右前方に追突し、相手車右側フロントバンパー及び右前ライトを損傷させたものです。

損害賠償の額は 449,284 円、損害賠償の過失割合は町 100%でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。ちょっと勉強不足かもしれませんが、この中に追突と書いてあるんですが、これ衝突の方が、追突というと、相手の方が後ろから押したように思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） この関係でございますが、相手の車が停車して完全に駐車して止まっていた状態のところ、こちらの公用車の方が動いてしまって後退してしまって、それでぶつかってしまった、追突してしまったという内容のものでございます。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。となればこれバック突じゃないですか。追突ってのは、多分、前の車に後から走ってきた車が突っ込んだときは追突だから。駐車中であるならば、衝突または、バック突にならないかと考えるんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。申し訳ございません。示談書を見ると、表現としては衝突したものとなっておりますので、議案の提案説明では追突としましたが、衝突でございます。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川信雄です。これは故意ではなくて不注意でこういうことになったんでしょうけれども、仮に幼児とか高齢者でしたら人身事故になり得た可能性もあるんですが、この事故が起きてから管理者としてどのような指導をされたんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えいたします。町としては、業務委託先の長野シルバー人材センターさんの方に、今後このようなことがないようにという指導をしております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。目須田議員。

○9番（目須田修） 9番、目須田修です。この数字とか事件そのものに疑問を持っているわけじゃないんですが、よこ亭において、この状況そのものはちょっと不自然じゃないかと思ってお聞きします。

まず、サイドブレーキをかわないでズルズルと落ちてきて、相手の車にこれだけの傷を負わせるほどの傾斜があるところがよこ亭にあったのでしょうか、それが一つ。

縦2列に縦列駐車をする場所がよこ亭にはあるのでしょうか、この二つをお答えください。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えいたします。事故の概要に概要については、先ほど総務課長が議案書で説明したとおりですが、サイドブレーキを完全に引くことを怠ったということで、傾斜がかかって後方に行って衝突してしまったというのが原因であります。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） もう一度お聞きます。

サイドブレーキを引かなかったためにズルズルと下がってこんとぶつかった勢いで壊れるほどの傾斜があるパーキングがよこ亭の中でどこにあるか、どの場所なのか。

もう一つは、縦列駐車する場所があったかどうか、この二つ確認しているんです。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） シルバーさんが止めた駐車場所については、横手直売所に向かって上段の方に止めさせていただきました。横手直売所四季菜の駐車場に止めておりました。相

手方のお車は、後方の駐車場、県道沿いの近くに止めてありましたが、傾斜があったので下がってきてしまい、そこへ衝突してしまったというのが原因であります。

四季菜の駐車場です。ふるさと振興公社というか四季菜の方に向かって止めてあった車が傾斜によって下がってきて、後方に止めてあった相手方の車に衝突してしまったというのが現状であります。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） こだわって申し訳ない。非常に不自然な話を聞いているんで確認したんです。パーキングへの駐車の問題ですが、担当の方は現場検証されましたか。

○住民環境課長（宮島幸男） 現場は確認しております。

○9番（目須田修） 要するに、下がってきてぶつかって壊れるほどの傾斜なのかどうかってことを聞いています。

○議長（渡邊千賀雄） ちょっと、整理しながら進めます。

宮島課長、先ほどの質問の答弁を。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

宮島住民環境課長、説明をお願いします。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 再度ご説明させていただきます。

先ほどの繰り返しになりますが、横手直売所四季菜がありまして、そちらの階段を降りたところの駐車場にシルバーさんが車を前方に向けて止めてあったということです。ぶつかった車については、県道沿い付近の駐車場に止まっていて、多少勾配があってそのままズルズルと下がってきてぶつかってしまったということです。

また、修理費の関係で、損害賠償の額が高額となっている点についてお答えします。損害賠

償の総額は44万9,284円ですが、そのうち修理費については33万3,784円、代車費用が11万5,500円となっております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第70号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（諮問第1号）

○住民環境課長（宮島幸男） 諮問書によりご説明申し上げます。諮問書第1号をお願いします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。

記、住所 上水内郡飯綱町大字豊野〇〇番地、氏名 森野由美子、生年月日は記載のとおりです。令和5年9月1日 提出 飯綱町長 峯村勝盛。

現在68歳の四ツ屋在住の方であります。

本諮問は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護委員候補者の推薦であります。

諮問理由は、令和4年12月末日をもって委員1名が任期満了となっていたが、後任の候補者が決まらず1名欠員となっておりました。この度、後任候補者として、承諾をいただいた者を新たに推薦するものであります。

推薦理由ですが、森野さんは、短期大学を卒業後、昭和50年から平成30年3月まで、町内の保育園や子育て支援センターで保育に従事、定年退職後も町の再任用職員として、同じく町内保育園に勤務をしていただきました。長きにわたり保育現場に携わり、人権保育にも大きくかかわってこられました。また、地域においても積極的に活動されており、平成30年には長野交通安全協会飯綱支部女性部長、令和3年には飯綱町四ツ屋分館副分館長も務めておりました。現在は、飯綱町文化協会事務局の他、飯綱町ボランティア連絡会会長、飯綱町社会福祉協議会理事を歴任されております。誠実であり、信頼が厚く人格にも優れております。人権擁護委員として適格であるので、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議会としての意見は、適任、不適任によって行いたいと思います。本案は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

◎請願の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第29、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第30、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

9月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

令和5年9月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和5年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月5日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第 49 号 令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 50 号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 51 号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 52 号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 53 号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 54 号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 55 号 令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 56 号 令和4年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 9 議案第 57 号 令和4年度飯綱町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 58 号 令和4年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	清 水 純 一
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	相 澤 浩 幸	総 務 課 課 長 補 佐	近 藤 久 登
財 政 係 長	荒 井 智 雄		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。

これより会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第49号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、議案第49号 令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質疑については、歳出から款ごとに行います。

質疑を行います。最初に第1款議会費、決算書の37ページから39ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第2款総務費、決算書の39ページから77ページ。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。決算書の66ページ上段になります自衛官募集関係費についてお聞かせいただきたいと思います。

法定受託事務ということで、町長の決裁を受けて事業を行っておられるということをお聞きしておりますが、この間、9割の自治体で自衛官募集について、自治体からの情報が提出されていて、6割の自治体が文書にての提出をされているとお聞きしておりますが、飯綱町においてはどのようにされておられるのか。

また、このことについて不安に思ったり、保護者やご家族、ご本人も知らない間に情報が提

供されていることに対して不快感を持たれているというような声もお聞きする中で、今後どのようにされていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

○住民環境課長（宮島幸男） それではお答えいたします。66 ページの自衛官募集関係費でございます。最初に、この関係費につきましては、駅前募集広報に伴う啓発物品や自衛隊の飯綱町家族会への補助金に充てられております。

あと、今のお話の関係でございますが、自衛隊の募集事務につきましては、自衛隊法第 97 条において、市町村の法定受託事務と定められております。また、自衛隊法施行令第 120 条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認められるときは、都道府県知事又は市町村に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。

実際に自衛隊からの町への依頼内容ですが、例年 2 月下旬から 3 月上旬にかけて防衛大臣、また自衛隊長野地方協力本部から依頼があります。そこでは自衛官及び自衛官候補生の募集対象である、出生の年月日が翌年度に 18 歳または 22 歳になる者の適齢者情報の住民リストを紙媒体として、自衛隊長野地方協力本部長に 3 月中旬ごろに提出しております。記録情報については氏名、生年月日、男女の別、住所、日本国籍を有する者ということで提供をしています。

今、議員がご心配されている保護者の方などの対応のことですが、実際に自衛隊の情報を希望されない方への対応のことについて、県内でも令和 5 年度から、長野市や松本市などは、自衛官の募集を巡る個人情報の提供について、自衛隊への情報を提供してほしくないという旨の意思を行った場合は、本人や保護者から除外申請の手続きをするようなことを進めているようです。長野市の例が 6 月 24 日の信毎報道でも出ておりました。飯綱町につきましても、こういった県内の動向や、全国もそういうことのようなので、自衛隊への提供する情報を令和 6 年度の募集対象より除外申請の受付を町のホームページや広報誌により実施したいと考えております。実施時期は、来年の 1 月上旬から 2 月末を受付期間とする予定です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。清水議員。

○11 番（清水満） 決算書の 66 ページ、それと行政報告書の 71 ページから 72 ページで質問をさせていただきます。ふるさと納税の関係でございます。基本中の基本ですので、できれば町長からお答えいただければありがたいと思っております。

幾つか疑問を持っておるものがございます、一つはふるさと納税の目的でございます。どうも当初の目的と、今、納税者が実際に行っている目的が、私は少し違うのではないかと思っております。それは、ふるさと納税はふるさとに貢献や応援をしたい納税者であるわけですが、納税者は高額な返礼が目的であって自己欲求型でして、どうも納税をしているところが集中をしておるのではないかと思っております。飯綱町もそうであるかどうか、私はそこまで言えませんが、こういうことかと思っております。そこからいろいろな課題が出てくるわけです。

寄付金が人気の返礼品がある自治体ばかりに集中をして、こういう形でいいのかと思っております。まずその辺のお考えだけを少しお聞かせいただき、あと 2～3、提案というか考え方も述べながら、やらせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町長の意見ということですので申し上げたいと思っておりますが、目的は、私どもの寄付の PR のところに、こういうところに使いたいという目的を幾つか列挙してございまして、どうでもいいのは町長にお任せというコーナーで分けて寄付をいただいております。

寄付をされている方の目的は、返礼品にかなり魅力があってやっておられる方も現実的には多いだろうと思っておりますが、寄付を受けたほうとしては目的どおりの使用をして、そして目的どおりの分類で金額まで列挙してございまして、ぜひこのふるさと寄附金は、私どもは増やしていきたい、自主財源を本当に確保していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） ありがとうございます。そこで 2 つ目ですけれども、どうも見ていると、非常に経費がかかっていると思っております。ざっと言うと、1 万円寄付をしても 50% 近くが経

費で、これでいいのかと少し疑問に思っております。

相対的なことを申し上げますと、これは総務省の2021年度に行った実績を申し上げて、飯綱町のもは72ページに出ておりますので、それと比較していただくといいかと思っております。2021年度、寄付を集めるためかかった経費は、寄付された金額の46.4%に当たると。これは国でございます。その金額、総体の寄付金額が8,302億円でありましたけれども、3,385億円がその経費であるということが私は少し疑問に思っております。返礼品を準備するに、その返礼品ですが、8,302億円のうちの2,267億円がその現物であるということでございます。これだけのものを出すために半分近い経費で消えてしまうということの問題、この課題はどうであるかということ非常に疑問に思っております。国の総体のものを見ますと、返礼品調達費2,267億円、事務手数料711億円、返礼品の送料636億円、決済などに関わる費用が186億円、広報に関わる費用が49億円だそうでございます。これが先ほど申し上げました46.4%に係るものです。その自治体が受け取るもの等につきましては、4,451億円ということで53%。先ほど申し上げました半分近くが経費であるということでもあります。

ちなみに町のものですけれども、これは行政報告書の72ページの下段に出ております。町の経費は49.8%ということで、国の平均より3.4%ほど多いということでございます。その返礼品の調達を除いた本当の中身の手数料というのは、飯綱町が22.7%、国は19%ということで、当然、先ほどの数からいくと多いということでございます。

実際は私もこれを聞くのに非常に辛いところがありまして、町長の言われるとおりですけれども、これでいいのかと。次にどういう問題がさらに出てくるかということをお願いしたいと思いますけれども、この辺はどんなお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かいことはまた総務課長から申し上げたいと思いますけれども、実際のところ、1万円のご寄付をいただいて、返礼品は3割以内ということで、3,000円で農家からりんごを買い上げさせてもらっております。そこへ、楽天等、いわゆる仲介をしてくれるとこ

ろの手数料のパーセンテージが約 10%で、もうこれで4割行ってしまいます。そこへ宅配と、うちでもう一つ大きいのは、カンマッセにこの事務を委託しているの、カンマッセへの手数料がやはり 10%を超えます。ですから、かなり事務当局はいろいろな意味で、このお金はふるさと納税のお金とは違うというようにうまい方向へ理屈付けをして、50%以内に収めて報告を出して、今はぎりぎりセーフというところですが、この10月からは、国ももっと徹底して、もう絶対に手数料は5割を超えては駄目だということになりますと、パーセンテージを下げてくださいと今、交渉しているところでございます。

あと、このふるさと納税の在り方ということになると、例えば飯綱町は、みんな1軒に軽トラックを多い人は2台、乗用車が1台、2台あります。しかし、これは東京に本社のあるトヨタや日産など、それぞれ法人税は全部東京都へ入ります。1台300万円も400万円もする車を2台も3台も買って、全部東京都へ行ってしまふ。その東京都に行ってしまうようなものについて、一部はこういうふるさと納税というような形で還元してもらえというのは、税制自体を見直してくれるならいいですけども、ただこのまま今、少しおかしいからもう途中でやめたとされるのは、国でも策がなさ過ぎるのではないかなと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） ありがとうございます。私もその辺のことは非常に同感でして、聞きづらいのですが、本当にこれでいいのかという自負心はございます。

参考までにですけども、ふるさと納税で赤字が多い自治体というのも調べてみました。一番多いのはご存じだと思っておりますけれども、横浜市で227億3,000万円、名古屋市130億4,000万円、大阪が120億9,000万円、川崎が95億円、世田谷区が82億円、港区が60億円というランクがありました。

ここで、私も気になることが1つありました。これで横浜市が227億3,000万円少なくなると、今度は国からの交付金がそこへ出ます。そうすると、これはどうということなのか。私はこういうやり方なら、多いところから集めて国がきちんと管理をして、その交付金を困っている自治体にしっかり公平にやるべきではないかと思っております、こ

の辺はどうかかと思っております。

私は税金のことをあまりよく知らないのですけれども、税金は年金や医療などの社会保障に使いなさい。もう一つは、福祉や水道、道路、社会資本整備に使いなさい。それともう一つは、教育や防衛の公的サービスの運営の費用にいなさいということをお担っておると思っております。そうなりますと、共により良い社会をつくるために幅広く公平に分かち合うという、この論点から見ると、これは非常に課題があるのではないかと思っております。これは、ご質問は申し上げませんが、自分なりにこの辺のことの課題はどうかか疑問に思っております。

そこで、大変長くなって申し訳ないのですけれども、あと2点だけ簡単に申し上げさせていただきます。これからたぶん飯綱町の主要産業であるりんご等を中心とした果物は、8億、10億という金額になっていくのではないかと思っております。そのときの大きな課題として、一つは、飯綱町の農産物はながの農協で売っていただいておりますが、共選所の荷が、やはりそちらに取られる。そちらへいいものだけ持っていかれて、悪いものは農協へ出てくる。そうしますと、市場流通の市場で売るとするのは価格決定権、公的なところで価格を決める一番中心のところになるわけですが、それが下がってしまう。そうすると全体の価格を押し下げる可能性が出るのではないかという、その辺の課題をどんなふうにご考えておられるのかをお聞きしたいと思います。これも非常に難しいものですので、ざっとでいいのですけれども、どうかかと思つたことを言うていただければありがたいと思います。

その後、1点だけ提案して終わりにさせていただきます。まずそれをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町の現実として申し上げますけれども、今、議員のおっしゃっているような心配というのは日本中、例えば青森のふるさと納税、つがる市は一体どうやってやっているのかというような問題は別枠としてあると思っておりますけれども、私どもはこの10億円まで持ち上げていくのは、正直言って、JAから50%以上のりんごをJA通過でふるさと納税の返礼品

として利用して、やっと10億円へ行くだろうという計算をしてございます。したがって、今私どもが申し上げているのは、いいものはJAにももちろん出してもらって、そして丸特についてはJAの選果場を通過したものをふるさと納税として利用していくということで、約10億円のうちの7割、8割はりんごですけれども、農家の個別の選別をしたりんごでそれだけの品物をそろえるということは、飯綱町では不可能でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） ありがとうございます。私も流通関係におりましたので、多少その辺のことの理解はしておるつもりでございます。流通というのは、こういう言葉があります。「量は力なり、質は信頼なり」ということがありまして、この2つを欠くと銘柄産地にはならないということございまして、こういうところに傷が入らないかということで私は多少心配をしております。

それはそういうことでありまして、最後にご提案というか、こんな考えでやっておるところもあるということでございます。これは信濃町の例で、町長や偉い人と話したわけではありませんけれども、何となく話した中で、信濃町はもろこしが非常に有名であります、あれをこのふるさと応援基金でやったら、どんどん売れるのではないかと考えておりましたら、その人は、「私はそういうことはやりません」と言っておりました。なぜかといったら、もろこしを食べに来ていただいて、そばを食べて、そこへお金を落としてもらうのが、もっと町のためになるのではないかというようなことを言われる方がおられました。考え方とすると、これも非常に良いのではないかと。もろこしだけではなくて違うものも併せて見たり聞いたり食べたりしていただくということもいいと思いました。できればそういう人たちがどんどん飯綱町へ来ていただけるような施策もどうかと考えておりましたけれども、最後に、町長にどうだということをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私のもろこしの時期に信濃町の直売所で列を成しているのを見たときに、

鈴木町長に、「もろこしは今ふるさと納税がすごいのではないかと」言ったら、「ぜひやりたいけれども、これ以上作るといっても手がなくともう嫌だと言っている。よく飯綱町は、あれだけりんごを栽培してやってくれていて品物がそろっていいね」と、そんなふうに鈴木さんはおっしゃっていました。

実は先週、2人の県立大学の3年生の女の子がインターンシップで飯綱町へ入りまして、3日ほどふるさと納税について徹底的に研究したその結果として、こんな案がいいでしょうというプレゼンテーションを受けました。これは信毎にも確か載っていましたが、素晴らしいプレゼンテーションでした。そして、彼女たちが大きく指摘したのは、りんごが売れてとてもいいけれども、もう少し交流人口、いわゆる飯綱町に来ていただくような扱いのふるさと納税をされたらどうでしょうか。私は本当に素晴らしいと。冗談で言ったら記事になっていましたけれども、「バイト代を出すから、あなたたちが暇なときにぜひ飯綱町へ来て、今日プレゼンテーションしたような内容を実現して欲しい」と、そんな話をしたのですが、やはりこれから一つ目指すところは交流、こちらへ来ていただいたりするようふるさと納税の付き合いを深めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。行政報告書の103ページをお願いいたします。住もうプロジェクトの関係の中で、移住体験住宅について3点お伺いします。

1点目が、今年度、この令和4年度はリノベーション工事があったので少し利用者数・利用日数とも少ないようですが、これまでこの移住者体験住宅を利用された方で、令和4年度、移住につながった方の人数が分かればお聞きしたいと思います。

2点目は、リノベーションを行ったということですが、これは民間の賃貸物件ですので、もちろん持ち主の同意があつてのことかと思えますけれども、リノベーションに対して見込んである効果をお伺いしたいのが2点目です。

3点目が、この体験住宅を利用することによって、楽園信州のサイトに載っている長野・北信エリアに全部で6自治体が載っていますけれども、その中で利用者負担がないのが飯綱町と

坂城町のみということで、飯綱町は1回利用するごとに清掃費 1,000 円をご負担いただいております。ほかの自治体では1泊で 1,000 円から 5,000 円ぐらい利用者に負担をしていただいているものがあるのですが、この費用負担についての検討をされたかどうかというのを3点目でお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。移住体験住宅を利用した方の令和4年度における移住した方の人数ですが、把握してございません。大変申し訳ないのですが、体験に来られて即、移住につながるかというところではなくて、仕事を見つけたり生活や子育て環境を整えたりということがあるので、2年や3年それ以上たつて来られる方もいらっしゃる中で、なかなか難しいことだと思っております。把握ができればしていったほうがいいと思えますけれども、現状では把握はしてございません。

それから、リノベーションをした効果ということですが、こちらは、大学生の方にリノベーションの工事の内容、それからその指導は建設会社の方をお願いしまして、リノベーションを実施したわけですが、私も行って見て驚いたのですが、かなりきれいになっておりまして、これなら移住体験に来られた方も十分満足していただけるような施設ではないかと感じました。これにつきましては当然、所有者の方にも同意を得て行っております。

それから、利用者負担についてですが、現在は、利用した方からは 1,000 円、清掃用の費用ということで頂いております。利用者負担を求めますと、宿泊施設のような形になっていろいろと手続きがございますので、その辺を考慮しますと、清掃費用 1,000 円と、移住につながる体験として今後もこのような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 1点目の質問が曖昧だったかと思うのですが、これまで体験された方は今、手元にある資料で、令和元年から4年度まで利用された方が合計 195 名いらっしゃるということで、この利用者の方たちが移住につながったかどうかというのはやはり把握していただきたい

いところかと思えます。

また、リノベーションの効果も、大学生と一緒にやったというところも意味があるかと思いますが、きれいになったというか、使いやすくなったという点では、費用対効果という面で少し薄いと思うのですが、改めてそのあたりをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。大学生に、ほかで不要となって余っているようなものを使って新たな形で使えるようにリサイクルしたり、昔ながらの農機具や火鉢、スキー板なども展示をしながら、昔の農家の暮らしとといいますか、そんなことも想像でき得るようなスペースも設けたことで、体験するには大変良い施設になったと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。行政報告書の79ページをお願いします。消防団員についてお伺いします。

ページの中ほどの段に消防団員の年齢構成がありまして、20代が30代に比べると約半数であります。先日も防災訓練があつて、うちの集落では消防団員による実技講習もあつたりして、集落の方が結構な人数で参加されておりました。地区や分団によっては、定数を確保するのが厳しいところも出てきているのではないかと感じたりしておりますけれども、あと自警団ですか、そういった組織のあるところはいいのですが、ないところもあると存じます。

消防団についての将来展望というものは、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず消防団そのものの位置付け、存在は、私はよくお話をさせていただいているのですが、いざという場合に頼りになるのは消防団です。まさか私が、JAの職員の皆さんや隣の郵便局の皆さんに出勤要請をするというわけにはいきません。消防団には出勤を要請できる。この消防団の存在というのは、平穏時においては仕事が忙しいなどいろいろあるでし

ようが、災害時におけるその存在は極めて大きいものだと思っています。

ただ現実には、今 440 人の現有団員数と報告されていますが、定数は 485 人でございます。もう 40 人から 50 人欠員が生じているということで、これは消防委員会という組織がございます。議会からも選出をされている委員さんがいらっしゃいますけれども、消防委員会、または消防団の中で今後どうしていくか。定数を減らしていくか、または女性団員というような方がまだまだ増えてもいいのではないかなど、いろいろな方法を今、検討しているところでございます。

いずれにしても、私の気持ちとしては何とか現有勢力を維持していきたいと希望しています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。行政報告書の 82 ページから 85 ページにかけて、防災対策事業の関係でお聞かせください。

戸別の受信機について、課題のところにも記してあるわけですが、今、設置率が 84.9%ということで、昨日も防災訓練が行われて、事前に各区や組においては配布物を配布されて周知はされていたと思いますが、集まるに当たっては、やはり防災無線というものが大事になってきます。また、台風も来ているような中において、早くに情報をお伝えしなければならないときには大きな情報の元になると思っておりますが、昨年度、令和 4 年度の新規設置数は 26 台と記されているという中で。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員、発言中ですが、今は 2 款の質疑のところですよ。

○13 番（伊藤まゆみ） では、消防費のところでもたお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 款別にやっているので。

ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 4 番、瀧野です。先ほどの消防の関係の続きで、行政報告書 80 ページの課題の最後のところに、機能別消防団員の採用の検討と書いてあるのですが、これは追っていくと平成 29 年からずっと 6 年間ぐらいは同じ課題として挙げられているのですけれども。

これも 9 款ですか。すみません、失礼しました。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第3款民生費、決算書の77ページから108ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第4款衛生費、決算書の108ページから123ページ。質疑のある方はおられますか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島和子です。行政報告書147ページの開発行為のことについてお聞きいたします。

普光寺山の太陽光ですが、区の役員から下の草に除草剤を使用したのではないかという話もお聞きしています。先日あった大雨でも、側溝に土がたまり道路まで及んでいるというような話を聞いていますが、町はご存じかということと、締結後の管理指導というのはどうなっているのかをお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。中島議員の普光寺の太陽光発電所の関係でございますが、先般、他の案件で現地の状況を確認し協議しております。その中で、そこまで行く道路のところで、土砂の堆積が見られましたので、その辺は行政指導をし、既に撤去しています。そういった対応については、今後も継続してやっていただけるように指導はしているところであります。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） すみません、除草剤を使ったということについては、何かお聞きになりましたでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） すみません、少し聞き取れなくてもう一度お願いいたします。

○6番（中島和子） 枯れ方を見ますと、パネルの下に除草剤を使ったのではないかというお話ですが、確認はされましたでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えいたします。除草剤を使ったかどうかという把握は現時点で把握しておりませんので、その件につきまして、再度業者に確認を取らせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第5款労働費、決算書の123ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第6款農林水産業費、決算書の123ページから148ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第7款商工費、決算書の149ページから156ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第8款土木費、決算書の156ページから166ページです。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 道路管理の関係でお聞かせをいただきたいのですが、決算書の57

ページです。一般質問でもお聞きしましたがけれども、まず町道敷の中での未登記の関係がまだ残っておられるところがあるはずですが、それがどこまで進んだのか。登記がどこまできちんと終わっているのかというところの確認をさせていただきたいということです。

個人的なものに関しては、相続の関係で大変お金がかかってくる状況が出てきます。行政でやる場合は、費用がかからずに簡便に進める方法もあるとお聞きはしているのですが、牟礼村との合併時、牟礼地区においては1人、嘱託ですか臨時をお願いして、あらかじめきれいにされたとお聞きをしていますが、三水地区においてはまだ残っているところが多いということで、早急に対応したいというお答えはいただいたのですが、どのぐらいの件数があって、どこまで進んでいるのかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。今の町道敷で未登記になっている個人の土地ということですが、道路敷になっている個人の名義につきましては、公衆用道路という扱いで、課税がされない状態になっています。ただし、道路ですので、持ち主の方をお願いして寄付等していただく中で、町の道路に名義を変更しているのが現状です。

件数についてですが、今どのぐらいあるかということは、把握はできておりません。ただ随時、地区ごとにそういった場所を洗い出して、少しずつですが登記を行っているという状況です。だいたい、年に5件から6件ぐらいは登記を行っているような状態です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。行政報告書の280ページ、都市公園整備事業費についてお伺いします。駅前の佐軍神社周辺の跡地、跡地でもないですが、を公園にしたということで大変ありがたく思っておるのですが、ただ、栄町のある住民から、公園にしてくれたのはいいけれども、草がボーボーだと結構言われまして、公園の管理について、栄町区で協議がきちんとできておるのか。やはり夏場などは特に草が繁茂しますので、そういったことも大事かと思うのですが、役場の管理もそうですが、地区としてのそういった話し合いや合意ができ

ておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。栄町の駅前の公園については、町で全て行っているというわけではなく、地域の区の皆さんとそちらに関わる皆さんで町と一緒に公園を造っていきたいというお話があり、その内容で進めています。

町では、町内に4か所ほど公園を造りたいという計画の中で、栄町の地域で、いい場所があるというお話がありましたので、打ち合わせをして進めてきた経過がございます。実際、もともとが山林というか、荒れていたところを公園という形にすることになりましたので、町でもまずは大きく手を入れて公園の形を造って、その後については町民の方、地区の方と一緒に、草刈りをはじめ植樹などをして駅前公園らしくしていくという内容で進めていますので、その辺の打ち合わせを地域としながら進めているつもりです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第9款消防費、決算書の166ページから170ページです。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 間違えてしまって申し訳ありませんでした。行政報告書の82ページから85ページです。防災対策費の関係です。戸別受信機についてですけれども、昨年度は新規設置が26台、設置率は84.9%ということですが、やはりこの設置率は、できれば本当は100%になるべく近い数字まで持っていくことが大変重要であると思います。

どのように取り組まれているのか、あとは、電波の入りにくいところの改善は100%済まれたのかという2点をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、防災行政無線の設置率がなかなか伸びない

ということでございますが、これについては現在も広報やホームページ等でできるだけ設置をしていただけるように広報をしているところでございます。

あと2点目は、電波の入りづらい場所ということでございますが、個別に入りづらいという連絡をいただければ、業者が調査して調整するという状況でございます。エリア的に入らないという場所については、行政報告書に記載のとおり中継局や再送信子局等を整備しておりますので、エリア的に入りづらい場所はない状況でございます。

町としては、防災行政無線については、防災力という点では非常に重要なものであると考えておりますので、これからも積極的に広報等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。行政報告書80ページの課題のところですけども、機能別消防団員の採用の検討というところが、過去5年、平成29年からずっと同じ内容が課題として出てきているのですが、この機能別の消防団員という想定されている機能と、また令和4年度にどのような検討をされたか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、機能別消防団を検討している理由ですけども、これは先ほどの石川議員からの質問にもあったように、今、団員の確保が難しくなっている中で、全国的に地域の防災力を維持するために、消防団員数の確保として3つ、主に力を入れておりまして、1つがこの機能別消防団の検討、2つ目がポンプ操法大会への参加の検討、3つ目が団員の報酬の引上げの検討でございます。

町は、消防団員の報酬については、2年前は年俸が1万8,000円だったものが、今は3万6,500円と約2倍以上に増やしております。ポンプ操法大会の参加については、現在、検討しております。機能別消防団については、検討を続けており、細かい調整のところまで入っております。近いうちに機能別消防団の導入をしていきたいという考え方でおります。

具体的に、機能別消防団をどういったものにしていくのかということでございますが、消防

団の年齢層が上がってきておりまして、団員の平均年齢は、合併時よりも現在は5歳ぐらい上がってきており、消防団員の経験の長い方が非常に増えています。そういった経験の長い消防団員がそのまま団員を引退するのではなく、例えば出初め式などの式典については控えていただいて、その代わり、大きな災害があったときなどには、実際に現場に出て防災のために動くような形を考えています。そういった実働的な消防団員をある程度確保していくことによって、地域の防災力を維持していくという内容で、具体的な検討をしているところでございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。行政報告書85ページ、防災の関係の課題になるかと思うのですが、最後のほうに区長組長宛てに防災教育講演会を開催していて、具体的にハザードマップ、また住民支え合いマップを有効に活用した訓練を提案しているということで、令和3年度もそのように提案されているということでしたが、具体的にそういった訓練を実施したところの組数というか、実際の数の把握はされましたでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 現状、どの地区で支え合いマップ等を活用した訓練等を実施しているのかといった具体的な数字は、今、手持ちでは持っておりません。調べて、ご報告させていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午前10時15分からとします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時15分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質問に対する答弁を土屋総務課長が行います。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） ハザードマップ、災害時住民支え合いマップを活用した訓練の実施状況についてお答えします。令和4年度の地震総合防災訓練において、ハザードマップを活用した訓練を行った地域が2地域、災害時住民支え合いマップを活用した訓練を行った地区が15地域、計17地域でございます。全体で50集落ありますので、約3分の1、34%の地域でハザードマップ等を活用した訓練をさせていただいている状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第10款教育費、決算書の170ページから212ページ。質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。175ページの教員住宅費のことですが、先生方の使用率はどれぐらいか。戸数に対して何パーセント使っているのか。まず、その辺をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） すみません。ちょっとよく聞き取れなかったのですが、教員住宅の教員による使用率ということによろしいですか。

それではお答えします。教員住宅としましては、世帯用が9棟、単身用が4棟、全13棟あります。教員の利用の状況ですけれども、単身用が4棟全て教員、世帯用は教員が4名、そのほか5名ということで、常時というわけではありませんが、昨年度は全ての教員住宅で入居者があったという状況です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。風間議員。

○8番（風間行男） 関連ですけれども、使用率は4棟、4戸のようですが、入らないというのはやはり施設的に使いにくい面があるのか。もしあるのならリノベーションするなりして、先生方が住みやすいような環境づくりも必要ではないかと思えます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。必ずしも教員住宅を利用しなくても、人事異動等によって近くにお住まいの方等がおります。併せて、昨年度、施設面でエアコンの改修を半分近く行っておりまして、利用しやすいように改修等も行っておりますので、今のところ住みにくくて利用しないというお話はいただいております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。行政報告書の332ページ、56、スポーツ推進委員会費及び決算報告書の206ページです。まず1つは、スポーツ推進委員会費の中で、報酬のほかに負担金、補助金、交付金とありますが、この負担金というのは具体的にどこへ出している何の負担金か、教えていただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。負担金等につきましては、スポーツ推進委員会の上部組織といたしますか、北信、県に同じような集まりもありますので、そういったところへの運営費等の負担金が主です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。行政報告書のほうで、スポーツ推進委員として9名ということですが、活動内容として球技大会、町民運動会等のスポーツイベントの運営、スポーツ振興の促進などを行っていると書いてあります。具体的にどういうことをおやりになったのか教えていただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。議員からは、昨年の決算または本年度の予算等でもスポーツ推進委員の関係についてご質問をいただきまして、そこでも若干お答えをしておりますが、昨年度、4年度につきましては、町民運動会はコロナで中止になっておりますので、大会につきましては球技大会、また、各種のスポーツ教室ですが冬期間のヨガ教室といったと

ころでの企画運営に携わっていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。326ページをお願いします。所属委員会に関することでお伺いしづらいところでもあるのですが、町長の立場としてのお考えもお聞かせ願いたいと思っております。

52の溝口会館管理運営費です。溝口会館は、集落のコミュニティ施設であつたり、民具の倉庫というような感じで今までも使われてきていますが、今後の課題にもあるのですけれども、今後、町全体の施設管理の在り方を検討する中で、その位置付け、望ましい在り方を模索しますとあります。

私自身は、いづなコネクト EAST、WEST と抱き合わせでカンマッセに指定管理に出してもいいのではないかと考えておるのですけれども、教育委員会独自のプランがあれば別ですけれども、町としては現在どういう方向で考えておられるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。今、公共施設については、その施設を将来的にどういうふうにしていくかという個別の利用計画を作成しております、その中でしっかり検討していきたいと思っております。

あそこは普段あまり使っていないように外からは見えるのですが、除雪の関係の機器が入ったり、一部グループの活動の拠点にしてもらったり、いろいろなものが収納されていたり、それぞれの利用目的等があります。

一つには、今のカンマッセあたりに委託ということもいいでしょう。ただ、あの機能をなくしてってしまうのは、私はいささか。やはり地域の拠点的な施設が機能を失ってしてしまうような利用は当面考えておりません。管理自体をどういうふうにしていくかということは、繰り返しになりますけれども、個別計画の中で検討したいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 11 款災害復旧費、決算書の 212 ページから 213 ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 12 款公債費、決算書の 213 ページから 214 ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 14 款予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、決算書の 214 ページから 215 ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。歳入については一括して質疑を受けます。決算書の 9 ページから 36 ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳入を終わります。

最後に、全体を通して質疑のある方はおられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 道路工事の件でお聞きします。もう何年も前から区長組長から要請がたくさん来ていたと思います。百何十件ぐらい出ていて、これが全然進んでいかないのですが、それは今どのぐらい減りましたか。

というのは、今年の東黒川と西黒川の東西黒川の協議会のときにも、無理だからやめろという話までしたぐらいに進んでいないのが事実なので、建設関係では少しは進んでいるのですか。

その辺だけお聞きしたいのですが。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。議員の言うように、進んでいる、進んでいないという部分につきましては、進んでいる部分もありますし、新たに発生しておりますので、結局直した分よりもまた新たに発生したものが多くなれば増えていってしまいます。そういうことから言いますと、今の手持ちの部分で直したところが、次の年に新たなところが出てきているので、何とか均衡をさせているということが実情だと思っています。

緊急に直さなければいけないところはどうしても先に手を付けるような形になりますので、そういうところを直していくと、今まで計画していたものの工期が変わってしまうということになります。実際のところは、何とか増えないようにしながら精いっぱい修繕をやっている状態かと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12番（大川憲明） 今の説明は分かるような気もしますが、順番でやっているのですか。それとも、これは大変だからすぐにやると。いくら前から出ていても、それを飛び越してこれは危険だからということでやっているのですか。

その辺と予算的なものと、どのようにしてやっているのか、その辺を聞きたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 今のご質問の内容ですけれども、当課に申請が上がっているものについては修繕がされないうちはずっと申請は保管している形になっておりますので、次の年以降に対応するように予算を取りながら進めております。

ただ、今お話があったとおり予算についてはいくらでもあるというわけではないので、そういった部分については、古いものからとか、緊急性の高いものからという形になりますが、本当に危ないものについては先に手を付けてしまいますので、予定をしていたものの順番が変わ

ったりすることはあります。ですから現状とすれば、限られた予算の中で、できるだけ数をこなしていているという状態です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。青山議員。

○5番（青山弘） 5番、青山弘です。総務課の財政係から令和4年度の歳出予算執行状況一覧表を頂戴しました。その中の2ページに民生費の社会福祉というものがあるのですが、町単融資事業や高齢者日常生活用具給付事業費というものがあるが、支出額が0円です。これはどんな内容かと思って行政報告書を探してみても、決算書を探してみても、0円のもの載っていません。そもそもこの0円は必要があるのかという話になります。例えば、0円で使わなかった理由は、申請がなかったと両方とも書いてあります。要は要らないということだと思います。こういうものは、もう来年は載せないということでもいいのかなという質問です。よろしくお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは毎年予算査定のときにそのような話は出てくるのですが、ただし窓口だけは開けておかないと、9月の定例議会まで待ってもらわねばいけません。

したがって、実質的には生活資金で借りるなり、病院にかかりたいけれども窓口で払うお金がないから融資してほしい、そういう緊急性のあるものは予備費で対応してやればいいではないかという理屈もあるかもしれませんが、そういうものはやはりきちんと窓口を開けて年間でスタートしようということで予算査定を進めてきています。

結果としてゼロだったということです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。樋口議員。

○7番（樋口功） 漠然とした質問で恐縮ですが、初日の町長のあいさつで、合併当時250億円もあった借金が、今は15年過ぎて125億円、半分になったと。それから起債も10億円ずつ減額してきたということで、令和7年には100億円を下回るような状況になってきたと。

これは、収入が多くて仕事が多くなれば、その傾向に行くのは当たり前ですが、先ほど清

水議員から話のあったふるさと納税が増えてくるとか、あるいは職員の皆さんが頑張って特別交付税を探して町の仕事を一生懸命やってくれる。そこでもうまくお金の使い道を考えてやっていただく。そんなことで3割自治から4割の町ということを目指して、これからやっていきたいというあいさつがありました。

そういうことで、誰も言わないので私から言わせてもらいたいと思いますけれども、非常に喜ばしい姿になったという感じを持っております。そういう中で、やはり財政担当の方も将来の見込みを立てるときに、これから非常に難しいかじ取りをしていかなければならないということです。過疎地域に指定されている状況を脱却するには、人口増あるいは自主財源を増やすということが条件になってくるわけですが、いわゆる借金を減らしていく方向、漠然とした質問で申し訳ありませんけれども、どんなことをこれから考えて財政を執行していくかということ、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ある意味では、評価をしていただけるご意見をいただいて非常にうれしく思います。

250億円もの借金を抱えていた当時の首長さんの答弁を思い起こしますと、250億円もの借金をどうやって返していくつもりだと。いくら合併の交付金といっても、250億円という起債はすごい額だろうというようなご指摘を散々受けて、それでも何とか工夫してやっていきたいというような答弁が多かったように感じます。

歳入という面では、合併に伴う有利な算定を10年間続けられ、その後の5年間も、暫時算定率の良さは減ってきましたけれども、15年にわたって交付税の措置をもらった。そして合併特例債、四十数億円を借金として使わせてもらった。そして合併に伴う国・県からの交付金を歳入として捉えました。

そして、ふるさと創生事業に二十数億円実施しましたが、一つの事業の例を申し上げますと、国で50%の補助を出してあげるよと。例えばワークセンターと子供の遊び場、町民会

館の横の建物は2億2,000万円ぐらいかかったのですが、1億1,000万円は国で補助金として出してくれる。残りの1億1,000万円について起債を充当する。合併特例債を充当して、それを借りてやる。合併特例債は、その70%を国が交付税で後々バックしてくれる。したがって、2億2,000万円だけでも3割弱の自己資金等々でそれができると。3割よりもっと率はいいです。8割近くになります。そうやって自主財源を蓄えるというか、ためるようなことを、全ての事業についてそういう事業がないものかということで対応をしてみました。

もう一例では、補助金は付かないけれども、飯綱病院の今の健康管理センターなどが入っている施設が古くなって直さなければならない。7,000万ほどかかる。これは借金をしたけれども、その借金は、あの建物は病院の建物ですが町の建物に移し替えて、いわゆる病弱の人たちの緊急時の避難所として活用したいと。それには有利な借金があります。7,000万円貸してくれて、元金合わせて70%の支援をしましょうと。普通だったら7,000万円を自前で用意しなければならないけれども、そういう借金を利用しました。

その積み重ねによって、返済と、しかも合併したときは貯蓄も17億円ほどの基金しかなかったけれども今は四十数億円ですから。

何とか運営できてきたというのは、いろいろな事業をやるときに、先ほど大川議員から道路はどうなっているのかということがありましたけれども、これも全て町単で金を出したらやりきれないので、例えば三水地区の郷道線、または豊井線等々は、社会資本なり国庫の補助金を活用して道路の工事に入ると。今、北側をやっております。

各課の課長も、いい財源はないだろうか、県に相談に行ってくるというような積み重ねで今日の姿ができてきたのだらうと思っております。

過疎債は、名前としては過疎になったのは切ないのですが財政的にはこんなにうれしい財源措置はありません。これからも今まで以上に、この間にしっかり足腰の強い、財政的にも強い飯綱町として頑張っていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。太田屋さんのすぐそばからひらやまさんに出る埋め立て

地の道路と水路ですが、建設水道課の管理なのか産業観光課の管理なのか分かりませんが、草がぼうぼうで全然管理ができていない。雨が降ると、枯れたものが県道に詰まってしまう。今年ですか、去年ですか、工事をやっておられましたけれども、これを予算化して管理できるようにやっていただけないでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 今は決算審査ですので、またご要望についてはしっかり把握して対応したいと思いますが、確かにあそこは危な過ぎます。県道の責任の部分もありますが、町が責任を持っているエリアもあります。あまりオーバーフローすると、栗野原さんの家のほうまで被害が及んだときもあるので、十分担当とも県とも相談して対応していきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。先ほど聞き忘れたのですが、224ページの飯綱農産物PR事業と、225ページの飯綱町特産品ブランド化支援事業について質問いたします。

これはどちらとも販促に関わる事業かと思うのですが、契約先はそれぞれ異なります。こういった事業を外注として出すのはいいですが、成果がどのくらい上がっているのか、まずお伺いしたいと思います。

それと、特産品ブランド化支援事業のほうに「次年度につなげていく」と書いてあるのですが、今年度のことだと認識しておりますが、今年度の現在の実績として、どれだけの販売収益が上がってきているのか。それと、推奨品制度のいろいろな品々がありますけれども、実際にどれだけ売り上げが伸びたのか。承知してましたらお答えをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

[産業観光課長 清水純一 登壇]

○産業観光課長（清水純一） お答えします。総体的には、先ほど議員がおっしゃられた部分としては6次産業化の部分で、収益を上げる取組になろうかと思っています。同じりんごでも、飯綱町のりんごはほかの地域と違った値段で売られていますと町長の答弁にもよくあるかと思っています

けれども、そうした部分で飯綱町の農産品のブランド化の向上にはつながっている取組ではないかと思っています。

もう一つは、ブランド化の支援事業を行っている中で、どれだけ価格や売上げが伸びたかというのは今手持ちの資料ではご説明することができない状況ですので、そちらについては後ほどお答えします。

いずれにいたしましても、この取組の中で、お話のありました飯綱町の特産品は49品目あるということになっていますけれども、こちらについてはいろいろな委員会の中でも質問のあったところで、これを登録することによってどんなメリットがあるのかということは本当に課題になっています。ここの部分については、今年度は品目を絞って、登録することによって有利に販売できるような形を取れないかといった検討を行っているところです。また、そちらも成果等が出てきましたら報告させていただければと思っております。以上になります。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 固有名詞を出していいのか悩むところですが、そういったブランディングに成功している町内の事業者があります。つい最近も、新聞に冷凍食品を始めるという記事が載っておりました。町内の事業者と、そういった課題について今後調整して共に歩んでいくお考えはありませんか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今後の考え方ですので私から申し上げたいと思います。

今、議員がおっしゃった会社以外にも、カット野菜でかなり有名になってきた企業もあります。ご存じかもしれませんが、この間、東黒川に工場があるところがおいしい乾そばのコンクールで1位になって泣いて喜んでいました。確かに、その日はうちのほうにも500万円もふるさと納税の申込みがあって、電話が鳴りっぱなしだったという話もあります。「それがうまいんじゃない、これがうまいんだ」というコショウの関係もあります。

私どもは非常にいいメンバーに恵まれています。この皆さんは共通して全国的に名前が売れ

ているので、そこら辺との共同も大事なことで捉えていきたいと思っております。

もう一点は、先ほど清水議員からもありましたけれども、本家本元の農産物は、やはり私はJAをしっかりと位置付けて考えるタイプなので、品質の向上から始まって量の確保等々も含めて、やはりJAともしっかりと相談をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。6款で聞きそびれてしまいましたのでお願いします。行政報告書223ページの中段、6次産業化の関係になります。令和4年度は飯綱農業経営塾運営事業ということで契約先が産直新聞社ですが、産直新聞社に関しては、6次産業化ということで長年アドバイスを受ける形、委託をしている形になるかと思っております。ここの直売所、加工所等の運営アドバイザーということで令和4年度は記載されております。長年アドバイスを受けてきた中に、直売所、加工所、また日を含めた飲食部門に関してもアドバイスを受けてきたかと思っております。この点、令和4年度は、この産直新聞社は直売所、加工所等に関してどのような関わりを持ってアドバイスをされたか、それによって何が改善されたかという点が一点です。

同じく直売所に関しては、この後出てくる地域活性化起業人でも直売所の販売強化ということでアドバイスを受けている業務内容になっています。このあたりは、以前販売チャンネルを増やしたということでご説明がありましたが、具体的にどのような効果があったかということをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 直売所、加工所の運営アドバイザーということで、産直新聞社に長年アドバイスをいただいております。産直新聞社の社長さんは飯田の方ですが、色々な地区の直売所や加工場をご覧になっている方で、振興公社の運営会議にも参加していただいて、他の地区の直売所での販売事例ですとか、特産品の開発事例といったもののアドバイスをいただいております。

その中で、例えばむーちゃんですと、あの中に飲食店等もありますが、そういったところのメニューの構成、あるいは直売所での販売品の陳列など、細かいところについてもアドバイスをいただいているところです。

加工所では、色々な品目、新しい加工製品の開発等も順次進めているわけですが、県内各地の事例を見ながら、振興公社の職員に対してアドバイスをいただいている状況になっております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 質問のもう一点で、活性化起業人に関しても直売所の販売強化という点でご尽力いただいているということですが、令和4年度の活性化起業人にやっていただいた実績をお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、地域活性化起業人につきましては、ネット販売等を中心に色々なご指導をいただいております。職員の中に、インターネットを通じた技術といったものに長けている人材がまだいないという中で、様々なサイトへの掲載も新たに進めておりまして、今年度は楽天にも途中で参入しましたし、既にYahoo!ショッピングもやっております。

また、今の質問とは少しそれますが、事務所内の職員の勤怠管理、そういったところでも色々なアドバイスをいただいております。

こうした専門的な知識とノウハウを持っている方がいることで、インターネット関係の売り上げも徐々に伸びてきていることもあり、非常にこちらとしてもありがたく感じるところです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。ちょっと戻りますが、スポーツ推進委員会についてです。スポーツ推進委員が主役となって行った大会はありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。今、審議いただいているのは令和4年度の決算ですが、令和4年度につきましては推進委員が主となって行った大会等はありません。その点につきましては本年度の当初予算のときにもご質問がありまして、令和5年度は積極的に関わっていきたいということでご答弁しているかと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） スポーツクラブの中にスポーツ推進委員が一応アドバイザーという形で入っています。ということで、スポーツクラブの方や推進委員の方に直接、全員ではないですが一部の方に少しお話を聞きました。

このスポーツ推進委員は、国の定めでやらなければいけないのであれば、何かの大会のお手伝いとして便利的に使うのではなく、もっとスポーツ推進委員が主役となって企画運営するようなもの、必要だったらもっと報酬を上げてもいいと思います。今は単純に少ない額でお茶を濁しているようにしか私には見えません。この辺は有効にやはり使ってほしいと思いますので、もうお手伝いは一切しないで、自分たちが主体となって企画運営するような形で、有効にこの方たちを使うことは考えておられませんか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。ただいまの議員のご質問ですけれども、スポーツに限らないのですが、推進委員というものが法律で定められていて各部署で設けられています。その推進委員が置かれるそもそもの目的、役割は、自分たちが主催者側になって何かをやるというよりは、例えばスポーツ推進委員で言えば、自治体の子供から大人、お年寄りまで、健康増進、スポーツに親しむ、精神衛生、体力を付ける、いろいろとそういうものを広げるために啓発活動することだと認識しています。例えば、飯綱町もニュースポーツなどを取り入れて気軽にスポーツに取り組めるようなことにも取り組んでいるわけですが、そういったものを推

進するために講習会を開くことなどが中心ではないかと思っています。

ただ、推進委員が企画して大会を開いてはいけないかというと、別にそういうこともないと思いますので、いい機会や必要があれば、そういうことを考えないわけではありませんが、やはり推進委員会が何の目的で設けられているか、そういうところは原則に沿って運営してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。今おっしゃった啓発ですが、しているようには全然見えません。何かの大会でお手伝いをしているだけです。これは啓発とは思えません。

例えばニュースポーツは、スポーツクラブでいろいろとやっております。決してスポーツ推進委員が主体的に動いているわけではありません。もちろん大会を運営するという意味ではありません。先ほど馬島教育長自身がおっしゃったとおり、いろいろな講習会を行うのも手だと思いますが、今は一切ありません。

昨年度、4年度はコロナの関係でいろいろな大会ができませんでしたという話ですが、その時間を、ここの課題に書いてありますけれども、新たなイベントの企画運営、そちらを計画することに振り向けたのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。中井議員がスポーツ推進委員の活動を大変重視して注目されていることは大変ありがたいことですし、それはそれで大事なことだと認識しております。ただ、議員もご存じのように、スポーツ推進委員は町民の中から選出されて、各地区の代表としてスポーツ推進委員になっていただくわけですが、ほかの住民と比べて何か特別な資格を持っているとか、または何かの運動の技能に大変秀でていたりとか、そういう方にスポーツ推進委員になっていただくわけではありません。自分たちも含めた住民目線でスポーツ推進に寄与していただく、そういう手助けをしていただくということでやっていただいています。

スポーツ推進委員だから、ほかの住民とは違って特別な、専門的な活躍をしなければいけないということではありません。飯綱町に限りませんが、スポーツ推進委員が置かれている立場は、何とか協会の理事や何とか協会の指導者ではないと思いますので、スポーツ推進委員だけに特別何か求めるのではなく、スポーツ推進委員も含めて、みんなで町のスポーツ振興に努めていこうというスタンスでいければいいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。すみません。漏らしてしまったのでお聞きいたします。決算書ですと72ページ、行政報告書ですと73ページからになります。選挙委員会費の関係です。

ここのところ一番身近な選挙、町長選挙、議員選挙がなかったということもあったのですが、その次に身近な県会議員選挙、県知事選挙、また参議院選挙が昨年度あったわけですが、県議選、参議院選挙においても60%を割り込んでしまっているという投票率です。知事選挙においては45%も割り込んでいるというような状況の中で、投票率を上げていくということも大変大きな課題であると思います。どのような取組をされて、今後どのように考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。投票率を上げることは非常に難しいことで、簡単ではないとは思いますが、選挙管理委員会としましては、やはり選挙に行っていただくように積極的に広報等を行っていくということがまず一番の重要な点であると考えております。

今、期日前の投票も非常に増えており、投票に行くスタイルが少しずつ変わっております。有権者の皆さんが投票しやすいようなものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） すみません。関連ということでお願いいたします。

昨年度はなかったかな。中学校3年生が15歳の提言ということで、大変素晴らしい提言をしてくださって、その提言が幾つか形になっています。やはり選挙の意義を、もう少ししっかりと位置付けていく取組が大変重要ではないかと思います。特に10代の投票率が大変低いという状況が今あります。これは住民票を持って動かれているかどうかという問題もありますが、そのところもきちんと、移動するときには自覚をしていただくような取り組み方も必要になってくるのではないかと思います。その点について何か考えておられることはありますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。中学生や高校生の若い人たち、将来選挙に行っていくような人たちへの教育も非常に重要だと考えております。教育委員会とも打ち合わせをしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第49号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

これから予算決算常任委員会を開催しますので、準備の都合上、暫時休憩とします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時11分

◎議案第 50 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 50 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 221 ページから 230 ページ。

質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 50 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 51 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会
計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 231 ページから 243 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 51 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 52 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳
入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 245 ページから 264 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 52 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 53 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 265 ページから 275 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 53 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 54 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてを議題とします。決算書の 277 ページから 304 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 54 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 55 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 305 ページから 313 ページ。

質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 56 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。決算書の 315 ページから 358 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 所管の委員会に所属しておりますけれども、先ほどのふるさと納税と同じく、どうしても町長の判断をお聞きしたいということで、ここで質問をさせていただきたいと思えます。

まず、決算報告書の 341 ページの表を見ていただきたいと思います。そこには、飯綱町水道事業の関係が出ております。人口から戸数までのこと、縷々細かく前年で出していただいております。

初日の監査委員のご指摘の中に、年間の有収率等につきましては、合計で 3.44%改善され、

努力されたのではないかという報告もありまして、私も改善されたということは努力をしたということだと理解しています。しかしながら、牟礼地区の上水会計を見ますと、令和4年の年間有収率は69.48%です。これも4.77%改善されておりますけれども、果たしてこれでいいのかというものです。

全国平均は、調べる時間がなくて調べていなかったのですが、1割、90%近いものであったと記憶しております。それから見ると、この数字はどうなのかと。前にもちょっと申し上げましたけれども、農家がりんご畑から共選所へ100箱持っていくうち30箱をどこかへ振りまいてしまったというようなことです。これでは、とてもではないが利益は出ないのではないかと思っています。

ちょっと元へ戻っていただきまして337ページ、経営指標の推移という表を見ていただきたいと思います。私は、これが非常に大事なことではないかと思っております。陰に隠れた飯綱町の一番重要なインフラ整備、これは飯綱町だけではなくて全国、近隣市町村もこれから非常に課題になるのではないかと思っております。浄水場だけだと15億円か20億円といえざるわけですが、飯綱町は全体で240キロ、東京に行くぐらいの管路が地中に埋まっております。その更新時期が来ているのではないかと、これを見ると出ています。

まず、一番下の管路の更新率です。平成30年は0.19%、令和4年は0.58%、3年は0.0%、令和2年は0.03%、元年もほとんどやっていないという数字です。しかし、その上の管路経年比率を見ていただきたいのですが、平成30年の13.96%が令和4年には32.90%ということで、これは低いほどいいわけですがけれども、令和元年度から比べるとこの4年間で倍になっております。急速に管路の更新時期が来ているのではないかと思っております。

初日の健全化判断比率から見ると、飯綱町の財政は非常にいいと。確かに健全比率は4つの指標がありますけれども、実質公債率だけが11.1%、これも全く問題のない数字と思っております。私は、これだけ立派に健全であるという中で、これから人口も減少してくるということを考えて、今もう手を付ける時期ではないかと思っております。調べてはいませんが、まだ石綿管があるのではないかと思っております。そうすると、今のいいときに手を付けていただ

きたいということが一点です。

もう一つは、そこに料金回収率がありますけれども、そこに出ている中では令和4年度は84.65%ということで過去一番回収率が低いです。16%、1割6分が回収されていないということです。この辺に問題があるのかな。どういうことなのかなと。それもお聞かせ願えたらと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 水道事業について、特に管路の改修についてのご指摘をいただきました。

確かにかなり年数が経過してきている管路が多くて、これは大きな課題として取り組んでいきたいと思っています。

三水地区については、土橋の水源を使うことによって、新たに管路を別ルートで配管していくというような事態もあります。それも併せて、恐らくかなり改良されていくだろうと思います。

牟礼地区については、8月に袖之山の地区で破裂して、ゴルフ場も含めてかなり近隣にご迷惑をおかけしたというような事態がありました。これも非常に古い管路でした。確かに、今まで浄水場等の費用を優先して取り組んできましたけれども、ある程度水源の処理、浄水場的なものについては一定のめどが立ってきましたので、今度は管路に積極的に向かっていけるだろうと思っています。

ただ、これは無駄にする水が1割程度になったから経営的に相当黒字になるだろうというのと、これはなかなかそうはいかない。私は水道事業をやっている大ベテランに聞いたのですが、管路をどんどん新しいものに直して何億円も投資しても、今のように出しっ放しにしておいた収支と比べると管路を直したほうが費用がかかると。なるほど、そういう考え方もあるかと思いました。

今、実質公債費比率のお話をいただきましたけれども、この一般会計で水道管の敷設というものをどんどん見ていくのは、片や企業会計ですので、ここら辺は非常に微妙なところですよ。私

は、水道料金に管路の敷設替えを全部ぶっかけて、かえってビールを買って飲んだほうが安いような水道料になってしまっただけでは本末転倒で、そこら辺は課題ですが、料金の見直しも、まもなく相談をしていかなければならないという両方の問題があると思っています。ご指摘のとおり管路は一生懸命直していきたいと思っています。

具体的に何かあったらお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。今、町長からの話のとおり、資金の関係については、これからの改修にどうしても必要な部分になってきます。それについては、料金の改定等も今後の計画の中で考えていかなければいけない部分です。

先ほどお話のありました有収率ですが、昨年、県の企業局から機械を借りて、実際水がきちんと使われているかどうか漏水等の調査をさせていただきました。現在工事をしている部分があり、その漏水が直れば、牟礼地区については約80%までは有収率は上がるだろうと見込んでいます。ですから、来年は、飯綱町としての有収率のトータルは80%近辺になるうかと考えています。

料金の回収率ですが、今詳しい資料が手元にありませんので、また後でご報告させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 57 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 9、議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書の 359 ページから 394 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 12 番、大川です。飯綱病院の会計決算書ですけど、ページはなくて監査委員から渡されたこれを見てもraitたいです。その中の 14 ページ、そこに今の現状、決算書の現状もわかりやすく書いてあります。読んでみます。

決算の概要、収益的収入及び支出、その中の二重丸の三番目、ここを見れば今の状態が一目分かる感じなんです。事業収益から事業費用を差し引いた医業利益は 5 億 4,200 万円の赤字だと言うんです。そのために 3 月の時に、補助金と他会計で補填して、決算書の中は 3,800 万円の黒字になっておりますけれども、皆さんも覚えていると思いますけれども、今年の 3 月の予算のとき補助金を出しましたよね、補正で。それをやらなかったら赤字になったということをごここには書いてあるんです。それで総評で。これ読めば資金繰りが悪化したため、他会計負担金を前年度より 7,000 万円増加させ、それで 5 億円の補填をしてしましたが、依然厳しい状態であると、新型コロナの感染症対策補助金をもうこれ 2 類から 5 類になったんだよね、そのために安くなってっちゃうんです。

それで今年もし飯綱病院のこのコロナの関係だとかなり減るという話を事務長さんの方からお聞きしました。そうなってくると、今年もまた、金がなくなった。今の状態だと、このは大変なんで、この決算書はどうかというこれはもうどうしちやってやってんだから、これに対してあーこーは言わないですけどね。

議員の我々全員がね、これから病院から補正予算も出てくると思います。9 月のときにも、

補正が出てくるはずになんてなっております。

それとね、そういうふうにやってもう、予算を組んだときに、我々可決しちゃったんだけど、これが終わった来年の6年度のときには、しっかり計画、病院の先生方も事務長も一緒になって、しっかり我々も一緒になって町長もね、一生懸命これ独自に黒字になるような、事業内容から、いろんなことを考えて町民に示してもらいたいんですよ。

[88 文字削除]

今、町民は飯綱病院があることで非常に喜んでおります。そして、そこへ先生方が一生懸命努力しているんな病院から通いで土日を利用した診察をしてくれる。それだって喜んでる患者さんも結構おります。長野まで行って、耳鼻咽喉科へ行くこともない、そういう話はよく聞きます。飯綱町の病院が潰すようなこと考えんじゃなくて、我々議員も一緒になって、この病院をどうやれば何とかうまくいくんだと、こういう赤字を出さないですむようになるかと。これを全員で一緒になって考えてもらいたい。そう思うんで、そのへん町長はどのように考えるかと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 事務長もいらっしゃるので補足をまたお願いしたいと思いますが、議員からはいい意味で心配を呼びかけていただいてありがたいと思っています。

ただ、若干ご注意を申し上げたいのは、8億円というのはどこから持ってきた数字かは知りませんが、そういう数字は独り歩きしていくので、新年度の当初予算では3億円です。交付税などを見て合わせて3億円なので、町民の皆さんから税金を頂いた分から払っている補助金は1億3,000～4,000万円です。これを8億円と言うと、「ええっ」ということになるのですけれども、今回は補正をさせてもらって3億5,000万円です。

毎年、この3億5,000万円は、交付税と、本来、企業会計へ一般会計からの支援は、最初の

建物を建設したときの起債の償還の一部については応分の負担をしてもいいでしょうというルールがあります。そのルールにのっとって積算したものが3億5,000万円なので、そこら辺も理解した上で大いに議論をしていきたいと思っています。

おっしゃるとおり、今、経営改善計画を事務長が中心になって非常に一生懸命進めてもらっています。かなり英断的な提案をしてくる可能性もあるだろうと思っていますが、そこら辺は現場のドクターともしっかりと話をした上でなければお答えができませんので、またお答え申し上げます。

補足は事務長からお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

[病院事務長 相澤浩幸 登壇]

○病院事務長（相澤浩幸） お答え申し上げます。今、町長からお話ししていただいたとおりですが、実は昨日の夜も管理者の会議を行いました。非常に今、患者さんも少ない。先ほど大川議員が言われたとおり、コロナの病床確保の補助金が9月30日でなくなってしまうというのが今のところの状況です。そうしますと、今、町から繰り入れをしていただいておりますけれども、実際の病院の経営を昨日も確認はさせていただきながら、どうしていくかということをやっているわけですが、昨年度と比較して入院患者が少ないということで、8月の状況で約5,800万円前年度よりも収入が減少しているという状況です。

先ほどのコロナ病床確保の補助金がなくなってしまうということと現在の患者数の収益の減少分、今回、町から5,000万円の繰り入れはしていただきましたけれども、今後、町ともご相談をさせていただきながら病院の経営をしていかなければいけないという状況です。

ただ、このまま行くわけにはいきませんので、先ほど町長が申し上げましたけれども、今年度は経営強化プランをつくっていくということで議会の中でもお話をまいりました。現在の病床の使用状況、今後の人口減少、そういうことの中で、どうやって機能的に業務ができていくかということ、これから計画に落としてまいります。

そして、実は長野県の各医療圏で地域医療構想調整会議が行われております。当院の院長、

町の保健福祉課長も参加されていますけれども、長野圏域の中に飯綱病院が入っていますが、その中で私たち病院がどういう役割を果たしていくかという経営強化プランを作成しまして、その席で説明をしていかなければなりません。

そういう中で、まず、経営強化プランの中で、病院の経営が継続可能なプランになるように、これから計画を作成していきたいと思っています。また、議会の皆さんにもご説明をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。ただ、プランができたからといって一気に経営改善には行かないだろうなという思いもあって、もうしばらく、そのプランをしっかりと作成してまいりますので、議員の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

現在はそのような状況の中で、緊張感を持って経営改善に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。ただいま相澤事務長よりお話がありましたが、その経営強化プランですけれども、専門の病院経営コンサルタントのような方を中に入れるご予定はあるのでしょうか。それと、その強化プランは何か年計画で作成されるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答え申し上げます。経営強化プランにつきましては今年度中に策定をしなければいけないということで、今のところコンサルにすぐに入っただけという状況ではありません。町長からも、コンサルも入れながら進められればということではご指示をいただいておりますので、そのところは並行して検討をさせていただいているところです。

計画につきましては、5か年の計画を策定していくという形になります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 57 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査すること
にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎議案第 58 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 10、議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処
分及び決算の認定についてを議題とします。決算書は 395 ページから 427 ページ。

質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 58 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決
定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、9 月 6 日の本会議は、午前 10 時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時51分

令和5年9月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和5年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年9月6日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男

保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（9月6日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
1	5	青山弘	1 ふるさと振興公社の経営について	町長
			2 水道管の破裂について	町長
2	2	中井寿一	各種イベントの安全確保をどう考えるか	町長 教育長
3	14	原田幸長	1 奨学金返還支援制度について	町長 教育長
			2 带状疱疹ワクチン接種への助成について	町長
			3 HPV ワクチンの積極的勧奨について	町長
4	8	風間行男	1 交通施策について	町長
			2 燃料高騰対策について	町長
			3 食料自給率アップに向けて	町長 教育長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、令和5年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 青 山 弘

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位1番、議席番号5番、青山弘議員を指名いたします。青山弘議員。

〔5番 青山弘 登壇〕

○5番（青山弘） おはようございます。議席番号5番、青山弘です。通告に従い順次質問させていただきます。

有限会社ふるさと振興公社の経営についてお伺いいたします。さて、本年は6月26日に第30期の定時株主総会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による出席予定者の感染により開催を中止し、書面議決という形にしたということで総会には出席できませんでしたが、事業報告書は頂戴いたしましたので、経営の内容は見せていただきました。

当期純利益がマイナス 700 万円という決算結果でした。繰越利益剰余金はマイナス 1,718 万円と膨らみ、3 期連続の赤字となりました。残念ながら赤字体質が続く状態になっています。町から振興公社に助成金が 365 万円出ていて、ほかに事業外収益が 450 万円ありますが、営業利益は 1,470 万円を超える赤字になっていました。

この決算結果をどうお考えか。町長のご意見と、ふるさと振興公社の代表取締役会長の副町長のご意見をお聞かせ願います。また、こうなった原因もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。お答えを申し上げたいと存じます。

ふるさと振興公社は、私は、平成 8 年に今の形につくり直してスタートをしてきた張本人ですので、それなりに深い思いがあります。残念ながら、議員ご指摘のとおり、経営的に万々歳だという年はあまり記憶にありません。大体黒字になってもほんのわずか、または大きく赤字、そこに従事しているスタッフの処遇、給与も含めて決していいものではありません。そんな中でやってきました。

赤字体質はそのとおりなのですが、そもそも振興公社を設立するときに、基本的には会社のための振興公社では困るというスタンスでつくっております。誰のためにつくったのかといえ、間違いなく農家のためにつくった振興公社です。したがって、いろいろなものを買い上げるには農家から高く買い上げ、そして、サービスを提供するのはなるべく安くする。そして、いろいろな関係もありますけれども、何かを仕入れる場合には必ず町などにする。どこのものがよく分からないけれども安さを求めて仕入れるというようなことは本質的に考えられないという経営体質で動いてきました。その結果として、かなり荒廃地の対策から、農家にとってもいろいろな意味で直売所の売り上げはありがたいなど。「やっとおじいちゃんに気兼ねせずに孫に小遣いをあげられる」というおばあちゃんの話は印象的でした。

そういう中で何とか持ち直してきたかなと思ったところに、これも公社には申し訳なかったと思うのですが、むーちゃんの新しい直売所、加工所、3 つの直売所を一つにして運営してい

く、日和、スタートしたばかりでどの程度売り上げが見込めるかというものを、そっくり公社で面倒を見ろと言ったのは、結果として非常に公社の経営を圧迫したのではないかと考えています。もう少し公社のために丁寧な対応をしていくことができなかつたのかなと。

第三セクターに支援するという事は非常に懲りてきた経過もあるので、私は第三セクターについては厳しい支援しかしてこないつもりでいましたが、今、ふるさと振興公社へも、会社が大変だから運営に対して補助金を出しましょうということは、1円も出していません。事業に対する支援は出しても、経営の赤字部分を支援していこうという体制の支援は行っておりません。少し話が長くなって恐縮ですけれども、こういう現実の中で、私は、そういう体質をやはりどこかで見直していかなければならないと一つ思っています。

それから、先ほど公社にも確認したのですが、今年になってかなり明るい見通しで、8月だけで3つの直売所の売り上げが4,300万円を超えたそうです。1日当たり140万円、横手のそば屋は600万円を超えたそうです。1日平均20万円の売り上げです。これは大変な数字だと思います。そういういい方向が見えてきたので、そこをどう助長していくか、これから現場のスタッフともしっかり話し合っていきたいと考えています。

社長のほうで細かく分析していると思いますので、お答え申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 今、青山議員の質問に対し、町長から包括的な答弁をさせていただきました。私の立場といたしますと、会長という立場もありますので、決算状況について少しご説明をして触れさせていただきたいと思います。

令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染症による行動制限などがあって、利用客の大きな落ち込み、イベント販売等の中止、そういったもので非常に大きな経営の打撃を受けたところです。また、昨年度はコロナの行動制限等の緩和がありまして、それに加えて善光寺の御開帳というようなこともあり、徐々に利用客が戻ってまいりました。その一方で、さまざまな物価上昇のあおりを受けたのも昨年度でした。昨年度はその影響が非常に大き

く、そうした中で、公社の運営としても自助努力と社会的な要因、その2つの中で非常に難しい経営を迫られた3年間だったと思っております。

こうした社会情勢の中で各部署がそれぞれ工夫を重ねまして、直売所については昨年度の3店舗のレジ売り上げが2億8,000万円を上回ってきました。例年は大体2億5,000万円程度で推移してきたわけですが、2億8,000万円を超えるような状況になり、よこ亭についても4,700万円を超えるような売り上げということで、コロナ前の水準に戻りつつある状況です。こうした状況の中で公社全体の売上金額を見ると初めて3億円を上回りまして、3億3,500万円を計上しました。売り上げの部分については、非常に社員の努力等もあって改善してきたという状況です。

一方で、収支という面を見た場合には、先ほどご説明したとおり、非常に経費面、特に物価上昇のあおりを大きく受けています。直売所や加工所は仕入れ額が非常に大きく高騰しております。直売所といいましても、農家からの仕入れだけではありません。通常の市場から色々なものを仕入れていなければ、商品としての品揃えというものもそろわないわけです。そうすると、仕入れ額の上昇は公社全体の収支に非常に大きく影響します。また、全部門に共通する経費で見れば、電気代あるいは備品消耗品等様々な経費増といったものがあって、この物価上昇分が公社全体で約1,500万円の経費増という状況になりました。これを、先ほど町長も言いましたように、値上げという形で消費者あるいはお客さまに負担させるということは、振興公社の経営理念にも反するのではないかとということで、値上げという部分については極力抑えてきました。こうした経費上昇が各部門の営業損益を圧迫してきたというような状況にあるかと思っております。

また、部門別に見た場合には、農業部門は、令和3年度2,150万円の赤字が、昨年度は経営努力により269万円ほど改善いたしました。依然として1,881万円の赤字というような状況です。また、飲食部門の日和についても、経営改善に取り組み始めましたが、収支という状況から見れば改善に至らず、673万円の赤字を計上というような厳しい状況でした。

こうした状況の中で、昨年度は経営努力により総売り上げは大きく伸ばしたものの、売上原

価や販売管理費がそれを上回って、営業利益では1,470万円の赤字というような状況になったものと認識しております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 昨年、収益についての町長の答弁では、日和の500万円、横手のそば屋さんのお客さんがコロナで減った分が300万円から400万円、そしてイベントの500万円から600万円の赤字がもとの状態に戻っていればこなしていけるだろうと。そして、令和3年度、前回の決算はあまりにもひどいときのピークだったと思っていると言っておられました。

令和4年度の予算金額と決算金額では、農作業の部門はマイナスではありますが計画に近い数字を示しております。ほかは総じて計画どおりには行っていないと思われます。このことについてどう指導されたのかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議会に去年報告いたしましたけれども、私は久しぶりに代表権のある取締役カムバックさせていただきました。それは、本来、公社の進むべき方向が少しずつ来ているのではないかと、もう一点は、社員が一丸となって目的を達成するという感じが、ないとは言いませんが薄いような感じから、1年間、代表権のある取締役に就任をいたしました。したがって、販売促進会議を大体月曜日の午後、毎月開催をして、各部署の責任者からその月の報告を受けて、そして、こんなことに取り組み、こういうふうにしたらどうだろう、みんなの総意としてやっというふうに進めてきましたが、やはり思いのほかに出が少なかったという思いがあります。

御開帳もありましたが、4月から6月というのは、例えば農産物にしても何も売ることがないような時期でした。一時期、6月はさくらんぼが非常に良かったのですが、今はほとんどさくらんぼも出てこないというような状況で、その点は非常に思いと現実は違っていたという思いでいました。

ただ、かなり改善されたのは、みんなが一丸になって頑張れば頑張っただけの成果が上がっ

て、それなりの待遇の改善もあるという感じで一丸になってきたなという思いは強くあります。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 補足として私から答弁します。町としての経営指導は、町長からも今申し上げますけれども、公社の経営全般にわたりまして、令和3年度の赤字の状況を踏まえてより積極的に関与していくべきだということで、昨年度は公社と町の幹部職員による経営会議を新たに設置しました。2カ月に1回以上会議を持ちまして、会社の経営にかかる様々な内容について議論を重ねてきたところです。また、町長から申しあげましたように、毎月行われている社員も含めての営業会議の中で、さまざまな反省点を出し合い、職員の中でも色々な議論をしながら改善に努めてきました。

その中で、一定の取組を少しご報告させていただきます。総務の中においては、公社所有の車両の整理や保険のフリー化、あるいはガス代の見積もりによる値下げ。直売所においては、出荷農家に積極的にお声掛けをしたり、あるいは売れ筋商品を案内して出品を促す。3つの直売所でいろいろな商品を融通し合う。パン部門やむーちゃんの飲食コーナーでの新しい商品やメニューの開発。ネット部門では、オンラインショップ、楽天市場やYahoo!ショッピングへの参入、またふるさと納税へも参入してきました。こうした様々な改善策を社員と町の職員と一緒に検討してきたという状況です。今後とも、町として公社の経営には十分タッチしながら、経営改善に努めていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体に該当するのは第三セクター等の経常収支が赤字なもの、地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は、その金額を控除の上判断することとあります。

昨年の町長の質問の答弁は、ふるさと振興公社の経営健全化計画を作成して経営改善に当たっていきたいと思っていると答えていらっしゃいます。経営健全化計画は立てたのか。内容を議会や住民に説明を行うべきと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、議員からご指摘がありました経営健全化計画は、総務省が平成30年2月20日に出しております通知の中で、第三セクター等の経営健全化方針を策定する必要がある法人についてということで具体的に列挙されております。その中では、債務超過あるいは実質的な債務超過である法人、損失補償や債務保証等により地方公共団体が多大な財政的なリスクを有する法人で、経営が著しく悪化している法人といったものを対象としています。

現時点で、ふるさと振興公社の場合には、これに該当をすることは考えておりません。このため、経営健全化方針は作成しておりませんが、先ほどご説明したような様々な取組の中で経営健全化に向けて努力しているという状況です。

また、参考のため、この3年間の決算状況に関しまして各種の経営指標がありますが、安全性を示す自己資本比率あるいは経常収支比率、収益性を示す売上高、売上総利益率、いわゆる粗利の部分を見ても、決して悪い数字にはなっておりません。確かに決算上は赤字が続いておりますけれども、会社としての体力あるいは資金繰りということについて、非常に大きな支障があるというような問題までは行っていないと認識しています。ただ、令和2年度から3年連続で赤字が続いているということは議員のご指摘のとおりで、経営健全化の取組は重要だと認識しています。先ほどの答弁でもご説明したとおり、さまざまな経営改善施策の中で収支改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 今回の副町長の答弁は私の見解と相違があると思うのですが、決算状況に係る経営比率では、安全性の分析や収益性の分析では悪い数字ではない、会社の体力や資金繰りに大きな問題がないと言われましたけれども、収益性では本業である営業利益がマイナス、経常利益もマイナス、当期純利益もマイナスという状況です。この3つの利益を使う分析の計算式は答えがマイナスになるわけで、決して良い結果であるわけがないと私は思っております。

先ほどお聞きしましたとおり会社の目的は農業振興と地域農業の支援ですが、だからといって収支が大きくマイナスになるような仕事をすればいいというものではないと思っています。農作業の営業損益がマイナス 1,880 万円と、昨年よりマイナスが少なくなったのは良いことだと思います。しかし、全体の営業利益はマイナス 1,470 万円と昨年よりマイナスが 200 万円も増えました。少なくとも収支が均衡になるように事業を行わなければいけないと思っております。不採算部門の事業の縮小や改善が必要だと考えます。損益計算書の内訳を見ると、営業損益がプラスになっているのは 9 事業のうち、四季菜、よこ亭、都市交流の 3 つだけです。昨年はプラスの事業が 4 つありました。この 3 つの事業で全てを補えなくて 1,470 万円余の営業損益ということです。

農業の場合ですけれども、条件不利地対策や荒廃地対策等の取組に対する補助金を町が出すことで採算が取れない作業を請けさせているということはありませんか。町が補助金を出すので、公社は全く利益が上がらない作業を請けざるを得ないという意味です。こうなった原因は何だとお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、議員から公社の経営をおもんばかっただけの発言ということで、非常にありがたく、もっと頑張れというような意味として捉えていきたいと思っております。

そもそも振興公社の目的は、定款にもあるとおり、農家あるいは農地の権利者から委託を受けた農地の管理業務となっております。農家が耕作できなくなった農地を借り受けて耕作していくということで、町全体の農地の保全に関与していくということにあるかと思えます。

そうした状況の中で、振興公社が借り受けた農地には、水田としての土壌が悪くて腐食していたり、あるいは土質によって収量が非常に悪かったり、あるいは借り受けた果樹園が老木で収益が上がらないというような農地も中にはあります。こうした条件が非常に悪い農地については、土壌診断や土壌改良、あるいは果樹についても老木の改植までを行うことは公社の業務

範囲を超えていると。あくまでも、そういった業務範囲を超えたものについては一定の費用を要するというので、町が補助をして、農地保全の一環として行っているものです。全体的に、そういった面積はごくわずかです。そういうところに補助金を出すことで、町が公社に採算が取れない農地の作業を請けさせているという認識はありません。

ただ、実際問題として公社が借り受けている農地を見ますと、湿地であったり、石が多かったり、水持ちが悪かったり、日当たりが悪い、あるいは管理する農地が町内に点在していたり、急傾斜であったり、入り口が狭かったり、中には農作業をしているとほこりで近隣の住民の皆さんから苦情が出てきたりというようなところがあったり、非常に収益性の問題あるいは作業効率が悪いような農地も抱えているのは事実です。

ただ、これを理由に公社が耕作を断るということは、当然荒廃地の増加にもつながってまいりますし、公社本来の目的からも外れることになってしまいます。そんな中で、耕作を依頼された場合には、仮に条件が悪い農地であったとしても公社が引き受けているというのが実情です。こうしたことも背景にあり、公社の農業部門の赤字が徐々に拡大してきている要因の一つとも考えております。

一方で、国では農業経営基盤強化促進法に基づいて地域計画を定めるように指導がなされております。町でも現在この地域計画の策定に向けて、農業委員会等を中心に動いているところです。この計画を定めていく中では、将来農地としてしっかり守っていく農地と、逆にそれ以外の農地等を区分して、守っていくべき農地については集団化を図っていく、あるいは効率的で担い手の負担軽減を図れるような方策で進めていくというようなものです。この地域計画は、振興公社が管理している農地も含めて、町全体の農地全てを対象として策定していくというものです。

そういう中で、振興公社が現在農作業を行っている農地についても、そういったところも踏まえて調整をしていく中で、経営改善を見据えた取組につなげていければと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 農業部門の赤字は理解しているつもりです。そして、農業部門の経営改善も

やっただいているのもよく分かっているつもりです。とにかくあまり大きくならないように一つお願いしたいという話です。

それでは、むーちゃんとよこ亭の経営の話ですけれども、売上げが伸びているにもかかわらず利益が確保できていません。お客が増えて売上げが伸びているのに利益が伸びない原因は、一つは人件費だと思いますが、どう利益を確保するおつもりなのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。むーちゃんとよこ亭の関係です。

まず、むーちゃんにつきましては、販売する品物等の仕入れ値が非常に大きく高騰しておりまして、売上げの伸びが 309 万円に対して、仕入れ値の伸びが 353 万円という状況になりました。それ以外に電気代の高騰も大きくて、水道光熱費も 51 万円ほど増加したことが大きな要因となりまして、利益が伸びなかったという状況です。

次に、よこ亭につきましては、電気代や灯油代、あるいは備品消耗品等の物価上昇の影響が大きく 294 万円の経費増となったことに加えまして、年度の途中で昨年度店長が辞められたということで、それに伴う人事異動、あるいは日和の職員をよこ亭に 1 名異動させたということがあります。そのよこ亭に異動させた職員は、宴会料理等の盛り付け等に非常にたけている職員ですので、よこ亭の収支を、とにかく強いところを伸ばすという意味で、そういった職員を異動させましてよこ亭の強化を図っていくと。ただ、よこ亭に 1 人加わったということで人件費が伸びてきてしまったというような状況です。

今後の対策としては、むーちゃんを含め直売所については、昨年度 3 店舗のレジ売り上げが 2 億 8,000 万円という状況でした。今年度、当面は 3 億円以上を目指していきたいという中で、むーちゃんについてはリーディング店舗ということで、インスタグラムを活用した積極的な情報発信、生産者への売上げ上位品目の情報提供、加工所の自社製品の取引の増加、それからカフェでのジェラート等の新メニュー提供など、そうした中で収益改善を図っていきたいと思っております。

先ほども町長からお話がありましたが、8月の直売所、むーちゃんに限らず3店舗の売上げは過去最高という状況で、徐々にそういった効果も出ているかと思えます。また、よこ亭については、コロナの行動制限がなくなったことも踏まえまして、今までの顧客へのDMの発送、オーダブル、テイクアウト商品の見直し、あるいは宴会の受注に努めて収益改善を図っていききたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 次に、ここが問題だと思うところ、食ごよみ日和についてです。ここの赤字は673万円と昨年より120万円ほど増えています。今年は7月にそばから地元食材を使った新メニューに変更しましたが、これで改革になるのかと思えます。

日和については会社の足を大きく引っ張っています。いろいろお考えがあるようですが、一刻も早い改善をお願いしたいと思います。日和の経営をどう改善されているのでしょうか。また、昨年からは会社が新体制になりました。社長を代えた効果は出ているのでしょうか。どのような改革や改善を指導して、どのような効果が出ているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。日和の経営改善についてです。もともと日和については、地元の皆さんがやられていた店舗を振興公社が途中から引き継ぐというような形になったわけです。その中で、まず、経営ノウハウとして、よこ亭のほうでそばを中心に営業を重ねてきたところでは、最初に入るときには、そばの提供というものが利益を生む近道と考えて、そばと地元野菜を中心の営業をしてきたというような状況です。しかし、オープンが令和2年ということで、ちょうどコロナの影響も相まって、なかなか客数が伸びないという厳しい状況を脱却できなかったという状況もあります。そんな中で、議員の皆さんからも、設立当初の農家レストランというコンセプトを思い起こして地元野菜等の素材を生かした郷土食等を提供していったらどうかというような積極的な提案もありました。

こうした状況を受けまして、町としてもそうした意見を振興公社と共有しながら、令和5年

の1月から廣田社長自ら先頭に立って、設立当初の関係者の皆さんのお話をお聞きしたり、あるいは今日ここにお越しの中島議員からもお話をお聞きし、メニューへの地元食材の具体的な活用方法等も考え、あるいは、新たな店長も採用する中で、まず赤字を減らすということで、人件費を抑えるために少ない人員でも稼働できるように、オペレーションに配慮した中での新しいメニューづくりを検討してきました。それをもとにして、この7月から新たなメニューでスタートしたところです。

議員ご指摘のとおり、これだけですぐに改善につながるかといいますと、そう簡単にいくものではないと我々も認識しております。この取組はまだまだ始まったところで、やはりこういった飲食店の経営は、地道な取組の中で少しずつでもファンを増やしていくというようなことも大事になろうかと思えます。今後も地物を活用した新たなメニュー、あるいはテイクアウトにも力を入れ、積極的な情報発信、隣の直売所や加工所といったところとの連携も考慮しながら、引き続き経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 日和の予算は、令和4年度分の1年の計画は営業損益がマイナス400万円、そして令和5年度分の計画もマイナス230万円で立てています。日和の部門別損益計算書を見ますと、売上総利益が778万円、人件費が1,074万円、売上げに対する人件費の割合が138%になっています。売上げは昨年よりも70万円落ちています。人件費が36万円増えています。経営が成り立つ見込み客数はどれくらいなのか、そういうことはしっかり管理したほうがいいと思います。ほかにも、経費を見直してもなお赤字が続くようであれば、この事業を考えなければいけないと思います。

日和の運営を公社が担っていくことが適切かどうかを見極めながら、場合によっては別の事業体によって運営していく道も模索していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 経営ということを考えるとおっしゃるとおりだと思います。特に地元の皆

さんたちにも来てもらえるようなお店をやろうということになれば、徹底して経営を考えるなら、日本海へ行っていい魚を仕入れて、あの店は海鮮丼が素晴らしいというようなものに、思い切って違う人に頼んで好きなようにやっていいと言え、恐らくそういうことも提案してくる一つだと思います。

そのときに、私には、海鮮丼の食堂を何で行政がやらなければいけないのかという疑問が出てきます。あそこに日和という食堂をつくったのは、おいしい三水米と、売り込んであるりんごをうまく料理に利用できないものか。とにかく地元の食材にこだわり、願わくは有機質の野菜で全部クリアしていると。だから来てくださいというようなことを、多少の時間がかかっても地道に支えていくのが、将来の長いことを思えば大事な一つだろうなど。

よこ亭があれだけのそば屋になったのも、そばを50町歩も転作してどうするのかということ、でそば屋をつくったのです。でも、最初の10年は同じように苦しい赤字でした。どこかで認知を受けて、大きくみんなに親しまれるようなお店になっていきました。

恐らく日和も真面目にそういうことに取り組んでいけば、あそこの食材、本当にうそのない素晴らしいものだという日が必ず来るだろうと思って、そこまでどうやって工夫して耐えていくか、またはほかの部門で補っていくかが重要なことだと承知をして今やっているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） ほかの部門で補えれば、それはそれで全然問題ありません。現実、公社の足を引っ張っているのは間違いなく日和です。お客が来ないと話にならないということも言いたかったわけです。

次です。ガイドラインに、「第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体が主導することが必要である」とあります。抜本的経営改善を行政主導で行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。議員ご指摘の総務省が示しております第三セクター等の経営健全化等に関する指針については、先ほどご説明したように、経営健全化の指針までは現在作成しておりませんが、法人の経営が再生不能になった場合の事業の手法の例示が幾つか示されております。その一つとして、経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクターで引き続き実施というような事例も示されています。

現在、振興公社の経営状況は再生不能な状態に陥っていると認識しておりませんが、昨年、代表取締役社長が平塚社長から廣田社長に交代したということは、まさにここに掲げている経営体制の変更に該当するものと考えておまして、実質的には抜本的な経営改善の一つと考えています。

また、社長交代後、先ほどご説明しましたように、町の幹部と公社の幹部が積極的に意見を交換するための経営会議を新たに設置し、2カ月に1度、公社の経営に係るさまざまな内容について率直に議論する場を設置し、可能なところから随時改善策を講じてきている状況です。

こうした取組のほか、毎月の営業会議には各部門の責任者に出席していただいて、町の職員と一緒に私も出ております。各部門の責任者からは、社員自ら積極的に色々意見していくということも聞かれるようになりました。社長の交代、また役場との意見交換といった中で、社員の意識も少しずつ変化が出てきているのではないかと私も肌で感じているところです。私も代表取締役会長として先頭になって、産業観光課の職員と一緒に会議や営業会議に参加する中で、少しでも早く経営改善の効果が収支に表れるように、公社と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 次です。営業外収益の雑収入が450万円ほど計上されています。この中に、昨年からはじめたふるさと納税の手数料分があるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。ふるさと納税について町から支払われる手数料については、営業外収入ではなくて、直売所部門の中の四季菜の中のその他収入に含んでおります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 町のホームページには「飯綱町の応援をお願いします」という看板が立っていて、11のポータルサイトがあります。さとふるが振興公社の分なののでしょうか。昨年の答弁では、集める寄付の目標は1億円、これは将来的な目標だと理解しておりますけれども、10%の手数料を出すという内容でありました。幾ら寄付を集めたのか。広告宣伝にかかる費用はどのぐらいの額で、町がどれぐらい負担しているのか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。振興公社のふるさと納税についてのご質問ですけれども、まず、ふるさと納税の実績です。昨年の8月19日からサイトを開設いたしまして、3月末までの寄付額は2,875万1,000円でした。

広告宣伝費は、振興公社はさとふるのポータルサイトを利用しているわけですが、ほかのサイトでは契約した自治体からオプションとして独自に広告宣伝費をもらって有料広告を出すような制度もあるのですが、さとふるの場合にはそういった制度がありませんので、独自の広告宣伝費を払っているという状況ではありません。なお、ポータルサイトそのものにかかる手数料は、さとふるの場合には12%ということになっています。ふるさと納税の経費は、全体として町が負担している状況になっておりますので、公社としての負担はない状況になっております。参考にですが、この9月1日から振興公社では三越伊勢丹ふるさと納税のサイトにも掲載いたしまして、間口を広げたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 振興公社のふるさと納税の今年度の実績と、今後どのように見込んでおられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今年度、振興公社の4月から8月までのふるさと納税の実績は、1,289万4,000円という状況です。また、今後の目標と見込みですが、昨年の8月からということで年間のデータは取れていないわけですが、この9月から始めた三越伊勢丹のサイトも含めて、今年度の振興公社の予算の中では4,530万円のふるさと納税を見込んでいます。

なお、振興公社のふるさと納税の出品事業者は現在15者となっております。この出品事業者の皆さんをいかに増やしていくかが今後の課題と捉えております。できる限り出品される皆さんを増やして、昨年度の町長の答弁にもあったかと思っておりますけれども、将来的には、まずは振興公社へのふるさと納税で1億円を目指していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 新年度に入って5カ月経過しました。9月末が仮決算だと思います。仮決算は、期の途中でその期の損益のおおむねをつかんで、年度末の経営成績や財産の状況を見込むことだと思っております。どの部門も計画どおりに進捗しているのでしょうか。毎年、事業報告書の後ろに次年度の予算書が付いています。令和5年度の経常損益は、先ほども申し上げましたがプラス275万円になっています。昨年もプラスの数字でした。順調に進捗しているのでしょうか。四半期の仮決算の状況から見える今年度の決算状況の見込みはどのぐらいか、お聞かせいただきたいと思っております。ざっくりでいいです。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。議員ご指摘のように、営業年度の途中で仮決算の状況を見ながら、その年度のその後の対応を検討していくということは、安定した経営のためには非常に大事なことだと認識しております。

振興公社の中で、現時点で4月から6月、いわゆる四、六の第1四半期の状況をまとめてお

りまして、その中での営業利益については、残念ながら昨年度と同じ時点での営業利益より 120 万円ほど悪くなっているという状況です。この原因を確認しますと、よこ亭と加工所で少し赤字額が大きくなっている状況もあったわけですが、原材料の仕入れで、一定の材料をある時期にまとめて安く仕入れていて、年によって仕入れ時期がそれぞれ異なってくるというような状況もありまして、現時点での四、六の第 1 四半期の中ではそうした状況になっています。

ただ、今後の見込みとして、今、よこ亭では宴会利用も昨年より増えてきているという状況です。また、懸案となっている農業部門と飲食部門の日和については、色々な経費の見直しにより、この 3 カ月間の営業収支は少し改善しております。また、直売部分については、第 1 四半期の売上げ、営業利益とも、昨年度の御開帳の反動を受けて厳しい中ではあるのですが、昨年並みの営業収支を確保しております。

昨日の速報値を見ると、先ほどご説明いたしましたように、8 月の 3 つの直売所は過去最高の売上げを示しております。売上げだけが伸びても最後の収支で見たときにどうなるのかという状況もあろうかと思いますが、まずはとにかく売り上げを一生懸命頑張らないと収支も改善していかないというような状況もあります。今後の明るい見通しも少しずつ見える中で、営業収支では 400 万円から 500 万円くらいまで赤字を圧縮して、その中でまずは経常利益を収支ゼロ。さらに、公社の予算の目標としております経常収支 275 万円の黒字という形になるように、今後とも社員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5 番（青山弘） ガイドラインには、「地方公共団体の長は第三セクター等に対する財政援助についての監査、出資法人に対する監査及び外部監査制度等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、検査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべき」とあります。

第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましいとありますので、監査の方法は変えたほうがよいと思っておりますが、これについていかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、ガイドラインとなっております総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の中では、地方公共団体が出資する法人あるいは地方公共団体が財政援助を行う法人等の監査について、地方公共団体が外部監査制度を導入することについても記載をされております。

ただ、外部監査制度は地方自治法に定める監査制度の中で、包括外部監査あるいは個別の外部監査を指しております。こうした制度を導入するに当たっては、町村の場合には条例で定めた上で監査制度を導入するという形になっております。町の監査制度は、現在、町の監査委員をお願いしております。監査の中で一定の目的は果たしているのではないかと考えております。外部監査制度までを想定した条例の制定、あるいは制度の導入というところまでは現時点では考えていない状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 外部監査制度は、上場企業や大会社には義務付けられているということは分かっています。ふるさと振興公社の売上げが3億円を超えてきています。北部衛生のように、現在1億円ぐらいの決算規模でも信濃町の監査役が監査し、決算審査意見書を北部衛生施設組合の組合長に提出しています。そこには、審査の対象、審査の期間、審査の方法、審査の結果、審査の意見が書かれております。振興公社の監査報告書には、審査の対象、審査の方法、審査の意見が書かれていません。あれでよいのかと思うわけです。

内部の監査だけではなくて、監査委員に見ていただきたいと思って言っているわけです。地方自治法の第199条の7項と第104条の7で監査していただくことができると思いますので、監査委員の監査を検討していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） うちの代表監査委員なりに見ていただくということは大きく抵抗するものではありません。検討をしてみたいと思います。

ただ、私が最初に申し上げましたとおり、経営改善をもっとやっていかなければ駄目だということ、直売所の手数料は15%を20%に下さい、不耕作農地のうち非常に経費がかかるようなところについては農家と話し合っただけでは手は切りなさい、こういうような監査をいただくと、監査をいただいたまま棚上げにしているわけにもいきません。したがって、運営上は厳しいものになっていくだろうなと思います。

その意味では、今、JAの理事に監査委員をやってもらっていますが、私はその機能を十分果たしていただいていると承知はしております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 今までどおりということですね。やがてでいいです。プラスになってきたら一つお願いします。

もう一つ質問を用意していたのですが、もう5分しか残っておりません。細かく説明いただきましてありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 青山弘議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、11時5分からとします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号2番、中井寿一議員を指名します。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。通告に従い、順次質問を行います。よろしくお願ひします。

イベントのときの安全管理について、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。3つあります。1つ目が小学生駅伝大会、2つ目が元旦ジョギング大会、3つ目が海洋クラブの主催

する各種イベントです。

では、まず1つ目です。今年から交通安全協会の事業が大幅に縮小されました。交通安全協会は、町の行政組織ではないので、町から直接指示できませんが、町からの援助は受けています。事業縮小前は年間40万円でしたが、事業縮小に伴い20万円に減らしたそうです。また、上部団体からの活動費は今のところ変わらず、年間32万円の予定となっています。

この削られた、なくなった事業の一つに、交通誘導あるいは交通整理があります。今年はありませんでしたが、花火大会のときに交通整理をしていただいていた。また町民運動会の際にも活躍していただいております。

今、困っているのは、小学生駅伝大会です。交通誘導係がいなくなったので人手が不足、参加チームの保護者にやっていただくという案が出ています。小学生駅伝大会は、町道の一部を通常の交通を遮らずに使います。したがって、交通誘導には細心の注意が必要となります。もともと安協でも、交通誘導を行うにあたり講習会を受けているそうです。それほど交通誘導には注意が必要と思われるのですが、これを、何の知識もない保護者にやらせるのは、安全面の観点から問題があると思うのですが、町長はどうお考えでしょうか。予算にも関係しますが、例えば専門の業者をお願いするとか、その他対策について少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。今、議員からお話のあったとおり、安全協会につきましては町の直属の組織ではなく、全国的な組織、それから支部的な組織で成り立っております。

今回、安全協会の事業の内容が縮小したという部分につきましては、安全協会の人手不足、またなり手不足、そういったところが結構大きく関係しています。

ですのでイベント等を行う場合につきましては、イベント開催の組織において費用人材含め、計画を立てていただきたい。安全協会自体に声を掛けられた場合も全てできないというわけではなく、できるものは多分協力していただければと思いますので、その辺で調整をしていって

ただきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 実際に小学生駅伝大会については、最初からお断りの連絡をいただいております。したがって、小学生駅伝大会のほうで予算を増やして人を雇うか、本当に素人の方に、安全に関してかなり不安があるのですが、そちらに任せるかの形になると思うのですが、この辺についてはどう考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。事前の通告の中に、小学生駅伝大会というものが出ておりませんでしたので、詳細については数字的なもの等は申し上げることができませんけれども、教育委員会、公民館も含みますが、安全協会等にご協力をいただいております事業については、今、議員がおっしゃられたとおり、小学生駅伝競走大会、また、町民運動会の駐車場の誘導となっております。

ただ、町民運動会の安協の参画につきましては、町民運動会自体、各種団体から選出されました実行委員会で組織しまして大会を開催しておりますので、その実行委員会の中に安協が含まれておるといって、特段、安全協会に依頼をしているものではございませんので、実質、小学生駅伝大会のみとなっております。

今、議員がおっしゃられますとおり、大会を主催する側としましては、当然、安全な運営が求められますので、安全が担保できるよう必要とあれば予算措置も含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） では、確認なのですけれども、予算措置をしていただけるということなのです。これは実際に事前の会議の中では、とりあえずその予算はもうこれ以上出せないという話でしたので、それは出せるということですか。すみません、確認です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算編成のことですので、私のほうからお答え申し上げます。具体的に、安全協会が従来のようなご協力をいただけないことになって、しかも子どもたちの安全が確保できないということであれば、お金がかかろうが、それにしかるべき安全を確保するのは主催者の役目だというふうに思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。では、次の質問にいきたいと思います。

小学生駅伝大会と同じように、町道を使ったイベントはあります。元旦ジョギング大会です。この大会の交通誘導はスポーツクラブの役員が担当しています。毎年ほぼ決まった方が担当されていて、慣れているといえれば慣れているといえます。ただ、安全面から見て、まだまだ甘く、せめて講習会を受けさせるくらいのことはやっておくべきだとは思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

おそらく、この交通誘導に関しては今後も必要なイベントは多く出ると思いますし、町を挙げて協力することもあると思いますので、この辺についての何らかの基準を設けて、安全に行えるようにすることはあるでしょうか、お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えになるかどうかあれですけども、実は先日、シルバー人材センターで顧問の皆さんたちがみんな集まって会議があったのですが、そのときに長野市の市役所の駐車場の整理をシルバー人材センターが受託してやっている。しかし、その代わり駐車場から一歩出たところで交通整理をしていると、ウオントッドですよと、こういう説明を聞きました。それはもう業務違反。

したがって、従来取り組んできている一つのボランティア、ご協力をいただいた人たちが、その交通整理を町が委託してやっているということになると、この間の話を聞いていると、少しおかしなことになるのかなと。あくまで協力という立場でやっていただいているからいいの

で、道路上でしかるべき交通整理の役割を担っているということになれば、これはしかるべき資格のある人たちを配置しなければいけないのか、その辺を少し担当、開催する部局とも具体的に検討させていただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。

最後に、B&G海洋クラブのイベントの安全管理についてお尋ねします。飯綱町には、海洋クラブという、カヌーやヨット等の海洋性スポーツを学べるクラブがあります。長野県のような山国で海洋性スポーツを味わえるのはなかなか難しく、野尻湖を有する隣の信濃町にはなく、近隣では大町市にあるくらいです。

実は海洋クラブは毎年数多くの体験会を開いております。三水小や牟礼小の5年生を対象に体験会を開いているだけではなく、県の職員向けの体験会や一般試乗会、あるいは町のトムソーヤやスポーツクラブ主催のイベントなど、さまざまな体験会を行っています。

ここで、安全面の大きな担保となっているのが、レスキューと呼ばれるエンジン付きのゴムボートです。レスキューがあるおかげで、問題発生時に迅速に駆け付けることができます。しかし、このレスキューは10年以上前のもので、老朽化も著しく、交換できない部品が破損しており、レスキュー自身が救助される日も近いと言われております。海洋クラブは、霊仙寺湖を有効活用した活動ですが、自然相手の活動でもあり、安全には万全を期したいところです。このような状況を、町長はどう思われるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。海洋クラブの運営に当たりましては、その運営に携わるスタッフとしまして、B&G財団が行う研修を受け資格を取得した町の職員が中心となって指導に当たっております。そのほかの運営スタッフにつきましても、財団が定めます所定の研修を受けたスタッフが指導に当たっております。

ご質問の救助用ボートについてですが、議員のおっしゃられるとおり、湖上での活動上必要

なものでありまして、車両、車同様、船舶安全法に規定される船舶検査を受けることが義務付けられております。当町の所有するボートは6年ごとの定期検査と、その中間の3年目に中間検査を受けており、安全面については専門家の認可を受けております。

ちょうど本年が中間3年目の検査の年として、今シーズンの始まる前に検査を受けたところです。検査の結果につきましては合格で、安全は確認されておりますけれども、おっしゃられるとおり老朽化が進んでおりまして、更新が必要な時期に来ております。B&G財団の補助事業等もございますので、その助成を活用しながら計画的に更新を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 車の車検ですが、それを通ったから必ずしも安全とは言えず、日常の安全点検や確保は運転手に任されていると思います。ですから、単純にその3年ごとの船検を取ったからといって、安心して運営するのは少し問題かと思えます。それについてどうお考えになりますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。安心という気持ちで海洋クラブを検査が通ったからといって運営しているということは一切ございません。今申し上げたとおり、法定検査については、安全は確認されておりますけれども、機械等老朽化が進んでおりますので、その辺を考慮しまして、助成等も利用して計画的に更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 計画的にと言うと、来年でやっていただけるのでしょうか。それとも、もう少し時間がかかるのでしょうか。お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 整備に当たりましては、予算が当然かかってくるものです。B & G財団の助成を受けようとするすると、前年のこの8月までに翌年度の申請をして、その審査が通って、翌年度、事業が行えるというものでございますので、その辺のタイムリミットといえますか、財源の確保等も含めまして計画的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 実際にこのレスキューに、ごく最近乗ったことはあるでしょうか。実際に、ゴムボートですから、この周りのハルは空気漏れはしていないのですが、ボートの床板部分は完全に空気が抜けていまして使えない状況です。その床板がないと、走行上かなり不安定になるのです。センターにキールと呼ばれる太いパイプ状のものがありません。これは上の床板があるから水面下に押し出されて、走行するとき安定するのですけれども、今この床板の部分は空気漏れで使えない状況なので、安定しないのです。ちょぼちょぼぐらいならもちろん走りますけれど。そういう状況なので、早急をお願いしたいと思います。

今、海洋クラブはB & G財団の資格を受けた職員が行っているということですが、実際には、それ以外にも、元BGの人だったり、もちろん私もそうなのですが、全然関係のないといえますか、職員ではない者も多数イベントのときには協力していただいております。日常の活動についても、そういった方々が手伝ってくださっています。その辺を少し訂正しておきたいと思うのですが、いかがですか。職員だけではないという話は認識していらっしゃいますか。少し今気になったので。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃるご質問の内容は、次のようなことだと思います。例えば人間ドックを受けたらどこも異常なかったよ、安心だ。でもその日から暴飲暴食していいということにはなりません。車検が通ったら、こことここは不具合があったから直しておきましたよ、オイルの交換しておきました。タイヤはだいぶ擦り切れてたので新品に替えましたよ。これでもう安心だ、危険運転していい、ということにはなりません。

それと一緒にゴムボート、これもそうですけれども、3年ごとに検査を受けて合格したと。だから、もう何やってもいいということにはなりません。もちろん、シーズンが終わって、また新しいシーズンを迎えるにあたっては、点検をし、それから常に最善の安全を心がけてやるというのが当たり前、前提でございます。

ですので、今、議員が一般質問でおっしゃった、ここのボートの底がどうか、そういうことはこの一般質問で言うより、B&Gのイベントを行う際に、こういうことがあるけれど今年シーズン迎えるにあたってここはこうしてくれと教育委員会、または町部局に上げていただければ、当然そういうことは対応いたします。

それから、資格のある人以外の人にはイベントでそういうことに参加してはいけないのかといったらそうではありません。飯綱町も必ず、担当になった者は沖縄のほうでB&Gが主催する研修に参加して資格を取ってまいります。そういう職員が何人かおられますので、何かそういうイベントや何かのときは、その職員が責任をもってやります。しかし、その職員しか操作できないのか、イベントに関われないのかといったら、もうイベントが成り立ちません。ですから、それはそういう意味ではなく、そういう資格を持った者が責任者として、周りの人それからイベントに参加する人を指導しながら、安全安心に心掛けてイベントをやっていくという、そういうことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） なぜ私が今ここで、一般質問でゴムボートの話をするかといいますと、多分トップの方からすると、B&Gの活動は、町の活動、職員の活動、予算はBGだ。そういう考えが頭にあるから、今の発言が出ていると思うのですが、実際には、職員だけではなくて、町民の協力を得て成り立っているものなのです。別に職員だけでやってるわけではないです。職員の方たちは、当然その予算のことが常に頭にあって、とても日常遠慮されているのですよ。だから、私はここで、安全に関してこれ以上行くとまずいと思って質問しているわけです。

ですから、協力してくれている町民の安全、イベントに参加してくれる方の安全を考えまして、B&Gのお金に頼るのではなく、本当に今、ゴムボートについて言うと正常に運行できな

い状況なので、その辺を考えていただきたいということです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員が、B & Gの活動は町民に任せっきりになっているのではないかというご発言でしたけれども、とんでもないことでございます。B & Gの活動については、飯綱町としても、体育館、プール、艇庫ということでB & G財団の協力を得て、飯綱町の生涯学習それから子供たちや住民の健全なスポーツ振興に努めています。

その中でB & Gのほうからいただける補助金というのは、弱小市町村にとっては本当に貴重な財源でございます。そのために、町長と教育長は必ずB & Gの総会というのですか、そういったところに顔を出します。そこに顔を出しますとポイントが与えられるわけです。町長何点、教育長何点と。だから、そういうところにもこまめに顔を出して、それでB & Gとのつながりを大事にしながら、補助金をもらえるような努力もしております。

また、昨日ちょうどB & Gのプールが終わりましたので屋根を取り外したのですけれども、そういう屋根を付けたり取り外したりする作業には、私も教育次長も毎年参加しています。職員の皆さんそれからスポーツ協会の皆さん、または公民館の皆さんにご協力いただきながら、その年のいろいろなことを話し合いながら、また来年に向けてどこか何か齟齬がないか、そういうことを見ながらやっております。プール開きにはきちんと神事も行って、町民の安全安心、それから町民の豊かな活動を祈願しております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 大変誤解をされていると思うのですが、私が話しているのは、B & Gの海洋クラブの話です。プールの話やそういうのではないので、その辺誤解なきようお願いいたします。海洋クラブ自身は、職員の方が多いですけれども、特にイベントのときなどは、もともとの海洋クラブ員のOBや、いわゆる一般町民、職員以外の方の協力を得ないとできない状況になっておりますので、そこを一つ誤解なきようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし再開は、午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 時 3 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◇ 原 田 幸 長

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 3 番、議席番号 14 番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔14 番 原田幸長 登壇〕

○14 番（原田幸長） 議席番号 14 番、原田幸長です。通告に従い、順次質問します。

初めに、奨学金返還支援制度について伺います。

まず、奨学金の現状を説明します。日本学生支援機構の返還が必要な貸与型奨学金の利用者は、全国で約 128 万人、学生の 2 人に 1 人が利用しております。大学生 1 人当たりの平均貸与額は、無利子型が 241 万円、有利子型が 343 万円です。年間の奨学金返済額は、全国で約 8,429 億円、1 人当たり 1 年で平均 20 万円返済していることとなります。また、2019 年度末で全体の約 7% の人は返還が滞り、延滞債権額は 5,400 億円に上ります。若者の皆さんと懇談すると、奨学金の返済の負担が重いとの声をよくお聞きします。20 年間、毎月 2 万円以上払っている人もいと伺っております。

公明党は、親の経済状況に左右されることなく、教育を受ける権利は守らなければならないとの思いから、小中学校の教科書無償化に始まり、幼児教育・保育の無償化、私立高校の授業料実質無償化、給付型奨学金を訴え、3 つの無償化を確立させてきました。しかし、給付型奨学金への道はまだ開いたばかりで、対象者はまだ 100 万人です。大学を卒業して社会人になったが、奨学金の返済が重くのしかかり、不安を抱えている若者、希望のライフスタイルの実現に困難を感じている若者は少なくありません。

次に、奨学金の返還支援によって得られる効果と支援制度の現状を説明させていただきます。

まず、効果は次のようなものが考えられます。給料が低い若いうちから可処分所得が増加する。地域での経済活動に寄与する。車や家電など耐久消費財の購入が早まる。税収の増加が期待できる。少子化対策の貢献が期待できる。返還滞納リスクが軽減されるなどが挙げられ、地方創生、経済対策、少子化対策、若者支援に大きく貢献されると考えられます。

次に、制度の現状を説明いたします。大きく言うと、公的な国と地方自治体の連携タイプ、それと民間企業型タイプの2つがあります。

国と自治体の連携型は、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部で進めている奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進です。これに関しては、令和2年3月、公明党として国会で取り上げ、対象者の拡大、対象要件の緩和・簡素化など、制度の改善を要望させていただきました。そして、その要望が実現いたしまして、令和2年6月から基礎自治体において今まで必要とされていた市町村や地元産業界の基金の設置が不要に、特別交付税措置の対象経費の範囲を10分の5から10分の10に拡充されました。また、広報経費も対象に追加され、対象者も大学生等に高校生等が追加されました。

これらの国の支援の要件の緩和や対象の拡充により、奨学金返還支援を行っている市町村は、平成31年度の355市町村から令和4年6月時点で615市町村まで拡大をいたしました。今、NHKの朝ドラ「らんまん」のモデル、牧野富太郎博士のふるさとでもある高知県佐川町では、令和4年度から佐川町に10年以上定着する意思のある者を要件として、1年間の支援額上限を24万円、これは月2万円の12カ月分で24万円が上限ということですが、として8年間、計192万円の返還支援を実施しました。令和4年度当初予算で10名分の予算を組みましたが、募集者が多かったため、補正で10名分を追加。結果、20人の募集予算に対して、23人が申し込みました。このことにより、佐川町出身者を含め、23人の若者が佐川町に新たに住むことになりました。対象23名の平均月額返金金額は1万3,000円から1万5,000円で、町想定の下2万円以下になっており、20名想定で23名の支援を行っても予算的には十分な状況だったとのこと。

次に、民間企業型であります。支援の金額や条件などは企業それぞれであります。奨学金返還支援をした場合、給与として損金算入できる奨学金代理返還支援を行っている企業は日

本学生支援機構のホームページに掲載され、企業イメージのアップにつながる。令和3年4月から従業員を介さず、企業から直接日本学生支援機構に入金が可能になり、住民税や社会保険料の負担も増加しないなど、企業と本人の両方にメリットがあります。しかし、この制度を知らない企業が多く、実施している企業は少ないのが現状でございます。一昨日の新聞報道で、この民間企業型を実施している企業数が1,000社に迫る勢いという報道がありました。それでも、全国的に見れば1,000社に迫るといってもまだまだ少ない数だと思っております。

昨今のコロナ禍のため経済が不安定な中、貸与型奨学金を受ける中間所得層の負担と不安の軽減のため、奨学金返還支援の充実が必要と考えます。地方創生、経済対策、少子化対策、若者支援に大きく貢献すると考えられる奨学金返還支援制度を町でも必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員ご指摘の奨学金につきましては、ご存じのとおり、日本学生支援機構が実施している奨学金と、実質的な運営は教育委員会にお願いしてございますけれども、町独自の奨学金の制度を設けて実施しているところでございます。

町の奨学金については、返済はマックスで月額1万円と決めてございますので、今実際に返済をしてくれる人たちが出てきましたけれども、半年で6万円、1年で最大12万円の返済の制度や、同じく10年飯綱町に居住していただくと、それ以降、給付型で償還を免除する等の制度を設置して運営してございますが、日本学生支援機構で奨学金を借りてやっている人たちについての具体的な今の支援策というのは実施していないわけなので、そこら辺のバランスをどう取っていくか。

それと、今、国の特別交付税等の措置によって、支援した場合の交付税で措置をしてくれるという財政的な支援も出てきましたし、先ほど企業型の提案がございましたけれども、長野県では既に企業に対して支援をするような制度もスタートしてございます。

いずれにしてもおっしゃるとおり、今の若い人たちに、まずどこに住んでいても教育を受け

たいと希望する人には教育を受けられるような環境を整えてあげる。そして、それを支援していくのは町の大きな行政の責務だと思っておりますし、それが地域の活性化、そして若者人口の増等につながる政策であることも深く承知をしております。したがって、これは扱っている担当の企画課であり、教育委員会であり、財政当局とも打ち合わせをする中でぜひ検討をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田幸長議員。

○14番（原田幸長） 前向きなご答弁だと感じております。ありがとうございます。

次に、教育委員会で奨学資金貸付基金管理運営事業を実施しておりますが、この貸付けに際しての要件は何か、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） それではお答え申し上げます。貸付けに際しての要件は何かとご質問でございますが、飯綱町に住所を有し、またはこの事実を確認した者のうち、大学等に在学する者で、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学が困難な者に対して、奨学金として無利子で貸し付けるものでございます。

貸付けに当たりましては3点要件がございまして、1つ目が、成績が優秀で、かつ健康であり、所定の修学ができる見込みがあると認められること、2つ目が貸し付けた資金の償還が可能であると認められ、かつ確実な連帯保証人を有すること、3つ目が独立行政法人日本学生支援機構及びその他の団体から別に学資等の貸与を受けていないことが要件となっております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 今、答弁いただいた要件は、一部ですが、政府の奨学金返還支援制度の改定の目的に沿った対象者の門戸を大きく開くことには合致をしているとは思いますが、ただ、成績優秀な者というのは、今の時代では昔の奨学金制度の名残りと感じておりますので、もっと広く要件を緩和した形でやっていただければ、大変ありがたいと思っております。

わが町から奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということを、町の高校生

や中学生、また移住政策を考えれば、町以外の若者にも周知してあげることで、卒業後の進路選択、さらには大学等を卒業した後の居住地の選択にも大きな影響力を持つものではないかと考えます。その点についてもお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の带状疱疹ワクチン接種への助成について伺います。带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。体の左右のどちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状に生じます。症状の多くは上半身に現れ、顔面、特に目の辺りにも現れることがあります。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、これは带状疱疹後神経痛と呼ばれ、最も頻度の高い合併症です。

また、带状疱疹が現れる部位によって角膜炎、顔面神経まひ、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となることがあります。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症されると言われております。疲労やストレスなども発症のきっかけになります。糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因になることもあります。

带状疱疹は多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後もウイルスは体内の神経節に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。

带状疱疹の発症に対して、50歳以上の方はワクチン接種で予防することができます。带状疱疹ワクチンには不活性化ワクチンと生ワクチンがあります。予防接種は生ワクチン接種の場合、1回接種で約7,000円の経費がかかります。そして、不活性化ワクチン接種の場合、2回接種で4万4,000円ぐらい経費としてかかります。

既に3,000円程度の助成をしている自治体もありますが、福岡県の太宰府市のワクチン費用助成の先事例を紹介させていただきます。50歳以上の市民に対して、带状疱疹ワクチンの接種費を助成する事業を令和4年度から実施いたしまして、市内の医療機関であれば生ワクチンの場合、実質無償で接種でき、不活性化ワクチン接種の場合、1万円が助成されます。今年度

予算も確保がされ、事業が継続されているとのこと。長野県内では、松本市、南牧村、大鹿村、天龍村、下條村、北相木村が事業を実施しております。

平成30年6月に厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会におきまして、定期接種化を検討中のワクチンの一つとして挙げられ、疾病負荷は一定程度明らかになったものの、引き続き期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要と結論付けられております。

そこで、地方創生臨時交付金の使途として、带状疱疹ワクチンへの助成は可能との見解も出されており、この際、地域住民の带状疱疹の発症を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象に町で先行して带状疱疹ワクチンへの助成を進めるべきと考えます。带状疱疹ワクチン助成に対する町長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 助成についての基本的な考え方ということですので、私からお答え申し上げたいと思います。議員がよく調査をされて、ただ今ご質問であったとおり、この带状疱疹ワクチンは今のところは任意の接種で、患者さんとお医者さんで相談をして接種を決めていただくという流れで来ております。

今ご指摘のとおり、国ではこれを定期接種に変えるかどうか検討をしている情報も聞いてございます。それを注目して見ていきたいということと、今の任意のワクチンの接種においても、かなり全国的にも支援をしていくという流れがある点、また、国の定期接種になったとすれば、私どもも大いに住民の皆さんにPR、周知、推進を呼び掛けていく立場にもあることを総合的に考えて、今の地方創生の補助金の充当等は別問題として、今後の予防接種の在り方として担当部局としっかり相談をして、今後の検討に委ねたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。

次に、当町における带状疱疹の年間発症者数を把握されているかどうか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 帯状疱疹の年間発症者数ですが、帯状疱疹は感染法では届け疾患には定めておりませんので、町全体的な把握はしてございません。しかし、飯綱病院で受診した数は報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。令和4年度では34名の方が帯状疱疹ということで受診しており、また、令和5年の今年度ですが、4月から7月まででは22名の方が受診しているような状況でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） ありがとうございます。

次に、町民の帯状疱疹ワクチン接種状況を伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 町民の帯状疱疹ワクチン接種状況でございますが、これも町内では飯綱病院で行っております。その状況をご報告申し上げます。まず、令和4年度は、生ワクチン、水痘ワクチンですが、1回接種が14名、次に不活化ワクチン、シングリックスワクチンは、2回接種しますので2回接種した方が6名、まだ1回目という方が2名ということで、計22名の方が令和4年度は接種してございます。続きまして、令和5年度、今年度の7月末までですが、先ほどの生ワクチンが8名、不活化ワクチン2回目接種が1名、1回接種が4名、計13名の方が接種しているような状況でございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） この帯状疱疹ワクチンを接種されている方の数字をお聞きしたところ、意外と多いという実感を持ちました。国では結論がまだまだ出せないようでございますが、一応、国でも早く結果を出してほしいという意味を込めて、私は今回、地方自治体が動けば、国の動きも加速されると考えますので、助成をまたお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の項目でございますが、HPV ワクチンの積極的勧奨についてお伺いいたします。子宮

頸がん撲滅に向けた取組について取り上げたいと思います。

本年6月に国立がん研究センターは、HPV（ヒトパピローマウイルス）が引き起こす子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公開しました。報告書では、子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対し、国内では横ばいが続いているデータが紹介されております。1990年前後には英国やオーストラリア、米国よりも低かった日本の死亡率が、現在は上回っているとのことです。罹患率も増加傾向で、特に20～40代の若年層が増えている現状が分析されております。一方、先進国では近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だとの予測もあるようです。同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる。積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼び掛けておられます。

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて、積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があります。キャッチアップ接種は令和6年度末まで3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月末までには1回目の接種を開始する必要があります。

『防げるがん』への対策、経済的にも重要」との見出しで新聞報道がされました。報道では、国立がん研究センターなどが今年8月1日に予防可能なリスク要因によるがんの経済的負担が2015年時点で1兆円を超えたとあり、同センターによると、防げたはずのがんについて、金銭的負担を推計したのは国内で初とのことでした。それによりますと、2015年時点でのがん患者数などをもとに直接的な医療費や死亡、罹患による労働損失を足して負担額を算出し、がん全体では約2兆8,597億円。このうち、予防可能ながんは約1兆240億円とのことで、HPVによる子宮頸がんは約640億円とありました。

東京大学総合放射線腫瘍学講座特任教授の中川恵一教授は、労働人口が減少し、経済的余裕を失っていく日本において、予防可能なリスク要因に起因するがんの経済的負担を具体的な数

字として出したことは非常に興味深い。推計では、若い女性に多い子宮頸がんによる労働損失も明らかになった。HPV ワクチンの接種率が低いことで HPV 由来の子宮頸がんや中咽頭がんが増加することは間違いなく、接種を推奨すべきと声を寄せておられます。

そこで、来年度に接種期限を迎えるキャッチアップ接種対象者の状況について伺います。町のキャッチアップ接種対象者は何人おられるか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 町のキャッチアップ接種対象者の人数でございますが、平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子で、対象者は300人でございます。その300人の方に予診票やリーフレット、また県内の医療機関で接種できる箇所の一覧表を同封したものを通知してございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 300人が対象ということでございました。厚生労働省作成の子宮頸がんリーフレット概要版には、一生のうち1万人当たり132人が子宮頸がん罹患する。そして、1万人当たり34人の人が子宮頸がんによって亡くなるとあります。町でもそれと同様に近いリスクがあると考えます。

次に、令和4年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者の接種率を伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） キャッチアップ接種対象者の接種率ですが、令和4年度の接種率は、先ほどの300人に対して1回接種した方が37人ということで12.3%、引き続き2回目を接種した方が25人ということで8.3%、3回接種ということで18人、6.0%となっております。続きまして、今年度の7月現在でございますが、1回接種した方が39人で13%、2回接種した方が25人で9.7%、3回接種した方が18人、8.3%の状況となっております。これは1回やったり2回やったりしてダブっている部分がありますので、その点を考慮してお願いしたいと

思います。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） パーセンテージはだいぶ低いと感じておりますが、キャッチアップ接種対象者の少し上の世代である1995年度生まれから1998年度生まれ世代が、接種率が70%以上あったということを考えると、相当低いと感じました。

次に、接種率の伸び悩みは何が原因と考えられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 接種の伸び悩みの原因ですが、一番は接種がなかなか進まない理由の一つとして、これまでさまざまなメディアでワクチンの副反応が取り上げられてきております。そのため、接種対象者本人はもちろん、保護者の方もなかなか不安や疑問が払拭されない点が一番大きな要因ではないかと思われております。また、リーフレットにもありましたが、キャッチアップ接種については、最も効果がある対象年齢が16歳ですが、それまでに受けることが一番いいということで、キャッチアップ接種の対象者はその年齢を過ぎている方が多いということもまた一つの要因ではないかと思っております。もう一つ、皆さんが一生に一回はなるような感染症になっておりますが、その中で90%の方は2年後ぐらいには自然に消えていくような点もございまして、いろいろな要因から接種が伸び悩んでいると感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 不活性化ワクチンを打った場合、新型コロナのワクチンと同じで筋肉注射のような形で副反応が本当に痛くて嫌だという人もいるというお話も聞いていたので、いろいろと複合的な要素で接種率が下がっていると感じました。

次に、キャッチアップ接種期限を迎える未接種者全員に、最終期限のお知らせ通知を送るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。最終期限のお知らせ通知ですが、接種期限を周知する通知について実施をする考えでございます。来年度、再通知を予定しております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） よろしく願いいたします。

次に、国は、積極的勧奨差し控えの期間に十分検討した結果、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして積極的勧奨を再開しました。しかし、接種率を見ると、対象者に十分伝わっていないと感じております。最終期限をお知らせする個別通知を実施するとともに、それ以外にもあらゆる手段で対象者の不安を払拭する啓発をキャッチアップ期間内に集中して行うべきと考えます。

町として接種率を上げるために、どのような周知・啓発を行うか伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

[保健福祉課長 永野光昭 登壇]

○保健福祉課長（永野光昭） 町として積極的な周知・啓発を行うべきということですが、確かに接種率から見ると大変低い数値で、この周知があまりなされていないのではないかなという感じは私たちも持っております。今までの広報やホームページで引き続きワクチンの安全性や16歳までに接種するのが最も効果が高いのですが、それ以上の年齢で接種しても有効性があると示されております。例えば、17歳から30歳までは63%、17歳までは88%の発生率が抑えられるという結果も出ておりますので、そのような情報等を周知し、接種勧奨を続けていきたいと思っております。

また、このワクチンの接種については努力義務でございますが、強制力はありませんもので、その点を十分考慮しながら周知を行ってまいりたいと思っております。

ワクチン接種のみならず、早期発見・早期治療につながるがん検診受診の重要性も併せて情報提供していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） キャッチアップ接種だけではなく、今後、積極的な勧奨がされる中で、こ

のワクチン接種が進んでいけるように期待をして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は午後 1 時 55 分からとします。

休憩 午後 1 時 4 2 分

再開 午後 1 時 5 5 分

◇ 風 間 行 男

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 8 番、風間行男議員を指名します。風間行男議員。

〔8 番 風間行男 登壇〕

○8 番（風間行男） 8 番、風間行男です。事前通告に従い、順次お伺いしたいと思います。

最初に、交通政策についてお伺いします。しなの鉄道利用促進をする一方で、19 時 10 分以後の電車が 4 本ありますが、バスもないタクシーもない、特に独身世帯、高齢者、免許返納者等は交通機関がないために帰宅困難者となり対策が求められておりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まさしく的を射た質問をいただきました。今、非常に大きな課題だと思っているのが、公共交通の中でもタクシーです。おっしゃっているとおり、牟礼駅に午後 7 時 10 分に着く電車以降は二次交通と呼ばれる足がないという状況です。タクシー会社は、今 2 社が稼働しておりますが、実質的に 1 社はほとんどタクシーを走らせるほどの人的余裕もない。もう 1 社につきましても、お客さんの数が少ないということで経営は極めて厳しい状況にあって、なんとか運営をしている状況です。

ご存じのとおり私どもも、ただ手をこまねているわけではなく、夕方の i バスの利用をも

っと具合よくやったらどうか、夜でも公共交通を電話予約と言いますかフルデマンドスタイルの設定を令和6年あたりからやりたいということで、関係の推進協議会、公共バス利用の促進協議会でも検討しているところですが、いずれにしてもバスの利用者も少ないということは間違いありません。

このような中において、それでも飯綱町は1万人を超える規模でタクシーがないということが、私は致命的に寂しい状況だと思って、担当部局とも従来のスタイルを思い切って頭を替えて、タクシーについては検討しなければいけないのではないかと。極端に言えば、タクシー1台なら1台分は町がタクシーを整備して運行业者に貸与する、もしくは無償のリースをして貸し出す。そして、なおかつ1日1万円のタクシー料金を乗ったものだと、年間365万は支援をする。その代わり町内に限ってタクシーは運行してほしい。マックスで1,000円、1,000円を超えたものは1,000円、1,000円以下のものは500円なら500円で計算してもらおう。そのようなスタイルで、タクシー1台あたり3万ぐらいの収入があれば十分運行していけるという話も聞いた覚えがあります。そのぐらいに違ったスタイルを考えていかないと、どうにもタクシーはこれ以上運行していくことは極めて難しいかと。

しかも、1台のタクシーで三水地区へ1台行ってしまうと40～50分もたたないと帰ってこないというのでは、これもまた困ります。複数のタクシーを段取りしてどうするか。ご存じのとおり6月1日には長野電鉄はつばめタクシーと会社合併いたしました。そういう大きな会社と契約をしたほうがいいのか、従来から頑張っていたいただいているタクシー会社と契約をしていけばいいのか。いずれにしても、これは大きな転換期として捉えて検討を進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今、町長もおっしゃられたようにタクシー会社も働き方改革と運転手不足、夜間営業しても客数が少なく、経費がかさむと考えられます。

私の提案ですが、長野市には鬼無里寮が昔からあるのですが、そのような駅前の空き家や店舗を改装し、一部を帰宅困難者用の宿泊施設とし、そのほか親の都合で送迎困難な学生や、高

齢者が使える寮のようなものを造ることで生活支援が可能となり、駅前の人の流れができ商店街の活性化の一助になることが期待できるとともに、しなの鉄道の促進になると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それはもうタクシーの利用が困難ということ为前提にした第2の施策というように感じます。

今、長野荒瀬原線が三河屋の横まで広くなり、あそこからニチアスのほうへ向かうのは町道です。今のままですと非常に狭い町道へ入り込む感じが出てくるので、交差点の安全というものも私どもはかなり注意をして建設水道課と協議し、県とも協議をしているのですが、場合によっては町道を大きく改良していく可能性も出てきました。その延長線上に栄町地区での集合住宅の建設ということも併せて考えるか、今おっしゃったように駅前の空き店舗の活用という意味でどういう施設を整備していくか。

駅前整備という都市計画法の設定を受けている地域ですので、都市計画区域の市街化区域として何か補助を入れられるものがあれば、一番ベターだと思っています。その辺も含めて今後、大いに研究をしていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今、町長おっしゃられたようにやっていただければ、ただ費用をかけるだけでなく、そういう施設になれば、いくらか還元されてくるものと考えます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に燃料高騰対策についてお伺いします。肥料の価格高騰対策は農家から感謝の声が聞かれております。政府の燃料補填金が段階により削減され、9月末日で補填金がなくなります。政府では期間延長することですが、規模については不明です。ガソリン・灯油・軽油の値上がりがり止まりません。現在、スタンドの職員に聞きますと「おそらく200円を超えるだろう」というお話もお伺いしています。

農産物では春の凍霜害でなしが全滅、りんごは着果不足と品質低下とダブルパンチで価格の不安定、米の価格も不安定です。物価高騰、農業用資材・農薬の値上げ、最低賃金の改正、燃料価格高騰等を吸収する要素がありません。商品のように価格転嫁ができない農産物、一部議員の中で市場価格にすべきとの声がありますが、町の基幹産業である農業との考えに疑義を感じます。これでは農業を生業とすることが懸念されます。秋の収穫期には米穀乾燥用の灯油は前年の約倍近くの高騰が予想され、町の基幹産業である農業経営に影響が懸念されます。また冬季には暖房用灯油は必要不可欠です。当町において住民の生活への影響が懸念されます。福祉灯油、燃料高騰対策等のお考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 概略を私がお答えして、細かい点は担当課長から申し上げたいと思います。

議員がおっしゃるとおり軽油などは免税軽油をお使いの方もいらっしゃると思いますが、燃料、肥料、ありとあらゆる資材の値上がりは農業経営を大きく圧迫しているというのは同じ思いです。

ただし、今年を見ると春の凍霜害、そしてこれから台風が来て一暴れしていくのかもしれないと考えますと、一つの事業に支援をしていくというよりも、これだけ重なってきますと、農家全体を今年の収入がどのくらい減少して、それにどうやって補填をしていけばいいのか、その辺は今、りんご、米の主たる農産物をそのような意味で捉えて、担当課のほうに試算してみるよう申しております。

また住民の生活という意味では、福祉灯油については既に区や組への集会施設の支援を 210 万ほど予算計上し、今、審議をしていただくところです。これは区や組の集会施設に一律均等割とその上に集落の人口割等を上乗せさせていただいて、値上がり分の一部でも補填をしていただければということで申し上げます。

ただ、生活弱者と呼ばれる皆さんに対して、今後このような状況がまだ続くとなれば、単なる福祉灯油という考え方もありますが、どういう生活の支援をしていけばいいのか、この辺も

今後じっくり対応していきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） この燃料高騰に対する支援ということですが、先ほど町長からもお話があったとおり、どういった支援ができるか検討しているところです。過去を見ますと、令和3年の時には凍霜害ということで、マル特りんごを特別商品として、ふるさと納税で皆さんにご協力していただいたこと。また去年は、経済対策という意味合いもあり農業の収入に応じた所得補償的な支援をしていたかと思います。

今、現状で農作物がどのくらいの品質低下や収量の減少などあるかは、まだはっきりとつかめていないところではあるのですが、県の行う支援やほかの町村の過去の例などもあると思いますので、そうしたものを参考に今後どのような対策をしていくか検討していきたいと思っている段階です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今年から収入保険の半額補助、これは大変ありがたく思っております。さらに推進し農家が困らないよう強力に進めていただければと思います。

次に食料自給率アップに向けての質問を行います。農水省において1日3杯で食料自給率6%アップ、自給率45%を目標に取り組を進めていますが、1人あたりの米の年間消費量をご飯に換算した場合、現在は1日に2.4杯を食べている計算になります。1人1日あたりの供給熱量を一定とし国産米の消費が増えた分、小麦などの輸入品が減ると仮定して機械的に試算した結果、農水省によると1965年度は、国民1人あたり1日5杯は食べていたが、少子高齢化や食生活の多様化に伴い半世紀あまりで半減したことになります。

地産地消だけでなく飯綱産コシヒカリ特Aを近隣市町などに積極的にPRし、食堂等に推進してはとありますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これも私が基本的にお答え申し上げて、担当課でも少し説明をさせたいと思います。

りんごばかりではない飯綱米、こんなにうまい米はあまりないだろうと思っているくらい米についても評価をしている1人です。

秋にはいつもスイーツフェアや何フェア、やたら祭りですえやっているこの地域ですので、ぜひ担当のほうには米米祭りや秋になったら新米に合わせて、1カ月くらい飯綱町の米を食べてもらえるチャンスをつくろうと。例えば、いい塩といいおにぎりで米のうまさを味わってもらイベントなど、いろいろ工夫すればいろいろな面白さが出てくるだろうと思って、これもまた検討で申し訳ないのですが、検討させているところです。

具体的にいろいろ取り組んでいると思いますので、担当課長から詳しく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

[産業観光課長 清水純一 登壇]

○産業観光課長（清水純一） 消費拡大のイベントということになるかと思いますが、先ほど町長からもお話がありましたやたら祭りやりんごフェアなどを行っております。こうした取組というのは、地元のテレビ局からも注目を浴びて発信力のあるイベントになりますので、お米を町内企業と協力した形でどういったイベントができるか今後検討して、できるだけ実現に向けられるように進めていきたいと思います。

また一方で、現在でも毎年800袋くらいなのですが、2合のお米を試食米として、こういったパンフレットと共に町に関係するイベントの時に、りんご販売と併せて試食していただいて、その後、良ければQRコードがあるので、ふるさと納税でご注文いただく取組も継続的に実施しておりますので、担当の中で知恵を絞りながらイベントや販売促進につながることを検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 以前にも提案申し上げたのですが、飯綱のもち米、これをイベントにしたり、年間あられを加工所で生産販売してはいかがかとお伺いしたのですが、その後、検討され

たかどうかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一部あられは揚げる前の形で出荷というか、出店されている方もいらっしゃるのですが、私は大賛成で、農産物の直売所1～5くらいはりんごのストックしておいたものでも売るくらいの話で、ぜひうまい米をPRして。あられというのは最高においしいのではないかと思います。

またある時は、生産量として増やすのは大変かもしれませんが、おこし餅からアワの入ったあわ餅、きび餅、非常においしいものをもらうことがあり、素晴らしいと思いました。こういうものが直売所の加工品の所にざっと並ぶことも。ぜひ、暮れにはお雑煮と言いますか、お正月の餅は直売所へ買いに行けば、すごいのが並んでいるというのもいいのではないかと思います。いろいろ工夫してお米の消費拡大に結び付けていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に今後の有機米普及の方針についてお伺いしてまいります。今年度、町長からも有機米を学校給食に取り入れたいとの方針ですが、担当職員からは飯綱米有機農産物との説明でした。学校の給食の有機農産物定義が理解されていないことに疑義を感じました。有機農産物の栽培の困難さ、人件費、農機具等および技術が何倍も必要です。有機農産物を保護者がどの程度理解できているのか。給食で食べさせたいのなら保護者自ら有機栽培農家支援をしていただき、体験をして要望してほしいと思います。

有機栽培の正しい説明が子どもたちに必要ではないか、地元産の有機米を導入する動きが全国の自治体に広がっています。国も将来的に有機農業を拡大する目標を掲げています。有機農業を推進する自治体も増えております。その確たる目標として給食への提供を掲げています。

京都府亀岡市は2023年、学校給食向け有機栽培米の確保に向け生産者から対象の米を精米30キログラムあたり2万4,000円で買い取り、2027年度までに全小学校の給食の米の半分を有機米とすることを目標としています。茨城県常陸大宮市は将来的に給食向けの全面積でJAS認

定を取得するとの予定です。今後の有機農産物、有機栽培米普及、JAS 認定取得の方針についてお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） まず有機農作物の関係の取組について説明させていただければと思います。現在、厳密に言いますと有機農作物ではありませんが、学校給食用の食材供給事業を奨励金事業としまして、環境に配慮した安全安心な農作物栽培の推進を図るためにみどり認定者、これはみどり認定者および同種同等以上の精度で栽培している方の野菜について、学校給食に提供していただいた場合に奨励金を交付するといったことをしています。

これに加えて、今年度からはみどり食料システム戦略推進交付金を活用しまして、有機農作物の栽培や消費の拡大を図っていきたい考えで取り組んでおります。町内産の有機農産物を学校給食に受け入れていただくということで、安定的な消費の場の確保にもつながりますし、さらなる安心安全な学校給食の推進にもつながりますので、こうした取組を進めていきたいという計画をしています。

この取組を足がかりに町内の有機農産物の生産者や耕作面積を増やし、同時に付加価値を高めていくことで、持続可能な農業環境負荷の軽減に向けた取組をしていきたいと考えておまして、それに向けては町の取組としましても、まずは学校給食への供給の奨励金の拡充については検討課題ではないかと思っております。

実際に農家からも現行の奨励金だけでは認定された農作物を供給していくのは、経済的に難しいといったご指摘もいただいておりますので、このあたりにつきましては市場価格等調査しながら、先ほどの奨励金には少しその部分の対策をしていきたいかと思っておりますし、やはり作ったものをしっかりした金額で売る場所の確保というところが必要になりますので、販路拡大やプロモーションについても併せて検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） JAS 認証については、どうお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 有機農産物というところの部分でいうと JAS 認証というものが必要になるかと思えます。ただ、この部分としては取組として進めていくところも必要な部分ではありますので、最終的な目標としてはそういった認証ということはあろうかと思えますが、まずは取組を普及するというところから進めたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 簡単に申し上げておられますが、JAS を取る前には農地を5年間管理しなければならないのです。この5年間もそのように考えておられるのか、認証を取るには非常に面倒です。これをクリアするのは至難の業と言っていいほど難しいので、その辺もどうお考えかお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 有機栽培について何回かご紹介申し上げてきましたが、京大農学部卒業で信州大学の井先生、今は工学部に所属ですが、先生と有機だけでも3年のお付き合い、その前から比べると5年も6年もお付き合いをしています。年間何十日か飯綱町においでいただいて実際に有機栽培の農場に、有志の住民の皆さんに何人もお集まりいただいて実践をいただいているのです。その先生の報告書、またお話を伺うと、有機栽培と言いますが、有機とは肥料と農薬を使わないだけではないのだと。もっと幅の広い、奥の広いものだ。これはよくよくお話を伺って、頭を打たれたような気がいたしました。

今の話の5年放っておくうんぬんもありますが、ただ畑を遊ばせてもいけないので、来年からは有機質はやるが農薬なし除草剤なしで5年間、米を作っていこうと。それで5年、6年後には条件が整ってくるのであれば JAS のほうもいいたろうし。ただ、その間の取れ高は1反歩あたり600キログラム採れたものが、そういった栽培をしても600キログラム採れるということならば面白いのですが、恐らくひどい時は300くらいになっていくと。そういう中で先ほど

申しあげましたとおり、どのような補償をしていくか、その辺と有機を進めたいというこちらの目的とすることとどう一致させていくか。

これは飯綱町としては大きな町のセールスポイントだと思います。保育園・学校給食は有機米を使い、有機栽培された野菜を使い、果物は有機のりんごやもも、これをなんとかやっているすごい町だと。千葉県いすみ市でしたか、米は有機でやっている話を聞きました。ぜひ、そういう高い目標を持って臨んでいきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に学校で有機農産物生産から食するまでの教育はどのようにお考えか、教育長にお伺いしたいです。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。学校教育で食育をどうしているかということですが、小学校それから中学校を通しまして、もう少しいうと保育園からもう既に地産地消、飯綱町の産業について農業について子どもたちが体験学習を通して、いろいろ学ぶことを系統的に1年生から中学3年生までカリキュラムの中に組み込んでやっています。そういう中で有機農法というのは、教科としても勉強しますが自分たちが野菜を作ったり、米を作ったり、そういう中で体験的に学習をしているところであります。

付け加えですが、学校給食で有機野菜をどう使っていくかということについてですが、学校給食も有機野菜や有機米などを使うことに対しては、問題はなく、使えるのであれば前向きに使っていききたいと思います。現状といたしまして、実はつい最近も栄養教諭とその事について話をしました。栄養教諭は実際に有機農法の畑まで出掛けて行き、生産者の方に見せてもらうなどして、ニンジンは何本かもらってきたのを私にも見せてくれたのですが、ある程度太いものならば使えるが、中には細いものもあって、こういう野菜だと皮をむいたら食べる場所がないとのことでした。確かに有機野菜もいいのですが、やはり学校給食のように一定数を決められた時間の中で大量に作る場合は、ある程度の規格がそろわないと採用は難しい面がありま

す。

あとは味です。有機だったら何でも素晴らしく一番うまいという保証があればいいのですが、飯綱町は特に学校給食がおいしいという定評があり、子どもたちに好きなおかずアンケートを取ると、ベスト5にご飯が入ります。おかずだけではなく。そのくらいおいしい米を食べているのですが、「有機米になったら味が落ちた」「今日のニンジンまずかった」など言われると困るわけです。

ですから、応援はしますけれども、時間はかかるかもしれないですが、そういう研究もしていただきたいところです。現在もできる範囲では取り入れております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） ぜひ有機野菜や有機米を推進していただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、9月7日の本会議は、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

令和5年9月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和5年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男

保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（9月7日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
5	6	中島和子	飯綱町女性活躍推進社会の現況について	町長 教育長
6	4	瀧野良枝	1 住民の多様な視点を活用した魅力ある町づくりの実現を	町長 教育長
			2 部活動の地域移行の進捗状況は	教育長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） おはようございます。一般質問の2日目であります。傍聴者の皆さん、おいでいただきまして、ありがとうございます。本会議4日目、一般質問2日目であります。

これより、令和5年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

◇ 中 島 和 子

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位5番、議席番号6番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） おはようございます。議席番号6番、中島和子です。通告に従いまして、質問させていただきます。

先日、町内で「女性が活躍できる地域社会を！！～地方議会に多くの女性議員を送ろう～」をテーマに地域政策塾開催のシンポジウムがあり、3名の女性議員を含む議員数名で参加いたしました。女性が政治に参加しやすい環境づくりを目指すもので、上智大学の三浦まり教授による基調講演で問題提起が行われ、続いて県内の女性議員や活躍中の女性5名による事例発表

がありました。

小林県議会議員からは、女性や若手議員との連携に取り組みながら広い視野で共通課題の掘り下げをして、連携の意義を見出した発表があり、また村政に停滞感を感じ、人間関係を崩すのではないかなどの葛藤の中チャレンジした首長選の結果から得たこととして、江田村議会議員の発表がありました。決断したことを実行する強さと真摯に真っすぐ向かう姿勢は、どの発表者からも感じられ、同性として合致できる部分が多々ありました。

議会といたしましては、住民の皆さまに町政に関わる多くの機会をつくり、議員の活動や成果を報告することで、住民の皆さまにもやる気を持っていただくことであり、そして大切なことが、女性たちの連携が女性活躍社会につながっていくことを改めて学びました。

私の2期にわたっての議員活動の公約の1つは、女性が希望を持って活躍できる町づくりの推進です。これまでも公約に向けて質問してまいりましたが、今、地域社会で女性活躍への気運が高まっている折に、今回のシンポジウムでも刺激を受け、使命感を持って質問に立ちました。

本題に入ります。女性活躍推進法は2025年末までの10年間の時限立法として2016年に施行された、働きたいと望む女性が個性、能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して制定された法律です。内容は、採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、管理職比率等、女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それらを踏まえた行動計画を策定し、その周知と外部公表を行い、情報の公表もする、とされています。

町では平成29年に、10年計画で第2次飯綱町総合計画が策定され、重点的に挑戦する2つのテーマの一つに、「日本一女性が住みたくなる町へ」が掲げられ、多様化する時代に女性の考え方を施策にも積極的に取り入れるとされています。そして10年の長期計画で目指す取組には、職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て環境の整備、自らの希望により、働きまたは働こうとする全ての女性の応援、長時間労働の是正など男女を通じた働き方の改革、男性の家庭生活への参画を促す、女性に対するさまざまなハラスメントの防止への取組、町役場等の行政が率先して模範となる行動を取る、以上の6項目が目指す取組として挙げられています。

まず、策定から7年目となり、終盤を迎える計画の現時点での総括をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。早速、お答えを申し上げたいと存じます。現時点における総括、6項目は非常に多様な内容に分かれているのですが、なかなか数値として表すことができない性格の問題です。私のほうも現状に行ってきているような事業等を申し上げて総括にしたいと思います。

まず、「日本一女性が住みたくなる町」を目指して、町もさまざまな事業に取り組んでまいりましたし、今も取り組んでおります。特に、子育てという面では、子育て世代の女性の意見を中心に子育て世代の施設の整備、または子育て支援策、そのようなものを充実させて取り組んでまいりました。また、現実的なものとしては、病後児保育の取組を開始したり、町の保育園では、未満児保育を積極的に受け入れることで、その充実を図ってまいりました。

また、町の重要な施策を決めていく委員会等に、女性の意見を積極的に取り入れることを目的として、各種の策定会議、委員会に積極的に女性を登用するように努めてまいりました。かなり、その意味では女性ならではのご提案等もあり、それを受け入れてきたという経過があるだろうと思っています。

しかしながら、なかなか総合計画でうたっています、ただ今、議員が申されたような最終的な大きな目標値に向かっては道半ばというのが、今の時点の総括だと思っています。今後におきましても、まだまだ意識の改革、地域における女性の活躍、私ども役場内部における女性の管理職等の登用、議会議員、町長等への女性の積極的な進出等も含めて、これからも引き続き、皆さんにPR等をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 具体的にお聞きします。後期計画には、分野5政策1の「切れ目ない子育て・子育て支援」にある、施策3「女性の希望が叶う子育て環境づくりの推進」、そして分野6政策3の「誰もがあらゆる分野でいきいきと活躍できる環境づくり」にある施策3「誰もが尊

重される環境づくりの推進」等の女性支援施策があります。

まず、重点目標達成のために取り組まれた施策の成果と現状、この分野に投じられた予算の執行状況も併せ、評価をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。後期総合計画の分野5及び分野6の女性支援に係る施策に限定してのご質問ですので、教育委員会だけで取り組んでいるわけではございませんが、教育委員会で取り組んだ主な施策についてお答えを申し上げます。

まず、保育園にICTを導入したことによりまして、働く母親の利便性が向上いたしました。また、子育て世代支援施設はコロナ禍にスタートしましたが、利用者の数は月200人から300人程度で推移しており、多くの皆さんにご利用いただいております。また本年度からは、妊娠中や出産後に家事や育児を手伝うことができる子育て世帯訪問支援事業や、妊娠から出産まで切れ目のない支援のため、出産子育て応援事業もスタートしております。また、夫婦共働きによりまして保育を希望される世帯も増えてきております。先ほど町長が申し上げたとおりですが、特に保育園児全体に占める未満児の園児数につきましては、平成29年度は約17%であったものが、令和5年度には倍の約35%になっております。

また、この分野に投じられた予算の執行状況は、とのご質問ですけれども、子育て支援に関する施策を全て拾い上げることは大変困難ですので、教育委員会事務局の子育て支援係が行った、きめ細かな切れ目ない子育て総合応援事業や、もっと自分らしく輝くi（アイ）ママ事業などの平成28年度から令和3年度までの主な事業に対する決算を申し上げさせていただきます。24事業、3億2,300万円で、そのうち国からの1億3,200万円ほどの地方創生推進交付金を活用しまして実施をまいりました。

「日本一女性が住みたくなる町」を目指し各種の施策を行っておりますけれども、各家庭の状況や課題はさまざまです。引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 先ほど、町長は道半ばとおっしゃられました。目標達成に至らなかったり、また、進まなかった取組の原因は何か、担当課の事業に対する意欲体制はどうであったかをお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 子育て支援ということで、教育委員会での総括とさせていただきますが、後期基本計画の期間中でありますので KPI がまだ目標達成に至っていないものもございますけれども、目標値に向けて引き続き支援や施策の推進をまいります。

担当課の事業に対する意欲体制につきましては、毎年度事務事業評価を行い、現在の状況や達成度について検証しながら取り組んでおります。また、併せて子育て世帯へのニーズ調査を行いまして、過去にとらわれない最新のニーズに合った事業を行うよう心掛けております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 続きまして、その問題点等から見えた教訓をどう生かそうとしているのか、今後への見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。例えば、ファミリーサポートセンター事業をさらに拡大、使い勝手をよくするため、先ほど申し上げました家事や育児を手伝うことができる子育て世帯訪問支援事業を開始し、よりニーズに合った事業展開を図るなど、今ほど申し上げたとおり、毎年度事務事業評価やニーズ調査を行いまして、現在の状況、また達成度につきまして検証しながら取り組んでおります。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、行政と地域で取り組む男女共同参画社会の確立についてお聞きしてまいります。当町では、総合計画に基づき、女性活躍推進に関する計画に位置付けるとして、第2次飯綱町男女共同参画計画が策定されています。教育委員会の立場からもそれぞれお答え

いただきたいと思えます。

今年度、庁舎内の女性職員配置では、課長補佐、係長、担当係長と新規も含め6名の職員が配置されたと認識しております。この状況は、女性活躍社会へ一歩前進と思えます。一方、行政の配置と同じように地域でも少しずつ女性役員が増えています。栄町、普光寺、扇平等では、区や組のリーダーとして、また古町や小玉地区では分館長や議長など多くの分野で女性の活躍が目立つようになってまいりました。とは申しましても、まだまだ比率は低いものです。女性が職場や地域で生き生きと能力を発揮させることが男性分野にも広がり、共に活動することで地域に変化が起きます。地域全体の活性化が町の目標である、すべての人が住みたくなる町につながります。

町は女性の区や組の地区役員の人数の把握、また公民館ではこれまでは公民館長が女性というようなお話はありませんが、女性分館長は数人活躍しているとお聞きしています。その把握はされていらっしゃるのか、併せて役員体制に女性登用を進める施策はお持ちかどうかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは地域のことで、私のほうで答えを申し上げたいと思えます。

地域にはまだまだ古いしきたり等が根強くございまして、女性の役員登用については、本当に議員がおっしゃるとおり、まだまだほんのわずかというのが現状かと思えます。区長等につきましては、先ほどおっしゃったとおり栄町、扇平、深沢等です。分館長はいずれも牟礼地区ですけれども、古町もそうですし、3人いらっしゃいます。また、その下の実質的に事業を計画する公民館主事も、牟礼地区で3人活躍してもらっています。

しかし、少し前に比べますと大変な進歩で、私としては、女性が地域の中で区の役員になったり、先頭の役として公民館の分館活動を展開していくというのは、高く評価すべきことだと思っています。

また一例では、区長・組長会を年3回開催しているのですが、その席上において、女性参画

等の会議に参画をしていただいた区長さんが、各区や組でも女性の登用を一生懸命やろうという発表をされ意見を出されました。これも大きな意味では教育といいますか、そういうものがようやく研修を受けたり PR が行き渡ってきた一つの現れであると思っております。

今後につきましても、こういう成果、評価を高く PR するような時を得て、積極的に女性の登用を進めていくよう呼び掛けていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 先ほども申し上げましたけれども、歴代公民館長に女性がこれまで就いていないのですが、教育委員会のほうではそのようなお考えはどうでしょうか。公民館長を女性にということなのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。議員がおっしゃられるとおり、副館長から公民館長に上がっていくわけですけれども、これまで女性はいらっしゃらないかと思えます。ただ、女性が活躍する場として、教育委員会としましても特段男性からということでご推薦等いただいているわけではございませんので、そういったことも含めまして女性の登用について積極的に推進してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） それでは、平等社会確立へ、地域の女性役員増加へ、行政の支援についてお聞きいたします。

先日、ある地区の分館長さんから、公民館事業に女性の参加が少ないと相談がございました。地域の中に仕掛ける人がいると参加しやすくなるのではないかなど、一緒に考えてみましたが、一方では役員が女性ばかりになったら作業などは回らなくなると心配する声もいただき、少し驚きました。全て女性にではなく、役員は男性から女性へ、あるいは女性から男性へ、柔軟な形で連携していくことが本来の共同参画であり、地域の継続にもつながります。人口減少が進む現状では、必然的に女性進出が求められます。ジェンダーギャップを踏まえた地域活動への

役割分担の見直しと、お互いに固定観念を払拭する意識の改革を進めることと考えます。

しかしながら、役員になられた女性からは男性社会の中で戸惑う声をお聞きしています。そこで、女性役員同士が困りごとなど、ささいな部分や問題点等を明確にして、それを地区の役員会の中で共有することが改善策や環境づくりにつながると考えます。しかし、地域だけの解決はなかなか難しく、官民一体で男性中心の地域運営を考え直すべきと思われますが、行政の役割として改善策はお持ちでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に難しい問題というか。公民館、分館、集会施設を集まりやすいような施設整備をしてほしい、女性が気軽に使えるようなトイレの整備のようなものも、昔のように男女一緒のようなスタイルではなくなど、そういうものの整備はかなりご相談に乗っていただけるのですけれども。男女がうまく交代をしたりうまく連携をしながら分館活動なり区の活動なり、そこに行政がどういうふうにタッチしていけばいいかというのは、ノーだとは言いませんけれども、どんな形でどういうタッチを希望されているのか。

一つは、公民館なり区長会等の事務局がそういう意味で個々の地域の、うちはこういうところの問題を少し考えてもらえればいいのか、勤め人が多くて云々で会議はこうだ、パソコン等の打ち手がないのでその辺を助けてもらえれば女性でも年配のお父さんでもやってもらえるのだなど、そういう具体的な内容について対応していくのは、ここで考えていきたいと、このように思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 区長・組長会議等でうまくいっているところの事例などを話していただけるような取組はできないものでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先進的な優良事例を発表していけばいいのかは方法がいろいろあろうかと

思います。こうやってうまくいっているのだと、このような点は大いに進めていきたいし、また少し別の話ですが、同じ区といっても、ほとんど区の活動ができないほどの少人数の少戸数のところは、この際AとBとCの区が合体になって同じようなことをやっていくか、その前にまず公民館活動はA、B、C一緒になって分館の旅行ぐらいはやろうなど、その辺のいい事例のようなものはこれからどんどん取り入れていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、行政に求める支援への提案です。これは一般企業向けのものですが、厚生労働省による優良企業への認定制度があります。女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業はえるぼし認定として、えるぼしの「える」はLADYの「L」を表し、星のように輝く女性を意味して「えるぼし」というようです。厚生大臣の認定を受ける基準は、女性活躍法に基づき、1. 男女別の採用における競争倍率が同程度であること。2. 平均勤続年数が男女間で同程度であること。3. 管理職に占める女性割合が部署ごとの平均値以上であること。4. 女性の非正規から正規への転換実績があること。など、キャリアコースが整備されていることが挙げられ、一つ星から三つ星まで段階に分け、さらにその上にプラチナえるぼし認定もあり、補助金制度もあります。地域の事業所においても、そのような制度をヒントに評価することはいかがでしょうか。

そして、有名なのが兵庫県小野市の自治会役員女性参画推進事業補助金制度です。選出された女性役員の中の1名が区長、副区長、会計である場合は、10万円が自治会へ補助金として加算されるようです。現在、小野市の自治会の女性役員の割合は53%以上に達しているということで、思い切った改善策を平成30年から続けてきた結果と思われる。

女性登用を期待したい現状の中、いろいろな応援の形がありますが、これらの例を参考に支援することはどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、企業にそのような制度があるということ呼び掛けていくことは大

いに結構なことだろうと思っております。町内にもかなり優良な企業もいらっしゃいますし、ある意味では非常に先進的にそのようなことを考えておられるような風潮もございますから、それは機会を見て進めていきたいと思っております。

後段の、区の自治会等への支援という面では、今の時点では、女性を役員にした場合について上乘せの支援をしていくという考え方は全く持ち合わせておりません。けれども、今、飯綱町は、おかげさまで個々の幸せや地域の幸せや持続可能なまちづくりというような、かなり高等な目標に向かって行政を進める時代になりました。その意味では、地域の存在、区や組等の活動というものは極めて大事ですので、その辺の支援というものは今までほとんど平行で、増額等をやってこなくて今日までだいたい来ているのですが、区の活動に対しての支援というものを少し考え直していく時代に来ているとは感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、これからの参画社会についてです。Z世代といわれる10代、20代の若者によるジェンダー平等社会の考え方は、自分らしさを認め、固定観念や偏見で判断されない社会であると言われております。若者の意識も変わりつつある中、これからは多様性も含め、いろいろな角度からの施策が必要になります。「各世代による考えは違うから仕方がない」、「時代の流れについていけばいい」ではなくて、すべての人が住みやすくなる町を重点目標として掲げている町として、先進的な改革が必要です。ジェンダー平等について、親、子、高齢者等と一緒にそれぞれ自分の考えを発言できる場があれば、お互いに気付くことがあるはずで

一例ですが、今年も10月に、町内各地で開催される「いきいきサロン」へ中学生が小グループで参加する、高齢者との交流会があります。今、中学校や高校では女性の生徒会長やルーム長が当たり前のように選ばれている状況があります。そのようなことを知っていただくことと、そして生徒の皆さんには学校の学びと同時に地域の仕組みや地域の自治を守っていく役員のことなど、現況から男女共同参画社会について考えてみることはどうでしょうか。地域の存続にも興味を持ってもらえることへの狙いもあります。平等社会の在り方について、Z世代など若者の声とともに、飯綱町らしい平等社会の構築につなげることはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、中島議員にご指摘いただいたことは本当に大事なことだと思います。実は今、教育委員会は新しい学校づくりというのでしょうか、今、日本の教育は大きく変わろうとしているのですけれども、飯綱町はその先頭を切るとは言えませんが、どんどん教育の在り方を変えていこうといろいろな実践に取り組んでいるところでございます。

中島議員がおっしゃったZ世代をひと言で言うと、不安とデジタルの世代だそうです。要するに、Z世代というのは、バブルが崩壊してから生まれた世代で、自分たちが小学校に入るころにはリーマンショック、その後、東日本大震災、そしてそれからずっと続く地震や大雨や台風の被害、そして自分たちが一番青春を謳歌する時期にコロナ禍、そういう本当に不安な、先を見通せない時代を生きているのです。それではZ世代は絶望の世代かということ、そうではないのだそうです。そんな時代をたくましくしなやかに生き抜いてきた世代なのだそうです。そして、彼らは生まれながらにしてデジタル情報というものを身近で操作してきた。私たちの世代は写真を撮るといえばカメラ、ニュースを見るといえばテレビ、電話をかけるといえば電話。朝寝坊しないようにするといえば目覚まし時計。どこかに避難するといえば懐中時計、みたいな。だけどZ世代というのは、トラック1台分くらいの荷物になるものを全部スマートフォン1つでの中に全部デバイスを入れて、それを居ながらにして全部駆使できる世代です。だから、「最近の若いやつは」とは、奈良・平安の時代から言われ続けていますけれども、私は今の若い人たちの、すごい情報を駆使した新しいものの見方、考え方、そういったものが、これからの時代を必ず切り開いていくということを確認しています。

そういう中で、学校教育でも先ほど議員がおっしゃったように男女格差というものは、明らかになくなってきています。それからジェンダー平等、トランスジェンダーに対する配慮もだいたい進んできています。あとはやっぱり意識の問題。そうはいっても、社会の中ではまだまだ意識の隔たりというものがああります。そういうものを教育の力で変えていきたいと思っています

す。

私は常々思っているのですが、例えばこの間、私もシンポジウムに出させていただいて、行政などでフロンティアを目指している方たちのお話を聞いて本当に感銘を受けたのですが、やはり中島和子議員をはじめ、飯綱町にはそうやって女性の立場を推し進めようとして頑張っている議員がいらっしゃるなど。

それから、先ほど男性ばかりのところは今度は女性ばかりになったら回っていかないのではないかと言う人もいるという話が出ました。極端な話かもしれませんが、私は、今まで男性だけでやってこれたところを全部女性に変えてできないわけではないと思っています。

実は、もうすぐ歴史ふれあい館で食文化について特別展を開くのですが、あれは、だんどうの会の方を中心とした飯綱町の女性団体が、ずっと何十年もかけて地域の中で学び広げ培ってきたことの集大成として開催されるわけです。これも女性の力の大きな成果だと思っています。

大切なのは、女性が活躍できるようにするためには意識を変えていくことです。例えば飯綱町で今、第2次男女共同参画計画があって、これは中島和子議員にも参加していただいたのですが、そのアンケートの中で、飯綱町の中でもまだ男性のほうが社会全体として優遇されていると感じる人が男女含めて70%います。ということは、まだまだ意識の面で遅れているところがある。母ちゃんが町の役員になったら、「母ちゃん、うちのこと全部やってから行けよ」ではなくて、「母ちゃん、分館長になったのだから、うちの家事は俺がやるから頑張ってください」という父ちゃんを育てることが大事かと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、女性が認められる社会の認識についてお聞きいたします。先月開催の町村議員研修会では、議員のなり手問題と住民参加をテーマに人羅格さんの講演がありました。資料によりますと、2023年統一選挙結果では、千葉県白井市、兵庫県宝塚市、東京都杉並区、埼玉県三芳町の4つの市区町で議会男女比構成が、女性議員が過半数となったとありました。また、町村議員選挙の女性比率は15.4%で過去最高となっています。地方議会も女性の参入が進めば、なり手不足問題の構図が一変します。自治会も同様だと考えます。

先日、飯綱女性会議から議会事務局に出前講座の依頼がありました。テーマは「あなたにもできる町議会議員」、内容は、二元代表制の一翼を担う議会議員はどんな活動をしているのかです。事務局によりますと、ここ数年では、この出前講座の依頼はなかったとのことで、これは特に女性のための講座ではないことにも注視したいと思います。再来年度の議会選挙を見据えた女性側からの自発的な依頼であり、その前向きな意欲は評価すべきだと思います。

そして、ほかの出前講座を見ますと、教育委員会生涯学習課の、なぜ必要か「男女共同参画社会」性別に関わりなくともにいきいき暮らせる男女共同参画を考えます、が目につきました。ほかに、女性支援として、子育て分野でワークセンターにおける取組がありましたが、女性活躍のための講座が少ないと感じています。町の重点テーマに通じる企画として、学習会や講演会など、さらに学ぶ場を提供していただきたいと思います。

女性が認められる社会をどう認識され、どう応援されていくかをお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この男女共同参画、女性の活躍というものの最終的な到達点をどう考えていくかということですが、これは非常に崇高な問題で、その人によって取り方が違うかもしれません。けれども、今、議員と議論を重ねてまいりました女性が活躍しやすいような環境を整備するためにいろいろな事業をやってきたり、保育園の延長保育、また子育て支援の施策を実施してきたというような、そういう環境づくりをやってきて、ようやくこの男女共同参画というものについて、住民の皆さんも一定の認識をお持ちになっていただいたという時代には、今なっていると思っております。

しかしながら、今ご提案のあった議会議員、または町の首長もそうですけれども、そちら等への進出はまだなかなか、非常に数値的には寂しい内容であると認識をしております。最終的にどこに到達点を見ているのかということですが、私は主観も含めての答弁になるかもしれませんが、女性の活躍や男女共同参画というようなそういう言葉が一種の死語になって、極めて当たり前の社会、まずそれを目指していきたいと思っております。それは単なる思い付

きではなくて、最近感じますのは、私の娘どもの夫婦3組ばかりありますけれども、内容を見ても話を聞いていても、かなり今の若い人たちの発想からすれば、既に男女の性の差別によって一定の差別があるとか、そういう男女共同参画の社会にしなければもう全然駄目だというような、そういう認識は何か非常に薄くなってきているように感じております。

また、私たちの活動がそういうことを進めてきたのであれば、それはうれしいですけども、世の中がだいたい、社会的にも性の差別等についてどうだということを最近の若い人たちはあまり感じないというか、普通にお互いが助け合っていくのだという考え方になってきているのだろうと思っています。ですから、今後は女性も男性も老いも若きも、誰もが伸び伸び、そして生き生きと活躍できる、そうした社会を目指して、飯綱町にしっかり定着させていきたいと思っています。

今申し上げましたことは非常に大変な課題でございまして、私の任期の中では、あと2年で達成するというのは極めて難しい大きな問題だと思っています。けれども、「日本一のりんごの町」というのを言い続けてきました。おかげさまで、うれしいことなのですが、今や飯綱町というほとんどのお客さんは、りんごで有名ですねと言っただけできるようになりました。したがって、これからも「日本一女性が住みたくなる町」、これを言い続けていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 埼玉県嵐山に位置する文部省附属機関の国立女性教育会館、NVEC といいますが、男女共同参画社会実現のための推進機関で、人材育成、研修が実施されています。旧村単位の頃の話になり恐縮ですが、研修に行かれた方々、今日お見えになっている大先輩もそうだと思いますが、大変多くの刺激を受け、女性が社会で活躍することの意義を学ばれ、町内においてもこれまで女性活躍の場を牽引してこられました。

NVEC のミッションは、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進を目的とすることで、行政向けや地域のリーダー育成で、喫緊の課題解決に対応したプログラムがあります。本来は現地での研修が一番いいわけですが、現在はオンライン形式で学べるものもあり、利用

しやすいと思います。

今後はそのような研修の企画もいかがかと思いますがどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そういう素晴らしい先進的な事例は、例の今年は夏にやった、議会と町が共同でやる町民講座、そのようなところにお呼びをいただくとか、公民館等でも独自に男女共同参画で2年に一遍ぐらいこういうお話を聞くとか、いろいろチャンスを捉えてそういう機会は提供していきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 令和3年に第2次飯綱町男女共同参画計画が策定された折に、私は条例の制定を提言いたしました。作成時の推進委員さんからは、積極的な意見は出なかったとお聞きしました。また、町長からは、大事なことだが町民や事業所の皆さんに一定の義務を果たしていただくようなものを制定することは慎重にしたいとの答弁がございました。理解から実践へ、計画を実効性のあるものにするには、町独自の法的根拠が必要と思われれます。

慎重にとのお話でしたが、その後、町民の理解への努力をされたのか、令和7年には計画の改訂版が策定されるようですが、条例制定へこれまでの進捗と今後の対応をお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 条例の制定につきましては、前にも申し上げたのですが、国の法律に基づいて必ず作らなければならない条例、それは税法や何やらいろいろあるのですが、または物事を制御するために、自然環境保全条例、景観条例等の条例、そしてもう一つは、推奨していこうと、皆で青色申告をやりましょうとか、今の男女共同参画をどんどん進めていきましようというような、そういう呼び掛けをするような条例。この呼び掛けをするというような条例を、ただ制定してあるというのでは、私は死に条例だと思っております。

この条例によって、どんどん男女共同参画が進んでいくというような条例であるならば、大

いに検討したいと思っておりますが、正直言って、今までの中で、男女共同参画についての町独自の条例制定の大きな議論はまだしていません。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） これまでいろいろお聞きしてまいりましたが、町長にもいろいろお聞きいたしました。最後に、女性活躍推進社会に向けて総合計画の重点目標である「日本一女性が住みたくなる町へ」に対して目標達成到達点をどう認識されていらっしゃるのか、今後の町長の今任期中の政治目標と決意をお伺いいたします。改めてで申し訳ございませんが、お願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 少し先走った答弁をして申し訳なかったと思います。少し矛先を変えて答弁をいたします。

先ほど到達点についてはそのようなことを申し上げましたけれども、実は今飯綱町は、もっともっと産んでほしいのですけれども、毎年50人前後の子どもさんが新たに出生しています。したがってそのまま行くと、小学生に上がってくるのは50人ぐらいだというのが、うれしいことに70人を少し下回るぐらいの1年生が毎年上がってきています。毎年なのです。これは、60人のうち3割、3×6、17～18人が転入のお子さんたちが入ってきております。これは、ある意味では子育て世代の人、結構シングルマザーも多いのですけれども、そういう女性が、飯綱町が住みやすい町だということはある程度認識されているのではないかと点が1つ。

また皆さんのほうにも毎年移住したい町、何とかの町でも企画のほうでいろいろな発表をさせていただいておりますけれども、まだ正式に発表しては困るということであれですけれども、住み続けたい町というような部では、甲信越でベスト3に入ると、9月の末ごろに発表になります。やはり住みやすいというのは、男性だけが住みやすい町では人は移動してきません。どちらかといえば女性が、「お父さん、飯綱町に行こうよ」と言っていただくから、このように増えてきているのかと思っております。

それは一つの例ですが、とにかく到達点は、男だ女だ若いのだ年寄りだ、ではなくて、それぞれの価値観を持ち、それぞれの多様性を持ち、それぞれの多様性を重んじた町政をこれからも展開していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 女性の雇用率を男性と同様レベルまで引き上げると、日本の経済力は10%向上すると言われております。私たち女性議員3人で連携を深めながら、男女共同参画社会の確立を目指して、また女性議員を増やすべく議会改革の一翼を担いたいと思っております。

今回は、女性活躍社会について、地域にある身近な課題を中心に取り上げてみました。総合計画の重点テーマは、町内外でいろいろな場面に登場しています。日本一女性が、いわゆるすべての人が住みやすい町へ、目標達成のため、町とともに私たちも努力を続けたいと思っております。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 中島和子議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は11時5分からとします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

◇ 瀧野良枝

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位6番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇〕

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問をいたします。

中島議員に引き続きまして男女共同参画の観点から、住民自身の意識改革、働く場での環境整備、それに対する行政のアプローチについてお伺いします。項目がかなり多くしてしまいましたので大変恐縮ですが、簡潔にご答弁いただきますようお願い申し上げます。

先ほども話題に出ました女性活躍のシンポジウムにおいては、町内外から参加された皆さんの関心の高さを実感し、また先ほども出ましたように当議会から女性議員3名で参加をいたしまして、今回それぞれの角度から質問を重ねるということになりました。また、このシンポジウムを機に女性議員3名で協力して、より実効性のある政策提言していきたいと決意を新たにしましたところでございます。

それでは、住民の多様な視点を活用した魅力ある町づくりの実現に向けてお伺いします。少子高齢化や社会経済情勢の急速な変化により新しい発想、新しい知恵を取り入れて、全ての人々が能力を発揮できる社会、令和モデルへの転換が求められております。世界的にも男女の格差、ジェンダーギャップの解消が進み、国内においても経済界等でもその必要性が注目される中、町の魅力の一つになり得る男女共同参画社会を目指す方策は長期スパンで、総合的に、そして着実に推し進めるべきかと思えます。

兵庫県の豊岡市では、多くの自治体で問題となっております若い世代の女性の転出について3つの観点から分析をしております。まずは、豊岡市が男性中心で社会的、経済的分野において女性がもっぱら補助的な役割を担ってきたという点。次に近年、大都市や大企業で女性採用や定着率の向上、ダイバーシティ、多様性の取組が進んでいる点。そして、ジェンダーギャップ解消が進む世界の状況がよりはっきり見えてきたことによって、相対的に豊岡市で暮らす価値が低下したのだと分析をして、その解消に向け「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」を策定し、積極的な取組をされたとのこと。

飯綱町においてもジェンダーギャップ解消の取組により、異なる視点を取り入れて、より良い価値を生むという町づくりの一助になるということ。また、多様性を認め合える町として移住等の魅力の一つともなり得るというメリットもあるかと思えます。

飯綱町の人口ビジョンによりますと、転入者が転入先として飯綱町を選んだ理由、複数回答になりますが、こちらの最大値は「積極的に飯綱町を選んだ理由はない・諸事情でやむなく」という理由が41.8%となっており、「その他」が35.8%、「景色がきれいだから」14.9%、「子育て環境が最適」が11.2%と続いております。ちなみに転出者が飯綱町に戻る可能性が生まれ

る理由、こちらも複数回答ですが「公共交通の便」が 37.3%、「日用品の買い物ができる場所が増えれば」が 35.8%、「飯綱町内または飯綱町から通える場所に自身か家族の働き口が見つかれば」が 32.8%、「除雪や凍結の心配がなければ」が 31.3%などと生活に即した問題点が挙げられております。転入先として飯綱町が選ばれる理由の中に、自然環境や子育て環境とともに行政も一丸となつてのダイバーシティの推進が移住等のインセンティブの要素になれば、若者など新たなターゲットに向けた魅力発信ができるのではないかと考えております。

逆にジェンダーギャップを解消できなかった場合のデメリットとしましては、国でも男女共同参画の推進の重要性について、各省庁が横断的に受け止めておりまして、国土交通省の管轄である国土審議会においても議論をされております。その資料によりますと、若い女性の大都市への転入超過の増大について、地方出身者が地元の就職先を選ばなかった理由として「地元や親元を離れたかった」が多くを占め、その背景として固定的な性別役割分担意識が地方に根強く存在しており、女性の居場所と出番を奪っていることなどが考えられる。女性にとって魅力的な地域をつくらなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない。地域における男女共同参画・女性活躍推進は優秀な人材の確保や定着につながり、地域経済の持続的な発展にとって不可欠である。と述べられています。

また同じく、国土審議会の中では、女性は地方を避けているわけではなく、より意欲的な仕事を求めて転出するなど、地方での女性のキャリアモデルが近くに見えにくいことも原因として分析しています。この点に関して、町長に町づくりの観点とジェンダーギャップの解消について考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。ジェンダーギャップのことについてですが、先ほどの中島議員のご質問とも深く関わっています。今、瀧野議員もいろいろと数字を挙げておっしゃっていましたが、8月23日の信毎に大変象徴的な記事が載っていました。家庭動向調査の結果です。夫婦の家事負担についてですが、結果として妻が8割担っていると。具体的には、

家事を妻が247分に対して、夫は47分。妻が5倍やっています。それから、育児に関しては妻が524分、約8.7時間です。それは、夫の4倍だそうです。そして休日は、724分、約12時間。夫の2倍だそうです。今、ジェンダーギャップというものが一番遅れているのが家庭です。一番進んでいるのは学校です。学校は今、ジェンダーギャップだけではなくあらゆるところで、例えば、いじめとか差別は一切許さないということを貫いています。これが社会や職場にいくと、だいぶ進んではいますが、まだジェンダーギャップは解消されていません。それが一番根深く残っているのが家庭です。

一方で、翌日の新聞の隅の方に小さく、こういう記事が載っていました。国公立大学の女子学生の数が120万を超えたと。全学生の45.7%、約半数です。今、大学進学する比率は、男女がほぼ一緒ということです。私たち昭和の世代は、女に学問はいらぬ、女は男よりも劣っているという価値観の中で育てられてきました。しかし、今の若者は男の方が女よりも優れているとか、女の方が劣っているとか、そういうことは考えていないということです。

先ほど申し上げた飯綱町の意識調査でも、例えば、男は仕事、女は家庭と思っている人は20代では12%しかいません。30代でも18%です。それに対して60代、70代となってくると30%を超えます。やはりジェンダー意識の差というのは大きいと思います。ただ、それを機械的にすぐ解消できるかという、なかなか難しいと思います。ですから、やはり一番は教育の力、あとは教育委員会もそうですが、地域活動、教育委員会でいくと生涯学習そういった中で啓発活動や実際に女性が活躍する場、活動しやすい場をこれからも積極的に進めたり、設けたりしていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、ジェンダーギャップが一番進んでいないのは家庭ではないかというお話でしたが、このジェンダーギャップと同じく問題となっているのが、ジェネレーション、世代間のギャップというものも多様性という観点からは出てくるかと思っています。

飯綱町人口ビジョンの調査では、既婚者の9割以上が両親または義理の両親が車で30分程度の範囲内で居住しており、同居あるいは近居を促す施策は仕事と子育ての両立を図る一助とし

て有効である可能性が高いと述べられています。実際に協力し合いながら生活していらっしゃる方もいる一方で、関係性の難しさを感じていらっしゃる方もいます。

よくお聞きする話が、子供が小さいうちは母親が家で見るといふ考え方です。現在は経済的事情も含め共働き家庭が増えており、先ほどもケア負担が男女でかなり違うということもありましたが、このような考え方は妻のみに育児負担が過度にかかる可能性もあり、注意が必要なところかと思ひます。この考え方の背景としては、三歳児神話と言われる 1960 年代に広がったとされる思考で、三歳までは常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼすという話の影響が大きかったと思ひます。この考え方については、後に平成 10 年の厚生白書において「三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない」と記載をされておりまして、現在の子育て世代の皆さんの話題にも挙がるどころです。この考え方は、発言が問題というよりは、それぞれの世代間ギャップというものは、それぞれが育ってきた環境、経験してきたこと、先ほど地域にも古い慣習がまだ残っているというお話もありましたが、自分の知識や経験などによって確立された、こうあるべきだという境界線に気付かずに、相手にも同じ「べき」というものを求めてしまうという無意識でやっけてしまっている部分の問題かと思ひます。そういった境界線をつくらずに、こういったこともあるのだと自分の考えの幅を広げること、その気づきを起こすことによつて、家庭内のメリットとしてお互いが過ごしやすくなることを実感することが大事かと思ひます。

では、家庭が一番小さな社会の単位だとすると、次は地域です。地域で考えますと、地域にとってのメリットとしては、同じく国土審議会の資料によりますと、現状のままでは 2045 年には 500 程度の市町村で住民の半数が 65 歳以上となり活力が失われる。これを改善するには、住民自治が民主主義の原則であり、女性が潜在能力を生かし地域が発展することへの理解と、自らの地域を良くするための行動が必要であると述べられています。

そのための住民自身の意識改革についてですが、まずは無意識の偏見と言われる、英語ではアンコンシャス・バイアスと言うそうですが、無意識の偏見にまず気付くことが第一歩かと思ひます。次にその偏見がどのような影響をもたらすかということについて、自分事として捉え

ること。単にそういう時代だからといった頭で納得するのではなく、実際に多様性がある社会というのはどんなメリットがあるのかを理解し実感して、しっかりと自分の中に落とし込むこと。そして、最終的には住民自らがアクションを起こすという段階的な取組が必要かと思えます。この点、町ではどのようなアプローチをしているのかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。アンコンシャス・バイアスと言われて思いつくのは、「坊主でなくても甲子園で優勝できるんだ」ということです。あれは本当に衝撃的でした。坊主でなければいけないのはなぜなのか。それは、慣例だからです。では、なぜ慣例になったのかと突き詰めていけば、いろいろ理屈はあるかもしれませんが、慶応高校の監督は「野球のプレーの妨げにならないように自分たちで判断しろ、あとは好きにしろ」と言われているそうです。その結果、子どもたちは、あのヘアスタイルで見事優勝しました。あれを見た時、「野球＝坊主」はまさにアンコンシャス・バイアスだと思いました。

そういったことは本当に身近なところにあるのですが、実は飯綱町に住んでいると飯綱町の良さが分からないのと一緒で、昭和の世界だけに浸っていると昭和の世界のどこがアンコンシャス・バイアスかが分からない。だから大切なのは若者との対話だと思っています。

先ほどもZ世代の話が出ましたが、若者は私たち昭和世代がこだわっていることに、もう既に何のこだわりも持っていないです。そういった若者の視点というのは、社会を確実に変えていきます。あと何十年すれば65歳以上が何パーセントを超えるなどと言いますが、若い世代が65歳になった時の高齢化社会と今の高齢化社会とは意識が全く違っていると思います。

学校教育では、今、アンラーニングということが言われています。昔、私が教壇に立っていた時に、私はこうだった、私はこうしてやってきた、私の時はこうだったというのは一切捨てよう。それは全部リセットしよう。そして今、目の前にあるこの課題を新しく構築していこう。か、そういうことが求められています。昭和世代も勇気を持ってそういう姿勢で取り組む必要があると思っています。ただ精神論だけではなく、そういったことに対して一つ一つ現実の中

で実践をしていく、仕組みを変えていく、教育の在り方を変えていくことが大事かと思います。

あとは、法制度というのも大事だと思います。今、学校や職場でセクハラやパワハラといったものは許されません。犯罪として認められます。法制度がそこまできています。ですが、家庭教育というのは、まだ個人情報、プライバシーといった中で立ち入りにくいので、結局弱い者である女性や子どもが犠牲になってしまう。これからは、社会としてそれにメスを入れてく必要があるのかと感じています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 申し上げておきたいのが、やはり男性対女性、若者対年配の方といった対立の構造ではなく、異なる視点を持っているということは、とてもいい効果があるのだということを理解しながら進めていくということが大事かと思います。この後、iワークの質問でも出てきますワーク・ライフ・バランス、仕事と生活をどう調和させていくかについても、夫婦と子どもがいる家庭の中の女性の問題、特に妻に負担がかかるということでワーク・ライフ・バランスという、そのあたりの問題も出てくるのですが、現在はこれだけ単独世帯が増加している中においては、男性女性関係なく、育児に関わらなくても、自分の親の介護と仕事を両立することが必要となる人が確実に増加をしており、全ての人にとっても重要な問題であるという意識変革が必要かと思います。

続いて、啓発活動についてお伺いします。男女共同参画計画において男女の平等感が5年前とほぼ割合が変わらず、向上していないという記載がありました。啓発と言いますかPRに関しても効果的な取組が必要かと思います。

以前も広報活動については質問したことがあるのですが、住民の皆さんに広くお知らせをする広報という意味と、今の問題のように住民の行動を変容させるための広報というのは、切り分けが必要かと思います。例えば、男性・女性・若者・年配者などターゲットをしっかりと明確にして発信するなど、また同じ人でも人生の中のライフステージのその時点によって課題も異なり問題意識も違いますし、情報をキャッチする力も変化していきます。そのあたり、効果的なアプローチという面でどのような工夫をされておりますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。議員がおっしゃる効果的またはターゲットを絞ってやることに町全体として取り組むということは、なかなかやりやすいようでやりにくい面があります。どうしても公の立場で、町行政、教育行政としてやる場合は、例えば何かの講習会や学習会のような時はターゲットを絞ってできるのですが、町に広くというと、ある世代やある特定の人をターゲットにというのはなかなか難しいので、バランスを取っていかねばいけないと思うのです。

ただ、啓発活動として人権教育推進委員会や男女共同参画推進委員会、先ほど町長が申し上げたように町民講座、そういったところで男女共同参画や人権にテーマを絞って、毎年、講師を選んで啓発活動をやっています。時には〇〇週間とテーマを絞りながら町民に幅広く訴えかけるといったバランスを考えながらやっていくことが大事かと思えます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） その広報という意味では、やはり公平性で皆さんが知る権利がありますので、広く知らしめることは大事です。かといって関心のある方には引っかかるのだけれども、自分に関係ないことと思うと流れていってしまうもったいない情報もあるかと思っています。人は欲しい情報があるところは必ずチェックをしますので、媒体の使い分けという意味で最近、自治体でもいろいろな SNS やコミュニケーションアプリの活用もありまして、これは媒体ごとに使っている年代が大体絞られているということと、デメリットもありますが、そのメリットがあるということで使い分けられています。公から発信するものですから、そこに対しては、かなりの細かいしっかりとしたルールを付けながら、皆さん活用しているようです。

現在「i なび いいづな」のアプリに関しては、お知らせや各種申請ができるという点、また質問すると返ってくるというチャットボット機能は 24 時間関係なく気になることを質問できるということで有効ですし、町通報アプリということで住民からの情報提供ができるということは、ある意味で双方向に近いものを使えるようになっていきます。広報誌を手にする機会が比

較的少ない若年層にとっては、アプリというものの利便性が高いのではないかと思います。この運用開始が令和5年1月18日と記載されておりましたが、現在の若年層の登録率というのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。現在の「i なび いいづな」の登録者数ですが、昨日現在で738人となっております。この中には年齢の未設定の方が270人おまして、3割強の方が設定されていないという状況の中で、30代以下の人数ですが136人、18.4%となります。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また媒体としては、例えば病院の待合でのデジタルサイネージと行政報告書にも出ておりますが、そこに来る人たちはどのような属性でどのような情報を出すとキャッチしてもらいやすいか。また通勤通学の場面を捉えて、例えば牟礼駅の構内や、もしくは公共施設の中で、より受け取ってもらいやすい環境でのPRも効果的かと思います。若年層も含めてアプリの登録率のアップやデジタルサイネージを効果的に活用することについて考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。今、瀧野議員がおっしゃるようにそういった媒体の必要性というのは感じておりますので、今後「i なび いいづな」もそうですが、登録者数が増になるよう、またデジタルサイネージも含め必要な情報が発信できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 続いて、働く場での環境整備の観点からお伺いします。町が男女共同参画のモデルケースとなり、職員自身がそのような視点で住民対応をすることが望まれますが、女

性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の指標達成状況、また将来的な見通しについてお伺いします。恐れ入りますが簡潔にお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えをいたします。特定事業主行動計画につきましては全体で5つの指標が載っておりますので、それについてご説明いたします。

まず、1番目は課長職への女性登用値です。現在では、まだ0%ということになっておりまして、30%の目標には当然届いていない状況ですが、町での管理職という面で見ますと、管理職手当を出すのは課長補佐級以上ということになっておりまして、現在3人の課長補佐級の女性職員を登用しているところですが、それを管理職として捉えていきますと14.3%という状況になっております。まだ達成率、令和7年度中に向けては非常に難しい状況ではありますが、一方で中堅の女性職員は非常に層が厚くなっておりますので、今後、時間をかけながら女性管理職の登用というものを考えていきたいと思っております。

2つ目は係長職への女性登用です。令和2年度では12.5%のところ、現状では18.75%という状況です。7年度末の目標値20%については何とかここは達成できそうな見込みになってきております。

3つ目は女性職員の勤続年数についてです。現状については13.5年という状況でして、令和2年度の平均年数が12.6年という状況ですので、0.9年延びているという状況です。目標値は20年ということになっておりますので、これについてはまだ乖離している状況です。これは最近、女性職員の新規採用が増えておりまして、この5年間で27人の職員を採用しているのですが、女性が15人ということで割合では55.6%という状況になっております。そういったところも含めて平均勤務年数にしてみると、そういった層が増えているために伸び悩んでいる状況です。女性職員が増えるということはいいことかもしれませんが、数的には逆行している形に作用している状況です。

4つ目は毎週水曜日にノー残業デーという形にしていますが、数値的な分析というのはこれ

からという状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現にも非常に重要なことですので、今後しっかり把握しながら町としても対応していきたいと思っております。

5つ目は年5日の年次有給休暇の取得です。これについては、おおむね達成している状況です。なお一層、今後も職員の管理を徹底していきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） この計画の中、特にハラスメントに関して相談窓口を周知し、職員に対しハラスメントや心の健康に関する相談窓口を周知するということになっておりますが、実際の相談状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。ハラスメント窓口については総務課の総務係のほうに窓口を設置している状況です。これは令和2年6月30日に施行しているわけですが、現時点でここに至るような事案は発生しておりません。ただ、そこへ行く段階の前に職員からの個々の相談というのは、総務課あるいは私のところへ色々と来ておまして、随時そういった細かな、職員間の様々な問題のある事象等については相談に応じているところです。できればこういった事象に至らない段階で、われわれも注意しながら、職員のより良い仕事の環境が整うように努力していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 同じく次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画で未実施とされてきました項目について、達成状況と今後の方向性をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、議員からご指摘がありました特定事業主行動計画の中で、スタート時の令和2年度におきまして、未実施の項目が4分野、6項目ありました。

まず1番目は男性の子育て目的の休暇等の取得促進です。これは妻の出産時において男性職

員が特別休暇を取れるという制度でして、職員本人の希望があれば、いつでも可能ですが、引き続き男性職員についても、こういった対象職員について周知していきたいと考えております。

2番目は育児休業を取得しやすい雰囲気醸成というもので、育児休業の仕組みについても、女性職員は取っているのはもちろんですが、男性職員については今年度育児休業を取得している職員が1人実際におります。この方は夫婦で役場職員ということで、お二人で休んでいるという状況もあります。近年の状況の中では、だんだん理解が浸透してきていると思っております。

3番目は連続休暇の取得です。年1回のリフレッシュ休暇や職員の家族の誕生日や記念日といったところへの休暇ですが、特にゴールデンウィークあるいは年末年始に続けて、そこにプラスアルファをして休日を取得することなどを推奨しておりまして、できる限り職員にも周知をしている状況です。

最後の4つ目は職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正というものです。これについては、各市町村の共同の場での研修あるいは町独自の研修等を通じて今後も職員全体の意識改革を進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） これらの取組が充実すると、ある意味では職場内での他の職員への不公平感が出る可能性もあり注意が必要となりますが、柔軟な働き方を浸透させることで全ての人が働きやすい環境となり、育児や介護を行う人にとっても働きやすく、キャリアも追求できる職場環境をつくることになるかと思えます。

それぞれの計画、どちらも効果的にまた実践的に実施するためには、マネジメント層の理解度、先導力が重要と考えますが、それについて町長の考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答え申し上げます。議員がご指摘のとおり先ほどお話しいただいた取組のためには、やはり私ども含めて管理職あるいはマネジメント層の理解が当然のことながら

必要だと認識しております。女性が活躍できる職場あるいは男性も女性も両立しながらできる職場が、ますますこれから重要になってくると考えております。また優秀な職員を採用していくためにも、そういった職場の在り方も、町としての魅力を感じてもらうためにも必要かと思っております。そういう中では、やはり管理職等の理解や行動というものが非常に重要になってくるだろうと考えております。

町の中では、私が課長職を中心とした特定事業主の中での委員会を設置することになってまして、その中でできる限りそういったことの周知について図っていきたいと思っております。また各部署のリーダーである課長、それぞれの課の職員の皆さんが理解をして意識を高揚できる取組を図っていきたいと思っているところです。

女性活躍に向けたさまざまな取組の中では、特に町の人事管理の上では産休育休を迎えた職員の代替職員の確保というのが、非常に今、課題となっております。代替職員は急に集めるとするのは、なかなか難しい状況もありまして、毎年非常に苦勞しているわけです。しかしながら、女性活躍というものを進めていくために職場としては、そこについてしっかりとした対応をしていかなければいけないということです。人事管理部門においても職場の業務に支障が生じないように、そういったところも含めてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 実際には役場の中というのは、先ほど育児休業の話もありましたが、民間の職場よりもそういった取組が推進しやすい状況にはあるのかと思いますが、やはり自身が実感、体感することによって住民への対応、また特に教育、福祉の場面などにおいて先導していくという面でも重要なことかと思えます。

次に女性活躍推進法が改訂され常時 101 人以上の労働者を雇用する事業主に対しても行動計画の策定、情報公開などが義務付けられております。町内にも対象事業者があるかと思いますが、町全体での女性活躍、気運向上のため町で取組状況の把握をされているかどうか、またそれらに対する支援策などを講じているかどうかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

[企画課長 平井喜一郎 登壇]

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。女性活躍推進法に基づく計画策定対象の事業者につきましては、正確に把握はできておりません。先ほど、議員がおっしゃられた 101 人以上の労働者を雇用する事業主と改訂されたことにつきまして、町内における対象事業者は 3 社程度ではないかと思われます。現状は具体的な達成状況について把握しておりませんし、計画策定に対する町からの支援策も特になのが実情です。今後、町内の取組状況を調査するなどした上で、町としての支援策あるいは事業者との連携などについて検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 平成 29 年度には働き方改革モデル企業としてサンクゼールの支援を町で行いまして、取組の成果として社会労務士の派遣により社員個々のライフスタイルの見直し、職場環境改善を通じて子育てにより仕事を諦めていた社員が引き続き仕事に専念できる見通しが付くなど、会社全体の意識が変わったと行政報告でされていまして。

他の自治体では企業や団体の女性活躍のための環境整備、研修費用やアドバイザー費用などの補助を交付金などを活用して行い、そのバックアップ体制を整えておりますが、支援策について改めて考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

[企画課長 平井喜一郎 登壇]

○企画課長（平井喜一郎） 支援策につきましては、今後いろいろと検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 長野県内でも他の自治体でそういった取組をしておりますので、そういったところを参考にしながら進めていただければと思います。

次に子育て支援施設を拠点とした積極的なアプローチをという点でお伺いをいたします。妊産婦期に出産によって大きく変化する 3 つの要素である、夫婦の関係性、地域との関わり、仕

事と家庭の調和、先ほど申し上げましたワーク・ライフ・バランスへの学びを深めることが、その後の人生を豊かにすると考えられまして、またこの時期に女性の労働力率が低下する、M字カーブの対策としても有効かと考えます。

これまでもiワークで各種セミナーが開催されておりますが、改めて地域との関わりなども含めて、そのような学びの場の提供について考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃった地域との関わりということですが、今、子育ては家庭ではなく社会でやる時代だということを痛感しております。先ほど飯綱町に子育てをしている人が来る理由として、子育てを応援してもらえる両親がそばにいるというのも条件の一つということもありますが、実際には現在、祖父母の世代はほとんどがまだ働いています。ですから、若い夫婦が自分の子育てを自分の父親母親に手伝いをお願いできるかという、なかなかできない状況があります。

M字カーブの話も出たのですが、確かに出産子育ての時に女性の働く比率が下がってM字になるのですが、そのM字が最近、特に浅くなってきています。ということは、子どもを出産しすぐに働き始める女性が増えてきている。それから、正社員として仕事ができなくなって、L字カーブになる。非正規雇用になって、それにしてもずっと働き続ける。

そういう中で、子育ては家庭の問題ということは言ってられない時代です。社会で子育てをするために、今、教育委員会では伴走型相談支援などといったものをスタートさせて、妊娠期からのサポート、出産後のいろいろなサポートを学びも含めてやっているところです。これからもそういう仕組みづくりにしっかり力を入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 9月号の『いづな通信』の特集でも地域活動とプライベートのバランスについての発言がありましたが、特に乳幼児を育てている期間の夫の地域活動、祭り・消防・公民館と。この家庭時間という問題は、本当に飯綱町あるあるだと思っているのですが、地域

活動の意義について夫婦間で話し合いが不足すると、やはり不満感を抱くことになりかねませんので、改めて夫婦で向き合う時間も必要かと思えます。

続いて、iワークですが、平成28年開設時から現在に至るまで運営主体を変えながら、各施策を展開されてきたかと思えます。現在は業務委託を解消し町直営となっているとのことで、一部の施策、事業についてはカンマッセの事業としてEASTを拠点で継続されているとお伺いしました。これまで講じてきた施策の継続性、また発展性についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。iワークは、町の若い女性にアンケートをしたところ、一番多かった子育てをしながら働きたいという若い女性のニーズからスタートした事業です。

私たちがハウツーが分からないものですから、最初は民間の業者に委託したりして、いろいろな取組をしてまいりました。いろいろな取組をしてきたのですが、なかなかそれが全て順調でうまくいったわけではなく、取り組んでみたが少し背伸びをしてうまくいかなかった事業や、業者委託をすると専門的な知識を利用できる利点もあるのですが、フットワークの面でこちらのニーズをそのまま反映できるかという、そうできないといういろいろな問題点がありまして、今の形になっております。また、これについてもこれがもう完成形ということではなく、常に修正を加えながら成長し続けて子育て世代の女性たちと共に成長していく組織でありたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また各講座についてですが、RPAの講座に関しては行政報告書によりまして3年間にわたりセミナーや実証実験が行われたということですが、その現在の状況と、また音声起こし講座のように現在グループとして自立した事業と比べて、それぞれの費用とそれに対する効果について、どのように捉えているかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。RPA 事業については、私が言いました少し背伸びをしてうまくいかなかった事例です。新しい在宅ワークの一つの戦略として、ロボットプログラムなどを作成することで、今までやってきたテープ起こしなどよりは高収入が望めるのではないかということで挑戦してみたのです。講習などはやったのですが、それをこなすのは少し難しく、見直しをする形になっています。

ですので、在宅ワークが、手段が目的化してしまって高収入を得るところに走ってしまって、若い女性が置いてきぼりになるなどといったことのないように、いろいろ反省もしながら地に足の付いた活動を地道にやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 実はこの音声起こしのグループ関係者に聞き取り調査をさせていただきまして、iワークのセミナーがとてもありがたかったということなんですが、これをきっかけに講師が中心となってグループを立ち上げ、現在では町内外のメンバー10名で自治体の議会や農業委員会、自治体外郭団体等の音声起こしや、先般の町民講座の際にも活用されておりましたが、リアルタイム字幕配信の仕事もされていらっしゃって、ほぼ在宅での仕事です。

私も以前、質問したのですがiワーク開設当初の委託業者がiワークの利用者に出していたブログをチェックするという仕事は、1件2円という単価で短時間しか働けない日はガソリン代にもならないと。託児料金も1日100円とかなり安くしていただいても、足が出てしまうこともあるということで、当時インタビューしたママさんは、仕事のモチベーションがなかなか保てないとおっしゃっていました。

一方、音声起こしのセミナーに関しては、講師が先を見据えた意識をお持ちだったことも一番大きな点かと思いますが、受講者との関係性も良好でつながっていったのかと思います。講師が意識していた点、成功した点は何ですか、とお伺いしたら「セミナー受講だけで終わらせないように、在宅ワークを持続させるため5つのことに力を入れた」とのことです。

1つ目は仕事が途切れなくあること。グループとして入札制度の参加などで仕事確保に努め

ているということです。次に、きちんとした対価が得られること。グループとして獲得した対価はメンバーに還元をしているということ。次にスキルアップとしてグループ内でチェック機能を果たしているということ。また、メンバー間のコミュニケーションが取れること。在宅ですと孤立感が出てしまうのですが、孤立感を解消することによって仕事を持続するモチベーションになっているということです。最後に、自分のペースで無理なく仕事ができること。子育て中やほかのパートで仕事されている方もいて、両立ができるということです。

当たり前の話なのですが、セミナー受講者がセミナーを受講して知識や技術を得たら、それ以降その能力を使って自分でその場を探していくというのも、なかなか難しいので、その能力の発揮先として町内外の事業者と連携をして、しっかりと学んだことが身になって、実践の場に行くという回っていくサイクルというものをつくる実効性のある取組が重要かと思いますが、改めて考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、具体的にテーブル起こしのことを例に挙げただいたのですが、これに関してはセミナーを開いてから、いろいろなハウツーを研修したりしています。それをまた支えてくださるいろいろな地域の団体、町部局もそうなんです、組や区が仕事を発注してくださったりして、iワークの中でうまくいっている一つの例かと思えます。

この事業に関しては、うまくいっている成功例などを他市町村などで見てみますと、一つにはある程度の人数がいて、どんな仕事来ても「今日はもう手がいっぱいだから駄目です」や「この仕事は難しくて駄目です」ではなく、幅広くスキルのある人を集約して、どんな仕事でも受けられるような組織です。そこまで成長していくと一定のことがやっていけるのですが、飯綱町の小さい単位の中で難しい面もあるのです。しかし、小さいから逆に小回りの利いた仕事もできる良さもあるかと思うので、そういったところも探りながら、これからも発展に向けて検討して実践していきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 最後の質問ですが、部活動の地域移行の進捗状況についてお伺いします。

中学校部活動検討委員会が設置されて、その進捗状況については、現在、中学校に通学している生徒また中学進学を控えている小学校の児童、それぞれの保護者、また地域のスポーツ指導者などがその動向に注目をしているところです。

以前の質問では、指導者の確保を優先的に進めて施設確保や保護者の費用負担について詰めていくという答弁でした。そこで、現在までの委員会の開催状況、協議内容、最終的なスケジュールの見込みがあれば、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。昨年度末、関係者の勉強会としまして県から指導主事を招いて、制度、県内の先進事例などを伺う勉強会を開催しました。本年度、検討委員会を設置しまして今後のスケジュールも含めて検討していく計画で進めております。

現在の進捗状況ですが、各種のスポーツまた文化活動団体や実際に部活動の指導をしている教諭、また外部指導者等に聞き取り調査を行い、併せてアンケート調査を実施するよう準備を進めております。アンケートにつきましては、小中学生の保護者へも行う予定で既にアンケート内容等は決定しまして、近々、発送の予定で準備を進めているところです。そのアンケート結果をもちまして会議を開催していく予定でスケジュールを組んでいるところです。

検討会では、行政ができること、また地域ができること、またさらに学校ができること、それぞれの立場で確認をしながら移行可能などから進めてまいりたいと思っております。

実際、競技によっては先行してクラブ化を進めるよう相談をいただいている団体もあります。県の助言等いただきながら会議等進めてまいりたいと考えております。

最終的には国で示しておりますとおり令和7年度からの休日の移行を行うよう進めておりますので、そのスケジュールに沿って今後も進めてまいりたい。当然、近隣市町村との連携も必要になってくると思います。調整しながら移行できるところから順次、移行していく予定で進

めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 部活動の地域移行のところまで質問を時間内にできたのですが、改めて最後に女性活躍の部分で、もう一点お伺いしたいと思います。

先ほど、中島議員の質問の中で条例制定の関係がありましたが、私も女性活躍のことを調べていて、やはり条例化というのが大事ではないかということで勉強会などに行ったりしました。死に条例になってはいけないという話ですが、条例化をするためには政策の達成目標というのをしっかり定めて、その効果は、それによってしっかりと予算も確保できるという点と、また施策事業を継続的に実行していくために条例を作ったから終わりではなく、定期的にその条例をチェックするということです。PDCAを回しながら評価して時には内部だけではなく、外部の評価を入れながら推進のためのいろいろな施策をしていくという点で、私も効果的かと思っています。改めて、私からも町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 条例は制定するつもりがないという答弁をしたわけではありません。ただ今、言っている必要性というのは非常に分かるのですが、住民の皆さんに男女共同参画が死に語になるくらいに意識を変えようという普及と条例を同時にやっていく形に持っていきたいと。なぜあんな条例を作ったんだという条例では作り方として極めてまずい。大きな意味で理解を得る中で作っていききたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 質問は以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

これにて一般質問の通告者は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで本会議2日目、決算認定に関する質問に対する答弁を建設水道課長、産業観光課長が行います。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 9月5日の議案第56号水道事業会計予算の認定の際の清水議員からの質問についてお答えいたします。

資料をお持ちでしたら、見ていただければと思います。決算書の337ページの表中の料金回収率について令和4年度分が他の年度より割合が低いのはどうしてかというご質問でした。料金回収率というものにつきましては経営指標の中で見ると、給水に関わる経費がどの程度給水収益で賄えているかというものを示す内容になっています。経費が関係していますので、その年にかかった事業費の多い少ないによって変動する内容になっています。342ページ、343ページ上段の表中に供給単価、給水原価があります。そちらについて供給単価が1立米あたりの単価、給水原価は1立米あたりの経費という内容になっていますので、供給単価を給水原価で除した割合が料金回収率ということになります。昨年は電気料の値上げや基本計画の作成など事業費が多くかかっていることから、令和4年度の率が他の年度の率より下がったものと考えます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） それでは先日の石川議員から、農作物のPR関係の効果および実績についての質問がありました。実績の部分につきましては、後日お答えするとしました点につきましてご説明させていただきます。

行政報告書につきましては、225ページの上段部分になります。まず、農家ツアーの関係です。いいづなりんごスイーツコンクール本審査へ進んだ9名の方のうち現地でのコンクールに参加されました6名の方がこの農家ツアーに参加をいただいております。町内の2つの農家のりんご園を実際に見ていただきまして、直接、農家とも話をしたりしていただいております。

飯綱町のりんごを深く知ってもらうことが目的として実施をしました。また農家との直接の取引、商談に結び付くことにつきましても、そういったことをつなげていきたいと考えておりました。聞くところによりますと商談の相談はあったというところは町でも把握しているところではあります。

続きまして、首都圏での PR の関係です。伊勢丹で農作物を販売したい農家を募りました。こちらは認定農家や新規認定就農者に募集をしまして、希望がありました農家と伊勢丹との商談を行い、結果、バイヤーの選定に通りました 5 つの農家から出品をいただいております。8 月 31 日からの 1 週間、11 月 2 日からの 1 週間、伊勢丹新宿店で行い、クイーンズ伊勢丹では随時販売を行っております。この間の販売の売り上げですが 160 万円ほどの売り上げを記録しております。

続きまして、上越での PR です。飯綱町産りんごのニーズが高い新潟県上越市の近隣において、さらなる消費の拡大を図るため各種の PR を行いました。無印良品直江津店で行っております。こちらは、いいづなりんごマルシェとしまして 9 月 3 日、4 日に実施し、7 事業者が参加をいただいております。そのうち情報提供のあった 4 事業者につきましては、この 2 日間の売り上げが 41 万 8,660 円と聞いております。また「ブルムリー」クッキング講座を 9 月 3 日に開催し、こちらはサンクゼールの中村さんを講師に 8 名の方の参加をいただいております。なおえつ良品食堂では英国りんごフェアを実施しました。ここでは、9 月 3 日から 2 週間行いまして、飯綱町産のブルムリーを使ったメニューを販売し、売り上げにつきましては 7 万 6,000 円ほどを記録しております。また同期間になおえつ良品市場でも飯綱町のりんご、りんごジュース、シールドを販売しております。こちらは無印良品のバイヤーの選定で 2 業者が出店しまして、この期間の売り上げで 51 万 4,221 円の実績があります。また、このイベントにつきましては継続的な販売につながっております。以上になります。

○議長（渡邊千賀雄）　ここでお諮りします。

明日 8 日から 21 日までの 14 日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、明日 8 日から 21 日まで本会議を休会することに決定しました。

22 日の本会議は、議事の都合により会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて、午後 1 時に開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9 月 22 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0 時 8 分

令和5年9月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和5年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和5年9月22日（金曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第16号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 発言の取消し申出について
- 日程第 3 常任委員会審査報告
(1) 予算決算常任委員会
(2) 総務産業常任委員会
(3) 福祉文教常任委員会
- 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 5 議案第60号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第61号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第62号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第63号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第64号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第65号 令和5年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第66号 令和5年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 発議第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案
- 日程第14 発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案
- 日程第15 発議第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準

に戻すこと」を求める意見書案

追加1日程第1 発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の
確立を求める意見書案

日程第16 議員派遣の件

日程第17 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総務課長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜一朗

税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆様、ご苦労さまです。9月定例会、決算議会も本日が最終日でありま
す。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議事日程に入る前に本会議2日目、決算認定に関する質疑に対する答弁を宮島住民環境課長
が行います。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第49号 令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いての住民環境課関連で、普光寺地区にある太陽光発電所における事業地の管理と保守管理の
件で、中島議員より質疑がありましたので、改めて回答させていただきたいと思ひます。

太陽光パネルの下にある草の処理について、除草剤を使用しているのではないかと
の質疑がありました。

町と事業者の間で、飯綱町自然環境保全条例に基づき、自然環境保全協定書を令和3年12月
27日に締結しており、その協定書の中で、事業地及び設備の管理にあたっては農薬、除草剤等
を使用しないこと。保守管理については年4回草刈りを行うことが決められておりましたので、
事業者に変更確認させていただきました。

本年度、令和5年4月から8月までの間で、事業地及び設備の管理にあたって、農薬、除草
剤等を使用した事実はあるか聞きましたが、使用した事実はないと回答がありました。また、
同様に草刈りは何回行ったかも聞きましたが、4月以降の状況は草が伸びていない状況から草
刈りは1度も行っていないと回答がありました。現場は赤土の粘土質で草があまり繁茂しない
状況があるのではと推察しております。

今後も、普光寺太陽光発電所に限らず、他の太陽光発電施設についても同様に注視していきたいと考えております。

以上、質疑の回答としますのでよろしくお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第16号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の取消し申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、発言の取消し申し出についてを議題といたします。

大川憲明議員から9月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取消したいとの申し出があります。

大川憲明議員から発言取消しの説明を求めます。大川憲明議員。

〔12番 大川憲明 登壇〕

○12番（大川憲明） 議席番号12番、大川憲明です。9月5日、飯綱病院の決算の質疑の中で、私の発言は、私の大きい思い違いと聞き違いがあったうえでの発言であったため、この発言、別紙下線の部分を取り消したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、大川憲明議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。総務産業常任委員会の審査報告を行います。資料をご覧ください。

総務産業常任委員会審査報告書、令和5年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第47号 飯綱町犯罪被害者等支援条例、可決。

議案第48号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第50号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第55号 令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第56号 令和4年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

議案第58号 令和4年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第47号 飯綱町犯罪被害者等支援条例。

質疑①、犯罪被害者等支援にかかる事業費に対する補助などはあるか。

回答①、町の単独事業。

質疑③、支援金の内容は。

回答③、遺族支援金 30 万円、重傷病支援金 10 万円を予定している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、日額報酬の計算で用いる 1 日 7.75 時間の考え方は。

回答、一般職の勤務時間である 8:30 から 17:15 の 8.75 時間から、昼休憩の 1 時間を差し引いたもの。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 50 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

質疑②、法定耐用年数 40 年を経過している水道管が 32.9%あるということか。

回答②、お見込みのとおり。

質疑③、老朽管の更新計画は。

回答③、令和 6 年に飯綱町統合認可を受けるために策定した基本計画では、計画期間 15 年中、最初 5 年間で三水地区の水源を三水浄水場から日向浄水場に移行、次の 5 年間で牟礼地区の老朽管の布設替え、最後の 5 年間で福井団地系の管路と第 7 配水池系の管路の 2 重配管を統合して 1 本にする計画としている。15 年間で 32.9%の約半分は解消される予定。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

質疑①、経費回収率（汚水処理に要する費用に対する使用料の回収）が低くなってきているが、対応は。

回答①、全員協議会で経営戦略について説明したとおり、現在、料金改定を検討しており、理事者と協議中。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。青山委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会の審査報告をいたします。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和 5 年 9 月 22 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願、不採択。

請願第 2 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願、採択。

請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、採択。

請願第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、採択。

陳情第 6 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書、継続審査。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、訪問看護事業で 24 時間対応の職員は何人増えたか。その体制は十分か。

回答①、24 時間対応の職員は 1 名増えており、以前より負担は軽減されている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課、

質疑、広域連合納付金（保険料・事務費負担金等）155,373,222 円の内訳は。

回答、保険料は、令和 3 年度保険料の令和 4 年収入分である令和 4 年 4 月、5 月分と令和 4 年 6 月から令和 5 年 3 月分の合計である 115,336,200 円。事務費負担金等は、事務費繰入金のうち広域連合事務費負担分である 4,683,803 円と保険基盤安定繰入金の 35,353,219 円。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、パワリハ以外の多くの通いの場では男性参加者が少ないという現状において、どの

ような対策を考えているか。

回答①、介護予防相談の際の案内や事業対象者への声掛けをしていきたい。また、オンライン体操など自宅でできる事業の活用も呼び掛けていきたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑③、職員マネジメントについて、職員の育成等は、経営強化プランに盛り込まれるのか。

回答③、経営強化プランには職員体制までを記載するようになっていないが、今後を担える職員の育成に努めていく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願。

質疑②、OECD の中で日本は教育費の負担が低いとされているが、他国は国民負担率が高い。国民は、「負担は低くサービスは普通に」と、税金を増やすことは望んでいないと思う。

回答②、所得の多い方から応分の負担をしてもらうとともに、儲かっている大企業にも負担をしてもらいたい。

討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第 2 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願。

意見、募集しても集まらない状況があり、地元の中学校からも行っていない。魅力ある高校にしていかなければ駄目だ。現場の教職員が一番わかっているはずで、何かやってもらわないと人が集まらない。提案が欲しい。

討論なし。採決の結果、賛成多数で採択とした。

請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

質疑①、去年は少人数学級 20 人とあったが、今年は消えているのはなぜか。

回答①、20 人は急ぎすぎとの指摘をいただき、今年は削除した。

反対討論、国庫負担金の堅持は賛成できる。少人数学級については、20人との数字が入っていたが、さらなる推進としている。来年から一律35人にするようになっており、検証を待っても良いのではないかと。緊急性がないので反対する。

採決の結果：可否同数となり、委員長裁決で採択とした。

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願。

質疑①、県教育委員会では、議論されているのか。

回答①、毎年、交渉では出しているが、よくわからないとの答弁で、調査中と聞いている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で採択とした。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労さまでした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第47号飯綱町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。原田幸長議員。

〔14番 原田幸長 登壇・討論〕

○14 番（原田幸長） 議席番号 14 番、原田幸長です。この条例に賛成の立場で討論します。

5月25日、中野市で4人の方々が犯罪者の思い込みで失血死により亡くられました。亡くられた方々は、何の落ち度もなく、理不尽な亡くなり方でした。

亡くられた方の中に飯綱町在住の人がいたということで今回の条例が4月に遡って適用されることは、大変意義のあることと考えます。

県内の条例制定市町村は、中野市に次いで8番目となります。同じ事件で被害者等の居住地に条例があるかないかで、見舞金や生活援助など手厚い支援が受けられる人とそうでない人がいる現状があります。明日、犯罪被害者等となるかもしれない地域住民の安心のために、この条例制定に賛成します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。議案第 47 号 飯綱町犯罪被害者等支援条例の可決に賛成の立場で討論を行います。

昨年9月定例会での一般質問で、犯罪被害者等支援条例の制定を求めました。町長の答弁では、「犯罪被害者への支援は必要であると考え。県に条例があれば支援を受けることができる。難しい課題であるが検討したい」との答弁でした。

この条例が必要ない社会であることが一番良いわけですが、現状はそうではありません。悲しいことが起こってしまいました。国の犯罪被害者等支援法の理念を住民に理解していただくことも重要です。

町長がいつも言葉にしている「誰一人取り残さないまちづくり」の一環として、必要な条例であると考え 可決することに賛成の討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 飯綱町犯罪被害者等支援条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 49 号 令和 4 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号 令和 4 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 50 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第59号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一です。皆さん、年金の原資は、何かご存知ですか。これは、皆さんが支払ったお金ではありません。今の働いている世代からもらっています。そして、その働いている世代を育てているのが親です。年金のしくみがそうなっているのです。自分で払ったお金ではなくて、働いている人からもらっている。そして、その働く人を育てるのが親。そして、親が子どもを育てるにはお金が必要です。親の経済的負担を少しでも下げないと、少子化を止めることはできません。もちろん、経済的な問題だけが少子化の原因となっているわけではありませんが、大きな原因の一つだと考えます。

また、OECDの中でも、GDPに比較して公的資金の支出は平均よりかなり低く、43か国中下から5番目です。これは2019年のデータですが。日本より低いのは、ルクセンブルク公国、イタリア、ハンガリー、ギリシャしかありません。

これで良いのでしょうか。少しでも親の経済負担を減らし、総生産の一部を教育に回すことによって、国力を上げようではありませんか。

そういうことで、私はこの請願に賛成します。よろしくお祈りします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

〔5番 青山弘 登壇・討論〕

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について、不採択の立場で討論を行います。

請願趣旨に、「高校無償化の所得制限をなくして無償化を進め」とありますが、ここに反対です。

所得制限に関する議論は、意見が分かれることがよくあります。一部の人々は、所得制限が経済的な平等を実現するために必要であると主張しています。一方では、所得制限が個人の努力や能力を奨励しない可能性があるかと懸念しています。

910万円は高所得に当たります。今回の請願を経済的平等という観点から見れば、所得や富を豊かな者からそうではない者へ移転させることだと考えます。そして、国の財政状況を見れば、所得制限を設けるのはやむを得ないことだと思います。よって、この請願は不採択とすべきと考えます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

安心して学べる環境を整えることは、国の責務です。子育て世代の収入が実質的に減少している中において、今、国民負担率が48%にまで上がっていると指摘する方がいます。また、質疑の中で説明者から、国連においては、私費で卒業した者は学んだことを私的に還元したい、公的負担で卒業した者は利他的に還元したいと考えると報告しているとの説明がありました。さもありませんと考えます。

また、今の状況を鑑み、岸田首相が打ち出した「異次元の少子化対策」の真の実現を求め、その立場においても、地方議会として今声を上げるべきであると考えます。

よって、その請願は採択すべきと考えています。議員のみなさんの懸命な判断を期待して討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願については、議長は採択と裁決します。

○議長（渡邊千賀雄） 請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願は、採択とすることに決定しました。

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書に不採択の立場で討論

します。

国は 2025 年までに全小学校で 35 人学級にする。この効果のみをさらに検討していけばよいのではないのでしょうか。

そして、この請願は例えばいつまでに何人という具体的な数値が示されておらず、このような請願は現段階では、緊急性、実現性がないと言わざるを得ません。

よって、請願に対し私は不採択の立場で意見申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の採択に賛成の立場で討論を行います。

長野県は、県独自の予算で中学 3 年生まで 35 人規模学級を実現しています。しかし、未来を担う子ども達の教育環境の整備は、国が責任をもって行うべきであると考えています。文部科学省は、予算編成時そのための予算要求を行っていますが、なかなか実現しないのが現状でした。今また一歩ずつではありますが、35 人規模学級が広がってきています。しかし、早期実現のためには国民の声が寄せられることが重要であると考えます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充については、これもまたさらなる少人数学級の実現とともに自治体の負担が大きくなっています。県も自治体です。私は本来、国がきちっとすべき問題であるとの件についても考えています。住民の代表である地方議会の姿勢が問われています。保護者や現場の声をきちんと国に伝える機会を逃すべきではないと考えます。

よって、この請願第 3 号を採択し、国に意見書を提出すべきと考えます。議員のみなさんの懸命な判断を期待して討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。石川議員。

[10 番 石川信雄 登壇・討論]

○10 番（石川信雄） 10 番、石川信雄です。本請願の「さらなる少人数学級推進と教育予算の増

額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書に対して反対の立場で討論いたします。

本請願の結びに「国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。」とありますが、私としては、地理的要因を鑑み、地域の実情に応じた適正数の配置が必要ではないかなと考えております。学びの保障は非常に大切なことだと私自身も思っておりますが、首都圏とそうでない山間部の地域とでは現実に関きがあります。

そんなことから、本請願に対しましては反対です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書は、採択とすることに決定しました。

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこ

と」を長野県知事に求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。この請願に採択の理由をまず申し上げます。

このへき地手当の率については、条例で各県が定めることになっておりますが、へき地振興法というところで基準が定められています。長野県の場合は、この基準からかなり逸脱しております。そのため、私はこの請願に採択です。

あともう一つ理由があります。この手当自身は、国の交付金が原資です。だから、県がわざわざ減らしたといっても県が得するわけでもありません。

こういう理由で私はこの採択に賛成します。皆様の賢明な判断をお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願は、採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時15分からといたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第60号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 61 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1

号) は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 62 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第8、議案第63号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第63号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、議案第64号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 10、議案第 65 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 11、議案第 66 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 12、議案第 71 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 71 号）

○教育次長（高橋秀一） 議案第 71 号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。追加で配付となっております議案書並びに議案の提案説明書をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

工事名は、令和 5 年度 飯綱町民会館天井改修工事です。

事業内容ですが、町民会館多目的ホールは、建築基準法施行令に規定する特定天井 いわゆる天井を吊っている吊天井に該当していますが、生涯学習の拠点として、また、町の避難所として、より安心安全にご利用いただくために、直付けの構造に変更するものです。また、あわせてホール、ステージ照明の LED 化も行うものです。

契約方法は、一般競争入札です。

契約金額は 75,900,000 円で、うち消費税額は 6,900,000 円となっています。

契約の相手方は、飯綱町大字普光寺 821 番地の株式会社北部建設、代表取締役 松橋洋一氏です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条です。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○9 番（目須田修） 9 番、目須田修です。二つお伺いします。

一つは、第 1 回入札で 1 者だけなのに、なぜ第 2 回の入札が必要だったのか。2 回をやることによって 300 万の損失があるわけですね。その説明を一つ。

もう一つ、最近の入札に関して、1 者だけの入札が多くなっているのではないかという感じをしています。これの原因がおわかりなのか。

この二つをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

[企画課長 平井喜一郎 登壇]

○企画課長（平井喜一郎） まず 1 回目の入札では予定価格に達せずに第 2 回目の入札を行ったということで、2 者おりましたけれども、1 者は辞退ということでございます。

それから最近の入札で 1 者が多いのではないかということの理由につきましては、ちょっと私どもの方ではわかりかねます。大変申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 13、発議第 4 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 4 号）

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第 4 号、令和 5 年 9 月 22 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、瀧野良枝、樋口功、石川信雄、原田幸長。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書。

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、国に先行して県予算によって

すべての小中学校で 35 人学級が実現しており、県民の高く評価するところです。

高校においても生徒の多様化がすすみ、少人数学級でゆきとどいた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的に多く、一日も早い少人数学級編成の導入が望まれます。

2022 年 5 月、県教委は「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画三次案」を発表しました。2017 年の「学びの改革 基本構想」に基づく三次にわたる再編・整備計画案では、高校を「都市部存立校」、「中山間地存立校」等に分類し、教育活動・目的を分け、それぞれに募集定員・在籍生徒数による再編基準が示されています。県境に近い地域では「中山間地存立特定校」として「募集学級数 1 学級でも単独で高校を存続させる道を探る」としながら、「存続の必要性」、「高校を単独で存続する体制を整備できる」ことも存続の条件としています。

これらは地域間格差・学校間格差を是認したうえで機械的な統廃合を促すものであり、とりわけ地域高校の存続が危惧される内容です。地域における高校の役割と重要性については、県教委も認めるところであり、地域高校の存続はそれ自体を目標とすべきです。

また同方針で、「未来の学校」実践校（モデル校）のなかには「少人数学級を研究する高校」があります。前述のように、高校での少人数学級実現は多くの県民の願いですが、モデル校方式では、全県での実施までには相当の時間を要することが懸念されます。他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例がみられます。

よって、飯綱町議会は、次の事項を実現するよう強く要望します。

記。

早期に地域高校の「30 人規模学級」を実現するとともに、募集定員・在籍生徒数による再編基準に関わらず、地域高校を存続させていくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 22 日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

長野県教育委員会 教育長 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第4号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第14、発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第5号）

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第 5 号、令和 5 年 9 月 22 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一、瀧野良枝、原田幸長。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

2021 年度からの 5 年計画で小学校は 35 人学級が実現することになりました。しかし、ゆたかな学びのためには 35 人学級でもまだ不十分であり、中学校は 40 人のままとなっています。長野県では 2013 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で 35 人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても長野県は独自に小中学校ともに 8 人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領や GIGA スクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に 30 人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件

整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2024年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第15、発議第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第6号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第6号、令和5年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一、瀧野良枝、樋口功、石川信雄、原田幸長。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で

定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

県人事委員会は2022年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復すること必要であると考えます。

よって、飯綱町議会は、次の事項を実現するよう強く要望します。

記。

教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、さらに、へき地教育振興法第五条の二を踏まえ、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

長野県知事 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行いません。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） ここで、伊藤まゆみ議員ほか1名から、発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後3時からとします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第4号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第7号、令和5年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書。

格差と貧困が広がるもと、引き続くコロナ禍や物価上昇による影響が家計に追い打ちをかけています。その下で、授業料や授業料以外の教育費が大きな負担となっています。

「高等学校等就学支援金制度」は2020年度から私立高校にも拡充されましたが、所得590万円以上の世帯への支援が乏しい問題があります。公立学校では所得910万円以上は対象にもなりません。岸田首相が3月末に大々的に発表した「異次元の少子化対策（試案）」には、「大学無償化」対象者の限定的な拡大と大学院修士の授業料後払い制度のみで、高校無償化の所得制

限撤廃や大学授業料値下げは検討もされていません。政府も、高すぎる教育費が少子化の要因になっていることは認めています。今こそ、高校無償化の所得制限を無くして無償化を進め、大学授業料の大幅引き下げなど、教育費負担を大胆に軽減すべきです。

非課税世帯や生活保護世帯の高校生に支給される「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」については、引き続き第一子の給付（年額）が増額され、国公立が11万7100円（前年比3000円増）、私立が13万7600円（同3000円増）となっています。しかし、依然として第二子以降との間には差があることや、財源が所得910万円以上世帯の高校生から徴収した授業料であること、制度の対象にならない世帯の負担が増加するなど多くの問題があります。

こうしたなか、今年、長野県が独自に創設した給付型奨学金は、所得制限や成績による制限を設けず、門戸広く若者の学ぶ意欲や将来への夢を後押しするものであり、歓迎するものです。国も、学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やした上で「高校無償化」を進め「高校生等奨学給付金」を拡充して、給付奨学金制度を確立することが求められます。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望します。

記。

- 1 国は、教育予算を増やし、「高等学校等就学支援金」の所得制限をやめること。
- 2 国は、教育予算を増やし、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充するとともに、高校生に対する給付奨学金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦勞様で

した。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

発議第 7 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案については、議長は可決と裁決します。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 17、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 5 年 9 月飯綱町議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

只今は追加提案申し上げました議案を含め、総ての議案につきまして原案どおりのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

毎日暑い日が続き、また雨不足もあり、今年は大変な夏でありました。先日ようやく、いい雨が降り、一息ついたところではありますが、収穫の秋を迎え、災害の無い実り多き年であってほしいと願っております。

主産業である農業支援につきまして、一般質問や委員会審議の中で、いろいろなご意見を頂きました。ふるさと応援寄付金の返礼品はほとんどが農産物であります。我が町の誇りともいえるりんごや米であります。希望が持てる農業。安心した経営ができる農業。担い手が喜んで引き継ぐ農業。それを達成すべく、支援を実行していきたいと考えております。

9月17日の信濃毎日新聞の一面に、県内78市町村の将来に向かっての、自治体としての存続に関するアンケート結果が掲載されました。人口減少等に伴い、我が自治体は消滅してしまう、または極めて心配している、将来的にはありうるかもしれない、いやそんな心配はしていない等の回答に分かれています。

飯綱町は、消滅等の心配はしていないと回答いたしました。驚いたことに、同様の回答を寄せた自治体は4自治体だけでした。人口はこれから大幅に減少していく、という統計予想がありますが、それによって地方自治体が消滅していく、という発想は私にありませんでした。厳しい時代はあっても、それを乗り越え、真に持続可能なまちづくりにより、十分維持存続していける飯綱町であると確信しております。

9月20日にアパートやマンションなど賃貸物件の建築やその管理運営を業務としている、大手の会社が実施した過去最大級の居住地満足度調査の結果が公表されました。過去4から5年にわたりアンケート調査したもので、街の幸福度や住みたい街をランキングとして集計されたものであります。山梨県、長野県、新潟県の甲信越ブロックでの順位ですが、幸福度ランキングでは飯綱町は4位、住みたい街ランキングでは2位でありました。飯綱町に住んでいる人へのアンケートと思いますが、街に誇りがあるでは10位、街に愛着があるは2位という集計もございます。逆に住み心地が良いという点ではトップ20位以内に入っておりませんでした。アンケート結果に一喜一憂する訳ではありませんが、住みたいと思って頂ける人が多いのは、ありがたく、嬉しいことであります。

これからも、医療や福祉、日常の買い物や公共交通の整備など一層の充実を図り、住みやすく、誰もが幸福を実感できるまちづくりに励んでいきたいと思っております。

結びに代表監査員の山浦様を始め、農業委員長、選管の委員長にはご多用の中ご出席を頂

き感謝申し上げます。議員各位におかれましては、農繁期中、怪我など十分ご注意いただき、ご活躍頂きたいと存じます。

以上申し上げまして閉会のごあいさつと致します。有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和5年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時14分

予算決算常任委員会審査報告書

令和5年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第49号	令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第59号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第49号 令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第59号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和5年9月20日

予算決算常任委員会委員長 瀧野良枝様

総務産業小委員会委員長 青山弘

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。
記

事件の番号	付託内容
議案第49号	令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■議会

【議会費】

質疑なし

■総務課

【財政関係】

質疑①：公営企業会計の資金不足比率について、資金不足ではないということだが、現実的にはどうなのか。

回答①：この指標は財政ルール上の分析によるもので各会計の資産が負債よりも多いため問題がないということになる。実際は独立採算制というわけにはいかず、決算上は黒字であっても、一般会計からの繰入金への依存が大きいといえる。今後も町からの財政支援と将来にわたる公益的なサービスを確保していくというバランスを考慮した効率的な運営が求められる。

質疑②：普通交付税について、議員数によりどのくらい措置されているのか。

回答②：普通交付税の基礎数値に議員数はなく、人数による算入はされていない。なお、基準財政需要額のうち個別算定経費ではなく包括算定経費の中の単位費用の一部に交付税上の標準議員報酬分が算入されているが具体的な額は公表されていないため不明である。

【総務費】

質疑①：パワーサーバーの購入について、特別交付税措置の割合は。

回答①：措置率は80%。

質疑②：パワーサーバーの蓄電容量は。

回答②：容量は40kWh。性能は、フル充電の場合、例えば、ノートパソコン、電話機、ラジオ、テレビ、冷蔵庫を24時間、ハロゲン投光器6時間、携帯電話500台の充電を2日間使用できる能力がある。

質疑③：地域担当制について、担当者名簿の配付は可能か。住民から集落創生事業の件と併せて聞かれることがある。

回答③：配布は可能であり、後ほど配付する。なお、この地域担当制については現在、災害時対応に限定している。当初、地域と行政のパイプ役といった観点で事業化したものだが、今後のあり方について所管の企画課で検討している。

質疑④：ふるさと納税事業について、ふるさと振興公社が取り扱う寄附返礼品の代金から公社手数料15パーセント分を請求されているとのことだが、本当か。

回答④：ふるさと納税事業で掛かる経費は全て町が負担するものであり、15パーセントの手数料を生産者へ請求することはない。ふるさと振興公社では、独自の農産物販売のECサイトを開設しており、そちらへの出品は手数料が発生するものと認識している。

質疑⑤：福井団地簡易郵便局運営事業を拡大することは可能か。具体的には、東高原区の住民から免許返納や高齢化のため、天狗の館へゆうちょ銀行ATMを設置できないかという要望がある。

回答⑤：現実的には難しいと考えるが、そういう要望があることは承る。福井団地簡易郵便局の設置経過は、分譲前に郵便局を設置するという約束があったもので、町が当時の郵政省から受託して運営しているもの。

質疑⑥：区・組の活動費補助金事業について、人口減少などの要因で補助金額が減少している地区がある。市町村合併から一度も見直しをしていないと思われるが、実施する考えはあるか。

回答⑥：現状では均等割と戸数割で算出している。これまで見直しはしていないため検討していく。

質疑⑦：ふるさと納税事業について、寄附申出者の都道府県別の内訳はあるか。もしあれば、地域別の寄附動向は。

回答⑦：都道府県別の内訳はある。やはり東京を中心とする関東圏が一番多く半数近く、次いで大阪を中心とする関西圏となる。

質疑⑧：選挙について、行政報告書に昨年の各選挙に関する投票率の報告があり、50パーセントを割る状況である。この状況を改善するよう選挙管理委員会でも検討をはじめているようだが、経費削減のためだけに投票所の再編について検討をはじめるとは如何なものかと考える。高齢化が進み、投票所へ行く手段が限られる方もいる中で、投票率を上げるための改革を進めてほしい。

回答⑧：選挙管理委員会も町も有権者が投票しやすい環境を整え投票率を上げるべく、現在、有権者アンケート調査を実施している。経費削減という観点ではなく、投票率や利便性の向上等を目指すもので、引き続き検討していく。

意見①：他の自治体では、移動投票所を導入するところもあるようなので検討を。

質疑⑨：ふるさと納税事業について、令和4年度のクレームの状況はどうであったか。

回答⑨：クレームも各種あり、返礼品の交換を伴うものが99件、0.15パーセント。

質疑⑩：青色防犯パトロールは職員が運転するのか。

回答⑩：研修を受けた職員が運転する。

意見②：今年の春、東高原地区で不審者の情報があり、警察に巡回をしてもらっていた。今後は町にもお願いしようと思う。

【消防費】

質疑①：業者の選定と物品の契約金額について、どのように検討しているのか。

回答①：ハザードマップ更新等業務委託は、これまでのハザードマップデータ等があることから事業者に一者見積もりによる随意契約とした。

ハザードマップ印刷業務は、指名競争入札により選定した。

移動式エアコン・ヒエスポ購入事業に伴う動力電源工事と指定避難所看板修繕工事は、見積り合わせにより選定した。

防災行政無線屋外拡声子局（番匠局）移設工事は、防災行政無線の保守管理業者である事業者に一者見積もりによる随意契約とした。

質疑②：単価は業者が出してきたものか。選挙の看板もそうだが、ずっと同じ業者と契約するのが良いことなのか。

回答②：契約事務は地方自治法と町の財務規則に基づき実施している。基本的には複数者から見積書の徴取をしているが、どうしても一者に限られる場合は一者からの見積書の徴取により実施している。ただ、その場合も町で設計をして予定価格を設けているので、法令等に基づいて実施している。

質疑③：防災備蓄品について、有事の際に建物がつぶれた場合、人工透析などができなくなる。東日本大震災では段ボールで作る間仕切りなどが提供されて、すぐに人工透析などができたと聞いている。飯綱町では考える必要はないか。

回答③：資料に記載の主な備蓄品は基本的には町民向けの備蓄であり、病院は考慮していない。病院の備蓄も必要と考えるので、今後、病院とも調整して考えていきたい。また、保存場所等の関係から全ては備蓄できないため、有事の際に優先的に提供してもらうために企業等と災害時の応援協定を結んでいる。

質疑④：長野広域連合等と締結はしているのか。例えば、近隣市町村との融通のような備蓄はしているか。

回答④：現状はそこまではできていない。

質疑⑤：独居老人の家や空き家の配線等の点検による火災予防についてはどのように考えているか。

回答⑤：町民からも独居老人の希望者に、電気事業者や社会福祉協議会との連携による点検などを行ったかどうかという意見があった。福祉サイドに意見を伝えている。

【公債費】

質疑なし

【予備費】

質疑なし

■企画課

【総務費】

質疑①：町で空き家を借受け、それをリフォームして賃貸する取組を実施する考えはあるか。

回答①：全国では、自治体が直接空き家を借り受けて、賃貸している事例もあるようだが、体験住宅等としての活用ではなく、行政が直接賃貸目的で借り受けてリフォームするとなると、修繕・貸し借りなどの面で様々なトラブルに発展する恐れも懸念されるため、現状はそうした取組は考えていない。

質疑②：町がカンマッセいいづなに依頼し、空き家調査や賃貸事業を進めているとの話だが現状は。

回答②：カンマッセいいづなに業務委託をしているのは、移住体験住宅の管理運営であり、空き家の賃貸管理を依頼したことはない。なお、過去にはカンマッセに空き家調査を依頼したことがある他、民間事業者が空き家を借受け、賃貸事業を行っているケースはある。

質疑③：まんが「飯綱今昔物語」の単行本発行について、173万円で500部の作製ということだが、1部あたりの単価は約3,400円になる。この金額は妥当か。

回答③：製作費用の中には、単行本化にあたって新たに漫画を描き起こした費用30万円が含まれており、印刷製本請負費の部分は143万円になる。発注・契約にあたっては3社から見積を徴取し、最低価格者と契約しているので製作費として妥当と考える。

質疑④：まんが「飯綱今昔物語」はどのように配布・使用されているのか。

回答④：この単行本は、元気づくり支援金を活用した「iラーニングプロジェクト事業」の一環で、町の歴史を学ぶテキストとして製作したものである。よって、一般に配布するものではなく、保・小・中等や出前講座等を活用した学習機会等で、町の歴史を学ぶiラーニング用テキストとして使用している。なお、単行本については、テキスト用以外に販売用も製作しているので、希望者は購入することができる。

質疑⑤：LPWAの運用管理は、導入以降も引き続き凸版印刷に依頼していくことになるのか。

回答⑤：システムの運用保守等は、引き続き凸版印刷に依頼していくことになる。

質疑⑥：LPWAの水田管理について、積算温度も管理しているのか。

回答⑥：現状は水位と水温を管理している。積算温度の計測については今後検討する。

質疑⑦：野村上移住体験住宅リノベーション工事について、工事内容の詳細は。

回答⑦：洋間と台所間の壁をなくし、新たにLDKに改修した。解体工事、木工事、内装・建具工

事、給排水設備・電気工事等で総費用 700 万円弱となっている。

質疑⑧：㎡あたり単価が 13 万 2 千円で、相当高い工事費に感じるが、リノベーション工事の設計はどこが行って、どのように見積を取ったのか。

回答⑧：設計は、㈱カドケンで行った。同社は現在の野村上移住体験住宅の当初のリノベーション工事の際の設計監理業務を実施した者であり、同建物の構造を熟知していることから、今回の改修の設計委託にあたっては随意契約で㈱カドケン 1 者からの見積聴取により設計を実施している。

質疑⑨：設計額が通常のリノベーション工事の倍以上もかかっていると感じるが、この設計額が適正かどうか積算できる職員が町にいるか。いないのであれば、地元の建築業者も含めて、複数の事業者から設計の見積を徴取すべきではないか。

回答⑨：今回の工事については、以前から実施してきた千葉工業大学との連携事業として学生のアイデアをリノベーションに反映させ、設計・施工を含め学生と施工業者とで一体的に実施するというもので、予め事業の全体予算を確保し、その範囲内で改修費を積算しているため、一般的に町が改修工事を発注するケースとは、事業の枠組みが大きく異なるものである。また、古い建築物であり、改修工事も現在の建物の改修工事と比べて費用は相当に高くなるため、設計額や施工費用が著しく高く、不適切なものであるとは考えていない。指摘を踏まえ、適正価格かどうかの判断手法等を含めて、適切に事務執行に努めていく。

質疑⑩：三水有線放送は廃止の方向という話も聞こえてきているが、高齢者にとって有線放送は大切な情報入手手段の一つとなっている。有線放送の今後について、町はどのように考えているか。

回答⑩：現在、三水有線の存続についてのアンケート調査を実施していると聞いている。有線放送の現状は、加入者の減少や設備機器の老朽化が進んでおり、設備更新には莫大な費用がかかるため、こうした状況を総合的に勘案すると今後の事業継続は厳しい状況にあると思われる。町として支援できる面は、支援していきたいとは考えている。仮に三水有線が廃止となった場合は、防災無線をできる限り弾力的に運用することで、耳からの情報伝達手段を維持していくように努めていく。

質疑⑪：LPWA の 9 事業について、有効利用できるのか。

回答⑪：LPWA については、実証実験の段階で有効性はこれから検証し、有効性がわかれば本格的に運用する予定。雨量や河川の水位等については、現在も有効に情報共有できているため、今後防災に活用できるものと考えている。

質疑⑫：さくらんぼ監視センサーについては、病害虫の発生予測や収穫時期を把握できれば、りんごにも活用できて非常に有効と思う。農家が実践できるものと考えてはどうか。

回答⑫：監視センサー設置農家にヒアリングを行い、把握できるか確認を行っていく。

質疑⑬：電子決裁システムについて、費用対効果は。紙処理と比較して安いのか。

回答⑬：システムの導入等に係る費用と紙に係る費用を単純に比較すると、システムを導入した方が明らかにコストはかかる。しかし、電子決裁にしたことで、同時に何人も一斉に決裁文書を確認できること、作成した文書等を簡単に検索できること、新型コロナ等で自

宅療養が必要な場合でも自宅にいながら決裁できるため業務に支障をきたさないことなどから、単純にコストだけでは測れない大きなメリットがあるものと考えている。

質疑⑭：町としてふるさと CM 大賞に応募していないのか。

回答⑭：5年前に地域おこし協力隊員が作成したCMが八十二銀行賞を受賞して以来、飯綱中学校で数回応募した。また、一般に向けては、いづな通信を通じて広く募集している。

質疑⑮：赤塩焼復活プロジェクトについて、製作者に収入面を含めた補助はしているのか。

回答⑮：製作者が集落支援員としての活動を終えたあとも、町として販路拡大に向けたサポートを行っている。また、製作者はいづなコネクト EAST・WEST でアルバイト勤務をしており、決して余裕のある生活とは言えないものの、生活面では困窮せずに赤塩焼の製作も継続できていると認識している。

意見①：赤塩焼は、土作りから行っていることを町がもっと大々的に PR すべき。

意見②：飯綱町日中友好協会への補助金について、少額ではあるが世界状況等を考えて、やめるべきではないか。

質疑⑯：スポーツ振興対策事業について、長野パルセイロ観戦ツアーの実施補助金として 50 万円程執行されているが、事業効果はあるのか。

回答⑯：地域密着型のプロスポーツの試合を生で観戦するというのは、貴重な機会でもあり、地域の子どもたちがスポーツの魅力を再発見する契機となる。また、町としても試合を通じて町の PR の機会となり、クラブ側にとっても観客増や地域との関係性を構築していく上で、大きなメリットがあると思われる。地域密着型のプロスポーツは、地域との関係を作っていく中で、地域一体となって盛り上げていくことで、地域全体に多様な波及効果をもたらしていくということが重要。この事業については、昨年度初めて実施したもので、事業効果を結論づけるのは尚早であり、今後の町民ニーズや参加状況等を見ながら判断していく。

質疑⑰：地域おこし協力隊員で居住地と勤務地が離れていたため、隊員を退任して実家に戻ってしまった方がいると聞いたが、状況は把握しているのか。

回答⑰：当該隊員は、着任時にペット同伴での居住要望があったため、その条件に合った住宅に居住した結果、通勤距離が遠くなってしまった。退任理由は通勤距離だけの問題ではなく、様々な事情があつてのことであると聞いている。隊員が伸び伸びと活動し、町に根付いてもらえるように、出来るだけ配慮していきたい。

■税務会計課

【総務費】

質疑①：町単独での徴収が難しい案件を滞納整理機構へ移管しているものと理解しているが、その基準は。

回答①：電話催告、文書催告、臨戸訪問、そして財産調査を行い差し押さえるのが通常の流れ。交渉を重ねても納税されない案件や、分納の誓約を繰り返し履行されないなどの悪質な案件、滞納金額が大きな案件等を滞納整理機構に移管している。

質疑②：生活困窮により税金を滞納している場合があるが、そのような場合に強引に徴

収するようなことはないか。

回答②：税務会計課と保健福祉課で情報共有を行い、福祉面の対応が必要な場合は生活意欲の減退とならないよう対応を行いつつ、徴収へつなげている。

■住民環境課

【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑なし

【総務費】

質疑①：マイナポイント申込支援窓口で行っているマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み及び公金受取口座の登録で、他人への紐づけはあったか。

回答①：なし。

質疑②：令和5年3月末現在のマイナンバーカードの交付率は何%か。また、直近の累計枚数と交付率は。

回答②：61.29%。直近では令和5年8月末現在、7,773枚で72.56%。

■産業観光課

【労働費】

質疑なし

【農林水産業費】

質疑①：農業委員のうち女性2人とあるが、これは女性の人数に指定があるということか。

回答①：法令等で指定しているものではない。各種団体や地区から選出した結果、女性が2名であったということ。

質疑②：農業委員の選出地区はどのように決めているのか。

回答②：選出地区は選挙方式だった当時の区割りを参考に、平成29年度に農業委員会にて選出地区を決定した。選出区内での選出方法は地区に一任している。

質疑③：農地中間管理機構についての課題は。機構は荒廃農地対策として適切に機能しているのか。

回答③：農地中間管理事業は、中間管理機構が農地を一度借り受けたのちに新たな借り手に貸す事業。全てを借り受けることが出来ない現状がある。今後、地域計画が作成されれば農地ごとの借り手が決まるので、機構を通した貸し借りは活発になっていくと考えている。

質疑④：農業委員のうち認定農業者が過半数を占めることとあるが、これに関して取組状況は。

回答④：農業委員に占める認定農業者数については要件が緩和されており、適切に対応できている。

質疑⑤：農業委員は再選が可能か。

回答⑤：可能。

質疑⑥：非農家の農業委員の割合が増えており、農作業料金の改定時等において農業者の意見が反映されづらくなっていると聞いたがどのように決定しているか。

回答⑥：農作業料金等は、近隣市町村や農業者からの情報を参考にして総合的に決定している。

質疑⑦：米粉の推進についてはどのように考えているか。

回答⑦：米の消費拡大に向けた重要な取組のひとつとして認識している。今後、どのような取組ができるか検討していく。

質疑⑧：収入保険掛金の補助上限額5万円について増額の考えは。

回答⑧：来年度収入保険制度が改正される。積立方式の部分が保険方式と積立方式のどちらかに選択が可能となる。保険方式を選択した場合、掛金はこれまでより高くなることが予想される。改正内容を踏まえて対応を検討していく。

質疑⑨：学校給食用食材供給事業奨励金について、対象者をエコファーマー認定者及びこれと同種同等以上の制度認定者としているが、どのように認定しているのか。

回答⑨：県が認定を行っている。

質疑⑩：有機農産物の学校給食納入に対する支援について、検討状況は。

回答⑩：現在、エコファーマー及びこれと同種同等以上の認定を受けた者が納入した農産物に対して奨励金を交付している。今後、この取組を促進させていくため、奨励金の拡充や販路開拓など検討していきたい。

質疑⑪：いちご栽培実験が成功した場合、いちごは飯綱町の特産になりえるのか。

回答⑪：新たな特産品の開発を目指して取り組んできた事業であるので、特産品となるよう進めていきたい。

質疑⑫：実証実験で栽培しているいちごの苗のpatentは。

回答⑫：四季成いちごのpatentは、信大からアグリス(株)へ種苗法による育成者権が譲渡されている。苗の購入については、アグリス(株)から(株)のうかやへ苗の生産販売を委託しており、そこから苗を購入している。

質疑⑬：いちご栽培実験を断念する条件は。

回答⑬：平成30年度から取り組んできた事業であり、現在、横手ファームを中心にいちご栽培が軌道に乗るよう取り組んでいきたい。

質疑⑭：全国で栽培され一年を通して市場に出回っているいちごを町で栽培する理由は。

回答⑭：一般的な夏いちごに比べると、四季成いちごは夏でも糖度が高く、実際に高級ホテルのシェフ等からも高く評価されており、需要や高付加価値が見込まれるため、取組が始まった。

質疑⑮：いちごの販促活動について具体的な取組は。

回答⑮：令和4年度に食品卸の業者を通じて、軽井沢のホテルで使ってもらった。シェフからは好感触を得たが、令和4年度は安定した生産ができず、話が止まっている。

質疑⑯：地域奨励作物支援事業奨励金について、そばと大豆以外にも対象品目を増やす予定は。

回答⑯：現在、町が認定している推奨作物は大豆、そば、麦。新たに奨励作物を認定する場合は、関係者等と相談しながら決めていきたい。ただ、選定にあたっては、何でも良いのではなく、ある程度、町での栽培が可能か、収量が見込め収入に寄与するなども条件となっ

てくるのではないかと考えている。

意見①：高齢化により農業は人手不足である。農家の手助けになる援農会員を増やすよう取り組んでほしい。

質疑①⑦：認定農業者への補助金はあるが、大多数を占める認定農業者でない農家への支援についての考えは。

回答①⑦：担い手確保に向けて、認定農業者以外への支援が課題であると考えている。今後検討していきたい。

質疑①⑧：水田活用交付金の交付条件に5年に一度の水張りがあるが現実的ではない。どう考えているか。

回答①⑧：農家からの意見などがあれば伝えていきたい。ただ、課題等も多いので国の動向を注視していきたい。

質疑①⑨：いちご栽培は、試験・普及のためには大学以外と取り組むべきではないか。

回答①⑨：安定生産・販売に向けて、様々な生産者へ学びに行っている。

意見②：いちごの特産品化については、町が多大な負債負うことにならないように早く結論を出すべき。

質疑②⑩：りんごレザールの取組状況は。

回答②⑩：昨年度から取り組んでおり、昨年度は県の工業技術センターや合成皮革製造会社と連携して、残渣の粉末やその粉末を原材料にした合成皮革の試作品が完成し、商品化に向け目途が立った。令和5年度は、関係者の合意形成や粉末・合成皮革の価格等を設定し、商流に乗せるよう進めていく。

質疑②⑪：いづな農産物PR事業について、新宿アルタビジョンでの動画放映の詳細は。

回答②⑪：8/31～9/6の7日間に392回放映。1日当たり56回、30秒の動画を放映した。

質疑②⑫：ブランド化支援等事業について、具体的な取組みは。

回答②⑫：JR東日本に対する列車を活用した農産物運送やJRの施設を活用した駅ナカ販売の連携の提案。家庭用りんごの活用として、都市部のりんご飴専門店や都内の飲食店などへの打診。推奨品制度の再構築として、既存登録事業者へのヒアリング会などを実施。今後は、関係性の高い他の事業への統合や取組内容の精査も併せて行っていきたい。

質疑②⑬：飯綱町特産品ブランド化支援事業で取り扱った農産物は。

回答②⑬：りんごがメインであるが、加工品等も扱っている。

質疑②⑭：飯綱町特産品ブランド化支援事業の委託料の削減は。

回答②⑭：事業費は削減していく方向で進めている。

質疑②⑮：農作業雇用労賃に対する補助についての考えは。

回答②⑮：援農支援を促進していくうえで重要な要素として捉えており、検討していきたい。

意見③：援農支援として、りんご作業だけではなく、水田畦畔の除草等にも対応できるように作業内容を拡充してはどうか。

質疑②⑯：集落支援員の集落営農組織設立支援の具体的な内容は。

回答②⑯：横手区内で耕作する方が減少しており、区内の有志の方が何とか農地を維持していかなければならないということで、集落営農の組織づくりに向けての取組が始まった。そこ

で、集落支援員が中心となって県や他団体に出向いて、設立に向けて必要な準備などを学び、有志の方と一緒に勉強会や検討会を開催するなどのサポートを実施。

質疑⑳：集落営農組織設立に向けた呼びかけ等はしているか。

回答㉑：現在はしていない。地域計画策定に向けての地域との協議の場を活用しながら、周知していきたい。

質疑㉒：町単土地改良事業について、今までの申請件数と実施件数は把握しているか。

回答㉓：申請の未実施件数及び直近5年間の申請件数、実施件数は次のとおり。

年度	申請件数 (A)	実施件数 (B)	累計未実施件数 (前年度累計+A-B)
H30	13	34	64
R1	19	23	60
R2	25	31	54
R3	49	28	75
R4	23	18	80

質疑㉔：申請から未実施のまま何年も経過しているのは問題ではないか。

回答㉕：毎年新たな申請があり、予算に限りがあるため、中山間地域等直接支払事業交付金や多面的機能支払交付金の実施地区には、交付金事業を活用し実施をお願いしている。

質疑㉖：中山間等の交付金がない地区もある。他の補助事業も検討し実施してほしい。

回答㉗：活用可能な補助事業等を活用する中で推進していきたい。

質疑㉘：多面的機能支払交付金事業で行っている草刈り等の共同作業に参加する人数が各集落で年々減少している。草刈り作業等の委託は可能か。

回答㉙：多面的機能支払交付金事業で委託できるのは、専門技術を要する作業のみ。草刈り作業は委託できない。

質疑㉚：有害鳥獣駆除のための弾に対する補助について、町として適切に管理しているのか。

回答㉛：有害鳥獣駆除のために使用する弾については、町が県に申請し、県から弾購入に対する譲受票を受け、それにより個人が購入するものに対して町が補助している。なお、弾の使用数については年1回、警察において確認している。

【商工費】

質疑なし

【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

■建設水道課

【農林水産費（国土調査事業）】

質疑①：宅地エリアの調査は終了したという解釈でよいか。

回答①：宅地エリアの調査は終了した。

質疑②：土地境界を知っている人が少なくなってきたので、少しでも早く調査を進めてほしい。
今後の調査計画はどうか。

回答②：令和5年度は上赤塩地区の田畑の調査を行っている。その後の地区は具体的には決まっていない。今後、未調査になっている田畑や山林が対象になると思われる。町内は山間地の未調査部分が多く残っている。土地の所在地を把握していない地権者も多く、そのため事前調査に時間がかかり、調査が順調に進んでいない。少しでも事業を早く進めたいと考えている。

質疑③：国からの補助金はあるのか。

回答③：ある。

質疑④：斑尾山の信濃町と飯綱町の行政界の国調はされているのか。

回答④：国土地理院と中野市、信濃町、飯綱町で協議し、国土地理院の地図上での境界は確定しているが、国土調査において現地での確定はされていない。

【土木費】

質疑①：道路修繕工事等の工事箇所表記について、坂上区と坂上団地になっているのはなぜか。

回答①：坂上区からの修繕要望箇所に、坂上区と坂上団地として申請されたため、その表記となった。

質疑②：道路愛護活動事業の取組については、地区への補助金が少なく、また、地域の高齢化が進み協力してくれる人が減ってきているため、事業をやめたほうがいいのか。

回答②：補助金の単価はここ数年変わっていない。道路愛護活動事業は、町道の安全な利用と快適な使用に資するため、地域住民組織の区や組が実施主体となって行っている活動に対して助成する事業であり、町が強制しているものではない。地域の活動として引き続き協力をお願いしたいと考える。

質疑③：道路の草刈り等でシルバー人材センター実施箇所と地区実施箇所が入り混じっている箇所があるが、その分けは。

回答③：町では、区や組の地域から外れる不連坦地区を主にシルバー人材センターに依頼しているので、場所によっては混在することもある。

意見①：除雪シーズンが終わると、アスファルト殻が農地に入っている箇所が見受けられるので、片付けたり入れないような対応を。

質疑④：町内の道路横断部のグリーンベルトの整備状況はどうか。

回答④：横断歩道が設置できない箇所のグリーンベルトを令和4年度から順次整備している。令和5年度は3箇所（坂上、福井団地、福井）設置する計画。設置効果について検証し、交通量が多い箇所の交通安全施設整備を進めていきたい。

意見②：三水 B&G 海洋センター付近の要望もあり、通学路の安全対策を推進すべき。

質疑⑤：建築確認について、建物が完成したときの検査はどうなっているか。

回答⑤：建築確認の許可は県の業務のため、建築基準法に則った検査は県で行っている。なお、落雪の危険性などの地域特性の観点からの検査などはしていないと思われるため、地域特性を加味した指導をしてもらうよう県に依頼していきたい。

質疑⑥：町内4箇所を進めている公園整備の進捗状況は。

回答⑥：いづなコネクトEASTは、企画課でグラウンドの公園化や駐車場整備を進めている。いづなコネクトWESTも企画課で整備を進めており、連携を図っていきたい。建設水道課が担当している駅前公園は、地域の要望を聞きながら地域住民とともに整備を進めている。旧三水庁舎跡地については未着手で、今後計画と内容の検討を進めていきたい。

【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和5年9月20日

予算決算常任委員会委員長 瀧野良枝様

福祉文教小委員会委員長 伊藤まゆみ

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。
記

事件の番号	付託内容
議案第49号	令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、教育費及び 関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■住民環境課

【民生費】

質疑なし

【衛生費】

質疑①：可燃ごみ処理委託料に係る経費は、行政報告書の155頁(1)の可燃ごみ収

集費と156頁(5)長野広域連合費ということでよいか。また、ごみ袋代に手数料が入っているが、この歳入は決算書のどこに記載されているか。

回答①：可燃ごみの処理に係る経費の記載は、お見込みのとおり。ごみ袋代に含まれるごみ処理手数料は、決算書30頁に清掃費実費徴収金として、8,079,420円と記載している。

質疑②：生ごみ処理機の申請台数が増えてきているが、町でPRを変えたとか何か増えた理由はあるか。

回答②：広報誌等で周知しているが、それ以外は特に行っていない。増加理由は把握できていない。

質疑③：北信保健衛生施設組合の斎場運営について、どこの市町村が加入しているか。

回答③：構成市町村は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町の4市町。

質疑④：行政報告書146頁の不法投棄に関する課題の中で、「依然として町外からの持ち込みと

思われる不法投棄が後を絶たず」と記載があるが、投棄者を特定することが難しいの
どうして町外から不法投棄されていると分かるのか。

回答④：全て町外者であると断定するものではない。町境で発見されるケースが多々あり、昨年
1件は不法投棄者が特定でき、町外から持ち込まれたものであった。投棄ごみの中に町
外に関係する物的証拠が混入するケースが多くある。

■保健福祉課

【民生費】

質疑①：飯綱町高齢者世帯エアコン設置補助事業の申請がない原因は。

回答①：令和5年度は1件申請があった。問合せはあるが、所得要件の関係で該当にならない場
合がある。

質疑②：福祉医療の母子・父子と乳幼児・児童の給付額が伸びている原因は。また、母子・父子
と乳幼児・児童の人数は。

回答②：福祉医療の母子・父子と乳幼児・児童の給付額が前年度より伸びているのは、コロナの
影響で歯科等の受診を控えていた方が、コロナが落ち着き、受診率が伸びたためと考
えている。令和4年度末の人数は、母子・父子が144人、乳幼児・児童が1,259人であり、
前年度と大きな変動はない。

質疑③：障害者総合支援給付事業は法定受託事務とあるが、全額国庫負担なのか。

回答③：全額国庫負担ではない。

質疑④：障害区分認定事務費とはどのようなものか。

回答④：障害がどの程度なのかを調査する認定調査のことであり、医師の意見書等の費用と広域
連合で行われている審査会の事務費。

質疑⑤：障害者手帳の認定はどのような手続きなのか。

回答⑤：申請は保健福祉課の窓口で行い、身体障害者手帳は県リハビリテーションセンター更生
相談室、精神障害者福祉手帳は精神保健福祉センター、療育手帳は児童相談所から発行
される。

質疑⑥：手帳を持っている方へのサービスの案内はどのようにしているのか。

回答⑥：保健福祉課の窓口で手帳を交付する際、該当となるサービスの申請等や案内をしている。

質疑⑦：自立支援医療や精神保健福祉手帳の担当が健康管理センターから福祉係に変わった理由
は。

回答⑦：業務を分散せず一体化することで重層的支援をしていくため、精神障害者手帳、自立支
援医療、福祉医療の関係する業務を福祉係で一本化することにした。

質疑⑧：精神疾患を抱えていても福祉サービスに繋がっていないという方を重層的支援体制整備
事業でどのように支援しているのか。

回答⑧：月1回会議を開催し、教育委員会や福祉係、健康管理センターの専門職で情報共有し、
対応を検討している。また、民生委員などから入ってきた情報については、状況に応じ
て社会福祉士と保健師で訪問している。また、精神保健福祉手帳の申請の際に窓口でサ
ービスの紹介を行っている。

質疑⑨：住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で、令和4年度分と令和3年度繰越分とあるが、対象世帯を把握したうえで該当の世帯にもれなく支給されているのか。

回答⑨：令和3年度事業については、令和3年度に約半分の対象者に支給し、残りの約半分を令和4年度に繰越し支給した。令和4年度は、令和3年度対象者を除き、新たに非課税となった世帯に給付した。なお、通知しても課税世帯の扶養になっていて対象にならない方や申請しない方もいた。

質疑⑩：運動機能向上訓練事業委託の委託先と委託料の根拠は。また、いづなコネクトWESTの利用延べ人数は。

回答⑩：委託先はすべて社会福祉協議会であり、委託料の根拠は人件費、消耗品費、通信費等による。いづなコネクトWESTの利用者数は2,194人。

【衛生費】

質疑なし

【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

■教育委員会

【民生費】

□児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：保育園費の今後の課題に記述のある「保育園送迎用マイクロバス」について、幼児用シートベルトを取り付ける予定はあるか。

回答①：対応車種を探したが、推奨されている「四点式」は身体障がいがある幼児用であり、一般の幼児用についてはマジックテープでベルトを固着する簡易式のものしかなく、子どもに対して有効か検証している状況。

質疑②：大学連携事業で、令和元年から3か年計画で延べ350万円が使われているが、どのような事業を展開してきたのか。

回答②：長野県立大学と連携し、子育て支援センターの活用方法、使用する玩具の選定から指導を受けた。また、子育て講座の開催や職員、教員などに対し保・小・中連携研修会などを行っている。最終年度の令和4年度には、保育園に出向き保育士と一緒に定期的な研修を重ね、保育士が保育に関する最先端の知識を身に着けるよう努めた。なお、令和5年度については連携協定を結び、引き続き研修を行うとともに、医療的ケア児等への指導方法など助言を受けている。また、大学教授等を講師に、子育て支援センターでの「子育て・親育ち」に関する子育て講座を引き続き取り組んでいる。

質疑③：保育留学の需要が全国的に高まっているとの報道を耳にしたが、当町にはそういった問い合わせはあったか。

回答③：今のところ問い合わせはない。

質疑④：今後そういった需要があれば町としても検討しても良いのではないかと思うがいかがか。

回答④：現時点では簡単にはお答えできないが、要望が出てきたら検討していく。

【教育費】

□教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：奨学資金貸付基金管理運営事業について、4年度の貸付件数は3件となっているが、これは多いのか少ないのか。

回答①：多い少ないの比較の対象が分からないので何とも言えないが、概ね例年並みであると認識している。

質疑②：貸付要件で「健康であること」、「保証人をつける」、「飯綱町に10年以上住むこと」と以前聞いたが、この要件を緩和する予定はあるか。

回答②：「飯綱町に10年以上住むこと」というのは貸付の要件ではなく、10年以降の償還が免除されるということ。貸付け要件は、「成績優秀で健康である」、「償還が可能であり、連帯保証人を有する」、「独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を借りていない」である。成績については、例えば高等学校、高等専門学校に通うための基準では、中学3学年時の評定が平均2.6以上となっており、きちんと学習していればクリアーできる基準となっている。保証人については、1名は父母等の保護者、1名は独立した生計を営む者、合計2名必要となっている。なお、償還が可能であるとの判断に所得要件を設けており、申請に対し所得要件で却下された例が過去に1、2例あったが、その他の要件で却下となった事例はない。所得基準は制度発足以来変更されていないため、一般質問で交付税の対象となる奨学金返済支援制度を検討しているとの答弁があった制度とともに、所得要件についても時代に合った内容となるよう、あわせて改正を検討していきたい。

質疑③：不登校の関係で、フリースクール等、学校以外の場所に何名行っているのか。

回答③：フリースクール利用者数は一時的なものも含めて6名。内訳は、牟礼小学校所属が3名、飯綱中学校所属が3名。この他、インターネット等を利用した自宅学習の方も数名いる。

質疑④：加配の対象となった児童の保護者から苦言を受けた。加配の話の進め方の中で、子どもを普通の子どもとして見てくれず、対応が非常に冷たい印象を受けたとのことであった。発達障がいや知的障がいを持つ子どもに対し支援を行う中で、マイナス方向に受け止められないよう、言葉の選び方を考えて対応すべきと思うがいかがか。

回答④：教育現場においてはこのような問題が起こりがちである。いろいろな原因が考えられるが、特に発達障がいについては、学校側と保護者側で捉え方がそれぞれ違うことでずれ違いが生じることが原因の一つではないか。大事なのは子どもの学ぶ権利をどう保障していくかということだと思う。町としては子育て支援センターや保育園の段階から保護者向けの相談会や懇談を行っており、成長に伴って発生する問題への対応を進めているが、保護者の誤解を招くことについては十分反省し、適正な関係づくりを進めていかなければならない。これからの学びは子どもの個性や能力に合わせ、学年の枠を超えて学べる環境を作りたいと考えている。その上で支援が必要な場合については個別支援を行っていきたい。

質疑⑤：まず「その子の個性が強いから支援に入るのではない」というところから入っていかな

いと、保護者とすれば受け入れ難いのではないかと。

回答⑤：障がいマイナスイメージとしてとらえるのではなく、その人の個性や特性として捉えるよう変わりつつある中で、子どもができることを伸ばすよう教育現場での視点が変わって来ている。以前答弁したが、学びの場が学校だけだった時代は不登校が良くないことという発想があったが、今は様々な学びの場があり、そのような発想はない。

質疑⑥：発達障がいの人が年々増えていると聞いているが、何か原因があるのか。

回答⑥：愛着障がい等の後天的な要因により増えていると言われている。また、医学の発達に伴い、発達障がいと診断される人が増えたという側面もあるかと思う。

質疑⑦：自閉症を含めて発達障がいと間違えられていた病気というものはあるのか。

回答⑦：専門家ではないのでわからない。

質疑⑧：小学校教材費補助事業で、児童一人当たり10,000円の補助となっているが、合計額に端数があるのはなぜか。

回答⑧：年度途中での転出入者等、補助額が上限額の10,000円に満たなかった方の分が端数となっている。

□社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑①：花づくり推進事業の今後の課題で、花サポーターの人数減少で活動が厳しくなっている旨の記載があるが、5月に行われる花サポーターの打合せ会議では、こういった内容が話し合われているのか。

回答①：実際の植付けの前に、北信五岳道路沿いの花壇に植える花の種類の選定等、実務的なことを話し合っている。その中で、減少した会員数を増やすため知り合いに声掛けを行っていくなどの話しもされた。

質疑②：産業観光課で主導している霊仙寺湖周辺のアジサイ植樹事業のように一般公募をしたら、もっと人が集まるのではないかと。

回答②：サポーターの皆さんとも相談し検討していく。

質疑③：スポーツ推進委員会費について、他の委員会等に比べて活動の記述が少ないがなぜか。

回答③：令和4年度については、新型コロナウイルス感染症等の影響で町民運動会等が中止となり、活動の場が少なかったため。5年度に関しては、球技大会での審判講習会をはじめ、積極的に活動している。

質疑④：文化財保護費中、願法寺への防犯カメラ設置に対する補助金交付について、宗教法人に対する補助は問題がないのか。また、「番匠公民館歴史的建築調査への協力」とあるが、どんな調査を行ったのか。また、「トウギョの生息調査」とあるが、そもそも外来魚であるトウギョを保護することに問題はないのか。

回答④：防犯カメラ設置補助については、町指定文化財である「願法寺の絵解き」及び仏像の保護のため、町文化財保護条例に基づき実施したものであり、寺院に対し補助したのではなく、所有者に管理、保存のために補助したものである。番匠公民館は、昔の養蚕業の拠点として建物が作られており歴史的価値が高いと認められ、建物解体前に信大工学

部により調査・図面化された。完成品は後日町に寄贈予定。トウギョについては外来種であるが、トウギョそのものというより、トウギョが生息している池を含めた自然環境に対して保護をするということで、町天然記念物に登録している。なお、生息調査により、現在も生息が確認されている。

質疑⑤：海洋センター費中、海洋クラブの支出額は。また来年度の予算の要求は。

回答⑤：令和4年度の海洋クラブ事業に対する支出額は138,931円。主には指導員の謝金が6万円弱。その他は、救助艇の整備点検費用、保険代など。令和6年度の予算については、令和4年度と同様の指導者謝金等に加えて、救助艇の更新費用40万程度を要求したい。財源はB&G財団の助成金を充てる予定。艇庫の修繕などは、他の施設の事業実施状況も含め、計画的に進めていく。

質疑⑥：生涯学習関係各施設使用料中、日向運動施設の使用料についてはグラウンド以外の施設は含まれているのか。

回答⑥：現状使用できるのは野球場と日向センターのみで、使用料については全て野球場の使用料となる。なお、令和5年3月に条例改正を行い、野球場と日向センター以外は貸出し施設から除外した。

質疑⑦：野球場については、現在の使用者の北リーグ以外に使用者はいるのか。

回答⑦：一般の者も使用は可能だが、北リーグ以外は使用していない。

質疑⑧：野球場の収入の内訳は。

回答⑧：野球場年間使用料として6万円。野球場使用期間の4月から12月の電気、水道及び汲取り料金を使用の実費として160,101円。野球場使用者の北リーグが自身で使用した費用を支払っている。

質疑⑨：いづな大学・いづな教室事業の受講者の推移について、牟礼・三水の分類は必要なのか。

回答⑨：おそらく合併当初の名残だと思うが、今となってはあまり意味のないものであるので、来年度以降考えていきたい。

質疑⑩：いづな大学受講生が減少しているとのことだが、受講生を増やすため、一部受講を認めたらどうか。

回答⑩：原則として全日程受講を前提としており、募集の際にも全日程受講が原則ということで周知している。

□学校給食共同調理場費

質疑①：現在、給食費は各家庭から口座振替で徴収していると思うが、振替手数料は年間でいくら位かかっているか。

回答①：概算で、世帯数662世帯、年間10回の振替で、1件当たりの手数料が11円なので、年間72,820円となる。

質疑②：調理場施設管理費の機械の大規模修繕について、機械の故障で給食提供ができないという最悪の事態を防ぐため、更新計画にこだわらず、予算計上をして早めに更新を進める

べきではないか。

回答②：予算の問題もあり一気に更新することは困難なため、3年程前から実施計画に基づき、計画的な整備に努めている。機械の不具合があるものについては計画にこだわらず優先的に更新をしている。故障が頻繁に発生するなど緊急性が高い機械については、今年度で更新がほぼ完了する。

令和4年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和5年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第47号	飯綱町犯罪被害者等支援条例	可 決
議案第48号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第50号	令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第55号	令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第56号	令和4年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
議案第58号	令和4年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第47号 飯綱町犯罪被害者等支援条例

質疑①：犯罪被害者等支援にかかる事業費に対する補助などはあるか。

回答①：町の単独事業。

質疑②：中野市の事件をきっかけに条例制定を前倒しにしている市町村があると聞いている。飯綱町の今回の条例制定も同じか。

回答②：元々、令和5年度中に制定する予定で動いていたが、中野市の事件を受けて今回上程した。

質疑③：支援金の内容は。

回答③：遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円を予定している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：日額報酬の計算で用いる 1 日 7.75 時間の考え方は。

回 答：一般職の勤務時間である 8：30 から 17：15 の 8.75 時間から、昼休憩の 1 時間を差し引いたもの。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 50 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 55 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 56 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑①：管路の法定耐用年数は何年か。

回答①：40 年。

質疑②：法定耐用年数 40 年を経過している水道管が 32.9%あるということか。

回答②：お見込みのとおり。

質疑③：老朽管の更新計画は。

回答③：令和 6 年に飯綱町統合認可を受けるために策定した基本計画では、計画期間 15 年中、最初 5 年間で三水地区の水源を三水浄水場から日向浄水場に移行、次の 5 年間で牟礼地区

の老朽管の布設替え、最後の5年間で福井団地系の管路と第7配水池系の管路の2重配管を統合して1本にする計画としている。15年間で32.9%の約半分は解消される予定。

質疑④：15年間の事業費は。

回答④：計画では40億円としている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第58号 令和4年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑①：経費回収率（汚水処理に要する費用に対する使用料の回収）が低くなってきているが、対応は。

回答①：全員協議会で経営戦略について説明したとおり、現在、料金改定を検討しており、理事者と協議中。

質疑②：令和7年で北部衛生施設組合のし尿処理施設が閉鎖するが、それ以降の町のし尿処理施設の建設場所は決まっているのか。また、建設に係る費用はどの程度を見込んでいるのか。

回答②：建設場所は、クリーン飯綱の敷地内を予定している。建設費用は、基本設計書では約7億円。工期は、令和6年度に着手し、令和7年度中の完成を予定している。

質疑③：一般会計からの繰入金に対する今後の見通しは。

回答③：現在、町からの繰入金は、その年度の企業債の元利償還金額分を繰り入れている。令和10年以降、借入れの返済額が大幅に減少するので繰入金も減ると考えているが、経費回収率が今よりも更に低くなると予想しており、汚水処理費用分を繰入れしなければならない状況になると考えている。また、例月出納検査のときに代表監査委員から、この先の運営を見据えた料金の改定の件について指摘があった。現在考えている料金改定案で改定を行った場合、改定後10年程度は使用料を上げなくても運営ができると見込んでいる。その後は、使用料収入の動向に注視しながら5年ごとの単価の見直しも必要になると予想している。今後の町からの繰入金については減少傾向となる見通しのため、次回の経営戦略等はそれらを踏まえた計画とした。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第51号	令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第52号	令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第53号	令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第54号	令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第57号	令和4年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認 定
請願第1号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	不採択
請願第2号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採 択
請願第3号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	採 択
請願第4号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願	採 択
陳情第6号	「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 51 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：訪問看護事業で 24 時間対応の職員は何人増えたか。その体制は十分か。

回答①：24 時間対応の職員は 1 名増えており、以前より負担は軽減されている。

質疑②：精神疾患の方が増えているとあるが、研修等行えていたか。

回答②：精神科訪問看護師の登録をし、研修は積極的に参加している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 52 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質 疑：なし

【保健福祉課】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 53 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質 疑：広域連合納付金（保険料・事務費負担金等）155,373,222 円の内訳は。

回 答：保険料は、令和 3 年度保険料の令和 4 年収入分である令和 4 年 4 月、5 月分と令和 4 年 6 月から令和 5 年 3 月分の合計である 115,336,200 円。事務費負担金等は、事務費繰入金のうち広域連合事務費負担分である 4,683,803 円と保険基盤安定繰入金の 35,353,219 円。

【保健福祉課】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 54 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：パワリハ以外の多くの通いの場では男性参加者が少ないという現状において、どのよう

な対策を考えているか。

回答①：介護予防相談の際の案内や事業対象者への声掛けをしていきたい。また、オンライン体操など自宅でできる事業の活用も呼び掛けていきたい。

質疑②：認知症の方をいかに早く医療につなげるかということが課題であり、そのためには認知症に対する知識を持つことが不可欠だと感じる。認知症に対する知識の普及について、どのように考えているか。

回答②：通いの場に月2回、生活支援コーディネーターが参加している。その際、認知症についての情報提供を行うようにしていきたい。また、メディア等を使った普及啓発にも取り組んでいきたい。なお、認知症については、2か月に1回、認知症初期支援チーム会議を開催し、各専門職が集まり情報共有を行っている。実際に医療や介護保険に結び付いたケースもあるので継続していきたい。

意見：高齢に伴い、自力で身の周りのことがしづらくなってきた方で、ごみの分別ができない人が増えてきている。ごみの分別は個人の生活に入り込むため、地域の方がそういった方を発見した際には、地域から地域包括支援センターに連絡するという仕組みを検討してはどうか。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：飯綱病院にコロナ陽性者の集中治療室はあるか。

回答①：陽性者の受入病床 2 床、後方支援の受入病床 1 床の計 3 床を個室の病床を利用し確保した。また、少人数のクラスター発生時に一般病床の部屋を使用した経過もある。

質疑②：コロナ陽性者に対し、点滴や酸素吸入をしているか。

回答②：治療では抗ウイルス剤を点滴で投与したり、必要によっては酸素吸入を行っている。また、重症の患者は近隣の病院に受入を依頼し搬送している。

質疑③：職員マネジメントについて、職員の育成等は、経営強化プランに盛り込まれるのか。

回答③：経営強化プランには職員体制までを記載するようになっていないが、今後を担える職員の育成に努めていく。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤 氏

質疑①：国民が税金を納め、その中から高校へのお金も出されている。所得が 910 万円だと収入が 1,200 万円ほどで相当な金額だと思う。

回答①：教育は公のものであり、大学も無償にしてほしい。国連では、「私費で卒業した者は学んだことを私的に還元したいと考え、公的負担で卒業した者は利他的に還元したいと考え」と報告している。

質疑②：OECDの中で日本は教育費の負担が低いとされているが、他国は国民負担率が高い。国民は、「負担は低くサービスは普通に」と、税金を増やすことは望んでいないと思う。

回答②：所得の多い方から応分の負担をしてもらうとともに、儲かっている大企業にも負担をしてもらいたい。

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤 氏

意 見：募集しても集まらない状況があり、地元の中学校からも行っていない。魅力ある高校にしていかなければ駄目だ。現場の教職員が一番わかっているはずで、何かやってもらわないと人が集まらない。提案が欲しい。

質 疑：高教組では現場の意見を聞いているのか。

回 答：組合が違うため、わからない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。

○請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤 氏

質疑①：昨年は少人数学級20人とあったが、今年は消えているのはなぜか。

回答①：20人は急ぎすぎとの指摘をいただき、今年は削除した。

質疑②：国庫負担金を2分の1から3分の1にしたのには、国の事情があると思うが。

回答②：他自治体からも復元できないかとの声があるので、復元してほしい。

質疑③：教育は国が大元で、どこでも同じでなくてもよいのではないか。

回答③：国庫負担金を3分の1に削減した時、文部科学省では2分の1を堅持すべきとの議論があったと聞いている。昭和24年には廃止され、県により大きな格差が生まれたため復活された。どこに住んでも等しい教育が受けられることが憲法の本質だ。

反対討論：国庫負担金の堅持は賛成できる。少人数学級については、20人との数字が入っていたが、さらなる推進としている。来年から一律35人にするようになっており、検証を待っても良いのではないか。緊急性がないので反対する。

採決の結果：可否同数となり、委員長裁決で採択とした。

**○請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」
を長野県知事に求める請願**

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤 氏

質疑①：県教育委員会では、議論されているのか。

回答①：毎年、交渉では出しているが、よくわからないとの答弁で、調査中と聞いている。

質疑②：県教育委員会が予算編成時に県に求めていくべきではないか。

回答②：人事委員会は良くないとしている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

継続審査申出

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

4 番

5 番

6 番